平 成 25 年 度

固定資產概要調書

神戸市行財政局主税部固定資産税課

目 次

Ι	土地	に関	する	概要調書報告書	
	第	1	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第	2	表	総括表	2
	第	3	表	納税義務者区分による土地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第	4	表	宅地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第	5	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	第	6	表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	第	7	表	宅地等の負担調整に関する調(農地+造成費として評価される農業用施設用地・生産緑地地区内の宅地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	第	8	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地計・一般山林) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	第	9	表	宅地等の負担調整に関する調(複合利用鉄軌道用地(小規模住宅用地・一般住宅用地)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	第	10	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地比準土地・宅地比準土地以外・総計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	第	11	表	農地の負担調整に関する調(一般市街化区域農地・介在農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	第	12	表	農地の負担調整に関する調(一般農地・合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	第	13	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成21年度以前の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	第	14	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成22・23年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	第	15	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成24・25年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	第	16	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	第	17	表	課税標準の特例等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	第	18	表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	第	19	表	負担調整措置等による軽減額に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	第	20	表	平成26年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
Π	家屋	に関	する	概要調書等報告書	
	第	21	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	第	22	表	総括表	44
	第	23	表	所有者区分による家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	第	24	表	木造家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	第	25	表	木造以外の家屋に関する調(1)事務所、店舗、百貨店、銀行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	第	26	表	木造以外の家屋に関する調(2)住宅、アパート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	第	27	表	木造以外の家屋に関する調(3)病院、ホテル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	第	28	表	木造以外の家屋に関する調(4)工場、倉庫、市場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

	弟	29	表	木造以外の家屋に関する調(5) その他	52
	第	30	表	木造以外の家屋に関する調(6)合計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	第	31	表	新増分家屋に関する調(1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	第	32	表	新増分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	第	33	表	減少分家屋に関する調(1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	第	34	表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	第	35	表	課税標準額等に関する調(その1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	第	36	表	課税標準額等に関する調(その2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	第	37	表	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	第	38	表	建築年次区分による家屋に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	第	39	表	家屋の変動に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	第	40	表	法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成25年度に新たに軽減の対象となったもの) ・・・・・・	65
	第	41	表	法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調(平成25年度に新たに課税の対象となったもの) ・・・・・・・	66
	第	42	表	法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成25年度に新たに軽減の対象となったもの)・・・・・・	67
	第	43	表	新築住宅に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	第	44	表	法附則第56条及び法附則第16条の2等の規定による軽減税額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	第	45	表	法附則第55条及び第55条の2の規定による減額課税等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	第	98	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(家屋)(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
Ш	都市	計画	税に	関する調報告書	
	第	51	表	都市計画区域及び課税区域に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	第	52	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	第	53	表	地積及び床面積等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	第	54	表	決定価格及び課税標準額に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	第	55	表	平成26年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	第	56	表	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	第	57	表	課税標準の特例に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	第	58	表	課税標準の特例に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	第	59	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	第	60	表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	第	61	表	宅地等の負担調整に関する調(その他・合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	第	62	表	農地の負担調整に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
	第	97	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97

IV 償却資産に関する概要調書等報告書

	第	69	表		98
	第	70	表	償却資産の価格等に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
	第	71	表	償却資産の価格等に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	第	72	表	償却資産の価格等に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
	第	73	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法第349条の3関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
	第	74	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)(法附則第15条関係) ・・・・・・・・・・	105
	第	75	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)(法附則第15条関係) ・・・・・・・・・・	107
	第	76	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第15条の2,第15条の3,旧法附則第16条の2)・・・・・・	109
	第	77	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第56条,第56条の2) ・・・・・・・・	110
	第	78	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
	第	79	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
	第	80	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
	第	99	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
V	市町	村衣	付金	に関する概要調書等報告書	
•	.11	11,	~ I J <u>314</u>		
				平成25年度 市町村交付金の交付額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115

I 土地に関する概要調書報告書

地1	方グ	大区]]体:	ュー	ド	表者 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	1

平成25年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

						(1)	(2)	(3)
個人法人の別	区分	行 9	番	号	総 数 12	(人) (イ)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個	人	0	1	0		292, 397	13, 854	278, 543
法	人	0	2	0		15, 608	976	14, 632
計		0	3	0		308, 005	14, 830	293, 175

地1	方グ	共区]体:	コー	ķ	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_		—				(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
		区 分					地	積					決	定 価	格				課	说 標 🗓	準 額
Life			行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点 以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	
地	目		9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(口)	42 (m²)(>\)	57 (m²)(二) ₇₁	9			12 (千円)(ホ)	27 (千円)(へ)	42 (千円)(ト)56	9			12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ)	42(千円)(ヌ)56
田田	_	州文 山	0	1	0	3, 668, 654	43, 829, 747	1, 246, 662	42, 583, 085	0	1	1	6, 213, 443	171, 013	6, 042, 430	0	1	2	6, 161, 126	166, 371	5, 994, 755
ш	介 市 街	在 田 ・	0	2	0	49, 269	1, 022, 399	955	1, 021, 444	0	2	1	16, 170, 967	6, 372	16, 164, 595	0	2	2	5, 465, 818	2, 136	5, 463, 682
Jem	_	般畑	0	3	0	1, 211, 549	5, 521, 547	422, 880	5, 098, 667	0	3	1	388, 128	29, 523	358, 605	0	3	2	386, 697	29, 226	357, 471
畑	介市	在 畑 · 封 化 区 域 畑	0	4	0	6, 874	295, 390	9, 322	286, 068	0	4	1	7, 151, 080	7, 776	7, 143, 304	0	4	2	2, 608, 692	3, 002	2, 605, 690
	小 住	· 規 模 宅 用 地	0	5	0		54, 994, 415	194, 286	54, 800, 129	0	5	1	4, 300, 833, 438	6, 111, 890	4, 294, 721, 548	0	5	2	696, 017, 075	1, 012, 124	695, 004, 951
宅	一般	改 住 宅 用 地	0	6	0		8, 001, 433	4, 544	7, 996, 889	0	6	1	374, 396, 676	82, 881	374, 313, 795	0	6	2	121, 334, 396	27, 443	121, 306, 953
地	住以	宅 用 地 外 の 宅 地	0	7	0		35, 701, 182	4, 618	35, 696, 564	0	7	1	2, 447, 962, 321	57, 103	2, 447, 905, 218	0	7	2	1, 653, 468, 422	38, 767	1, 653, 429, 655
		計	0	8	0	21, 037, 411	98, 697, 030	203, 448	98, 493, 582	0	8	1	7, 123, 192, 435	6, 251, 874	7, 116, 940, 561	0	8	2	2, 470, 819, 893	1, 078, 334	2, 469, 741, 559
	塩	田	0	9	0	0				0	9	1				0	9	2			
	鉱	泉 地	1	0	0	373	292	20	272	1	0	1	24, 984	199	24, 785	1	0	2	22, 549	199	22, 350
	池	沼	1	1	0	200, 077	112, 347	4, 424	107, 923	1	1	1	54, 784	660	54, 124	1	1	2	38, 767	479	38, 288
Щ	1	般山林	1	2	0	50, 703, 273	81, 552, 235	9, 431, 344	72, 120, 891	1	2	1	1, 266, 569	145, 559	1, 121, 010	1	2	2	1, 266, 530	145, 559	1, 120, 971
林	介	在 山 林	1	3	0	772, 599	4, 917, 811	195, 789	4, 722, 022	1	3	1	6, 902, 283	82, 886	6, 819, 397	1	3	2	4, 710, 173	56, 549	4, 653, 624
	牧		1	4	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	4	2	0	0	0
	原	野	1	5	0	3, 258, 933	3, 680, 410	428, 865	3, 251, 545	1	5	1	1, 256, 480	37, 958	-,,		5	<u> </u>	890, 794	28, 857	861, 937
	ゴル	レフ場用地		6		997, 727	12, 181, 838	445	12, 181, 393		6		27, 763, 418	702	27, 762, 716		6		19, 408, 739	491	19, 408, 248
雑	遊園	地等の用地		7	:	825	41, 292	0	41, 292		7		882, 931	0	882, 931		7	-	618, 052	0	618, 052
	鉄	単 体 利 用		8	•	499, 991	, ,	42	1, 959, 462		8		53, 580, 382		53, 580, 145		├	<u> </u>	36, 783, 403		36, 783, 238
	軌	小規模住宅用地		Ľ	0		151	0	151		9		20, 472	0	20, 472		9	-	3, 412	0	3, 412
種	道用和	一般任宅用地		0	•		0	0	0		0		0	0	0		0	:	0	0	0
	地用	住七角地以外	2	!	0		280, 663	0	280, 663		1		38, 070, 346		38, 070, 346		├	├	25, 918, 807		25, 918, 807
地	Z D	他の雑種地	_	2	0	1, 855 119, 805, 109	280, 814	406 005	280, 814		3	-	38, 090, 818 128, 928, 178	-	38, 090, 818		2	•	25, 922, 219		25, 922, 219
	その	他の維俚地		3 4	:		28, 804, 597	,	13, 935, 124 28, 398, 085		4	_	249, 245, 727	,	128, 614, 368 248, 930, 978				87, 675, 690 170, 408, 103	,	87, 455, 522 170, 187, 279
	そ	の他		<u> </u>	<u>: </u>	81, 611, 676		400, 512	20, 390, 000		4 5		249, 240, 121	314, 749	240, 930, 978		4 5		170, 400, 103	220, 624	170, 161, 219
	合	計		-	-	283, 826, 195		12 350 221	256, 083, 584				7, 411, 866, 880	7 048 569	7, 404, 818, 311		<u> </u>	<u> </u>	2, 662, 779, 142	1 731 536	2, 661, 047, 606
		PΙ	4	U	v	200, 020, 190	200, 100, 000	12, 000, 221	200, 000, 004	4	U	1	1, 111, 000, 000	1,040,009	1, 104, 010, 011	4	U		2, 502, 115, 142	1, 101, 000	2, 001, 011, 000

地1	方グ	类区	団体:	コー	k,	表者 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道႔	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_						(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
		区 分					筆	数			たり 価格
地	_ 目		行	番	号	非課税地筆数	計 ៕ 秘 事 剱	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	以上のもの	平均価格	最 高 価 格
	1		9			12 (筆)(ル)			5/ (聿)(以)	(ロ) (円/m)(ヨ)	72 (円/㎡)(夕) 80
田田		般田	0	1	3	20, 345	47, 750	2, 384	45, 366	142	151
ш		在 田 · 化 区 域 田		2		250	2, 820	27	2, 793	15, 817	223, 146
.lam	_	般 畑	0	3	3	3, 392	9, 845	1, 007	8, 838	70	72
畑		在 畑 · 化 区 域 畑	0	4	3	50	1, 248	45	1, 203	24, 209	162, 780
<i>-</i>	小 住	規 模 宅 用 地	0	5	3		346, 865	5, 777	341, 088	78, 205	1, 515, 161
宅	一般	住宅用地	0	6	3		91, 835	436	91, 399	46, 791	506, 660
地		宅 用 地トの宅地	0	7	3		77, 315	357	76, 958	68, 568	2, 210, 686
		計	0	8	3	44, 603	516, 015	6, 570	509, 445	72, 172	2, 210, 686
	塩	田	0	9	3	0					
	鉱	泉 地	1	0	3	5	42	1	41	85, 562	1, 844, 444
	池	沼	1	1	3	248	280	12	268	488	35, 534
Щ	_	般 山 林	1	2	3	15, 063	28, 049	6, 638	21, 411	16	16
林	介	在 山 林	1	3	3	579	5, 403	706	4, 697	1, 404	70,000
	牧	場	1	4	3	0	0	0	0	0	0
	原	野	1	5	3	3, 412	6, 466	1, 135	5, 331	341	64, 152
	ゴル	フ場用地	1	6	3	79	3, 295	4	3, 291	2, 279	14, 210
+ 14	遊園	地等の用地	1	7	3	2	4	0	4	21, 383	21, 382
雑		单体 利用	1	8	3	1,014	3, 468	4	3, 464	27, 344	113, 490
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	3		10	0	10	135, 576	135, 576
種	道合	一般住宅用地	2	0	3		0	0	0	0	0
	用制用用	住宅用地以外	2	1	3		716	0	716	135, 644	700, 535
地		計	2	2	3	3	726	0	726	135, 644	700, 535
	その	他の雑種地	2	3	3	120, 759	29, 079	3, 017	26, 062	8, 990	732, 256
		計	2	4	3	121, 857	36, 572	3, 025	33, 547	8, 653	732, 256
	そ	の他	2	5	3						
	合	計	2	6	3	209, 804	654, 490	21, 550	632, 940	27, 612	

地 1	方公	:共区]体:	ュー	ド	表都 7	香号 9
2	8	1	0	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_		>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	\	▼ 区 分				納税義	務者数	地	積	決 定	価 格
地			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
ᄺ			9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(/\)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
田田		一 般 田	0	1	0	7, 690	29	42, 551, 377	31, 708	6, 038, 329	4, 101
щ		介 在 田 · 街 化 区 域 田	0	2	0	1, 139	14	1, 012, 462	8, 982	16, 075, 312	89, 283
畑		一 般 畑	0	3	0	3, 805	22	4, 725, 280	373, 387	331, 833	26, 772
ΛЩ	市		0	4	0	798	15	280, 936	5, 132	7, 053, 947	89, 357
		小 規 模 主 宅 用 地	0	5	0	257, 754	6, 457	48, 613, 596	6, 186, 533	3, 746, 853, 060	547, 868, 488
宅	_	般住宅用地	0	6	0	68, 985	999	7, 611, 308	385, 581	349, 252, 512	25, 061, 283
地	f 以	主 宅 用 地	0	7	0	31, 072	9, 920	8, 681, 880	27, 014, 684	634, 187, 214	1, 813, 718, 004
		計	0	8	0	357, 811	17, 376	64, 906, 784	33, 586, 798	4, 730, 292, 786	2, 386, 647, 775
	ţ	塩 田	0	9	0						
	鉱	泉 地	1	0	0	11	23	79	193	2, 847	21, 938
	ì	池 沼	1	1	0	27	31	19, 861	88, 062	23, 789	30, 335
山	-	一般山林	1	2	0	4, 420	395	42, 941, 562	29, 179, 329	667, 349	453, 661
林	Í	介 在 山 林	1	3	0	1, 465	354	2, 032, 110	2, 689, 912	2, 547, 501	4, 271, 896
	!	牧場	1	4	0	0	0	0	0	0	0
	J	原 野	1	5	0	2, 020	165	1, 973, 992	1, 277, 553	712, 802	505, 720
	ゴ	ルフ場用地	1	6	0	194	37	2, 553, 583	9, 627, 810	4, 644, 359	23, 118, 357
	遊	園地等の用地	1	7	0	0	1	0	41, 292	0	882, 931
雑		単 体 利 用	1	8	0	5	34	478	1, 958, 984	3, 462	53, 576, 683
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	0	0	2	0	151	0	20, 472
種	道	複 一般住宅用地	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	用地	利住宅用地以外	2	1	0	6	38	813	279, 850	20, 508	38, 049, 838
地		計	2	2	0	6	40	813	280, 001	20, 508	38, 070, 310
사	そ	の他の雑種地	2	3	0	9, 100	1, 512	6, 680, 457	7, 254, 667	57, 852, 878	70, 761, 490
		計	2	4	0	9, 305	1, 624	9, 235, 331	19, 162, 754	62, 521, 207	186, 409, 771
	1	合 計	2	5	0	388, 491	20, 048	169, 679, 774	86, 403, 810	4, 826, 267, 702	2, 578, 550, 609

地方公共団体コード 表番号 8										
2	8	1	0	0	0	0	3			

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_							(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	\		区 分				課税	票準額	筆	数	単位			価格
			<u> </u>	行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	平 均	価 格 、法 人	最 高 個 人	価格 法人
地		目		9			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	<u>(ホ)</u> 恒 人 ^(ハ) (円/㎡)(ル)	(二) (円/m²)(ヲ)	恒 人 56 (円/㎡)(ワ)	伝 人 67 (円/㎡)(カ) 77
ш		_	般 田	0	1	1	5, 990, 775	3, 980	45, 304	62	142	129	151	151
田			在 田 · 化 区 域 田	0	2	1	5, 426, 545	37, 137	2, 767	26	15, 877	9, 940	223, 146	33, 153
畑		-	般 畑	0	3	1	330, 867	26, 604	8, 798	40	70	72	72	72
ДШ		介 街	在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	1	2, 563, 285	42, 405	1, 180	23	25, 109	17, 412	162, 780	46, 322
	ſ	小 主	規 模 宅 用 地	0	5	1	606, 409, 267	88, 595, 684	325, 489	15, 599	77, 074	88, 558	1, 194, 214	1, 515, 161
宅	1	般	住宅用地	0	6	1	113, 311, 596	7, 995, 357	89, 073	2, 326	45, 886	64, 996	506, 660	447, 344
地	1 以		老 用 地 の 宅 地	0	7	1	435, 643, 031	1, 217, 786, 624	48, 715	28, 243	73, 047	67, 138	2, 095, 396	2, 210, 686
			計	0	8	1	1, 155, 363, 894	1, 314, 377, 665	463, 277	46, 168	72, 878	71, 059	2, 095, 396	2, 210, 686
	;	塩	田	0	9	1			/	/	\setminus		\setminus	
	鉱		泉 地	1	0	1	2, 847	19, 503	11	30	36, 038	113, 668	666, 666	1, 844, 444
	1	池	沼	1	1	1	16, 951	21, 337	42	226	1, 198	344	35, 534	14, 500
Щ		<u> </u>	設 山 林	1	2	1	667, 312	453, 659	18, 010	3, 401	16	16	16	16
林	1	介	在 山 林	1	3	1	1, 713, 582	2, 940, 042	2, 818	1,879	1, 254	1, 588	70, 000	49, 412
	!	牧	場	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ļ	原	野	1	5	1	503, 999	357, 938	4, 227	1, 104	361	396	64, 152	28, 246
	Ĭ	ル	フ場用地	1	6	1	3, 251, 051	16, 157, 197	737	2, 554	1,819	2, 401	2, 520	14, 210
ts.#-	遊	園士	也等の用地	1	7	1	0	618, 052	0	4	0	21, 383	0	21, 382
雑		単	体 利 用	1	8	1	2, 424	36, 780, 814	6	3, 458	7, 243	27, 349	28, 413	113, 490
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	1	0	3, 412	0	10	0	135, 576	0	135, 576
種	道用	複合	一般住宅用地	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	地地	利用	住宅用地以外	2	1	1	14, 348	25, 904, 459	16	700	25, 225	135, 965	32, 000	700, 535
地			計	2	2	1	14, 348	25, 907, 871	16	710	25, 225	135, 965	32, 000	700, 535
	そ	の作	也の雑種地	2	3	1	39, 936, 346	47, 519, 176	17, 997	8, 065	8, 660	9, 754	180, 190	732, 256
			計	2	4	1	43, 204, 169	126, 983, 110	18, 756	14, 791	6, 770	9, 728	180, 190	732, 256
		合	計	2	5	1	1, 215, 784, 226	1, 445, 263, 380	565, 190	67, 750	28, 443	29, 843		



第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	区		納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地		行番号	個人	法人	個人	法 人	個人	法人	最高価格地の所在
	別	9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(√)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁華街	0 1 0	292	153	31, 395	30, 867	16, 577, 602	17, 226, 823	中央区北長狭通1丁目
業	高度商業地区I	0 2 0	53	171	26, 380	340, 365	12, 800, 834	203, 460, 259	中央区小野柄通8丁目
	高度商業地区Ⅱ	0 3 0	721	643	128, 253	676, 565	53, 408, 347	234, 658, 302	中央区三宮町1丁目
地	普通商業地区	0 4 0	6, 092	1, 779	1, 147, 065	2, 158, 463	212, 957, 508	271, 578, 002	中央区北長狭通3丁目
区	計	0 5 0	7, 158	2, 746	1, 333, 093	3, 206, 260	295, 744, 291	726, 923, 386	
住	併用住宅地区	0 6 0	12, 864	2, 566	3, 624, 374	2, 614, 740	414, 003, 107	272, 030, 139	中央区山本通3丁目
宅	1 1 10 1 1	0 7 0	1, 381		436, 407	104, 616	84, 395, 604	17, 236, 405	東灘区御影2丁目
地	普通住宅地区	0 8 0	233, 178		49, 193, 404	8, 847, 575	3, 682, 070, 485	663, 062, 655	東灘区岡本2丁目
区	計	0 9 0	247, 423	9, 312	53, 254, 185	11, 566, 931	4, 180, 469, 196	952, 329, 199	
工	大工場地区	1 0 0	152	832	92, 235	12, 245, 309	3, 525, 303	436, 201, 262	中央区港島6丁目
業	中小工場地区	1 • 1 • 0	6, 613	1, 732	1, 406, 517	3, 980, 668	99, 364, 215	223, 030, 702	東灘区本山南町6丁目
地	家内工業地区	1 2 0							
区	計	1 • 3 • 0	6, 765	2, 564		16, 225, 977	102, 889, 518	659, 231, 964	
村	集団地区	1 4 0	5, 946		1, 825, 383	244, 541	45, 414, 746	6, 718, 139	須磨区妙法寺字アチロ
落地	村 落 地 区	1 5 0	11, 717	764	6, 461, 979	1, 937, 191	99, 005, 161	28, 929, 882	須磨区妙法寺字アチロ
区	計	1 6 0	17, 663		8, 287, 362	2, 181, 732	144, 419, 907	35, 648, 021	
看		1 7 0	350	128	88, 408	290, 979	5, 326, 190	12, 129, 358	兵庫区福原町
	業用施設の用に供 け る 宅 地	1 8 0	997	24	441, 366	114, 919	1, 426, 808	385, 847	北区八多町附物
生產	E緑地地区内の宅地	1 9 0	34	0	3, 618	0	16, 876	0	西区伊川谷町有瀬
	合 計	2 0 0	280, 390	15, 830	64, 906, 784	33, 586, 798	4, 730, 292, 786	2, 386, 647, 775	中央区三宮町1丁目

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。



第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			▶		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区				課税	栗 準 額	筆	数	単位	当	_{こり} て	
地		行	番	号	個人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	11	笛	ク		伍 八	値 人	伍 八	(1) 個 人	_(二) 法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	(人) (円/m²)		56 (円/m²) 6	7 (円/m²)77
商	繁 華 街	0	1	1	10, 678, 887	11, 577, 635			528, 033	558, 098	939, 018	1, 109, 680
業	高度商業地区I	0	2	1	3, 817, 580	128, 837, 240	79	576	485, 248	597, 771	1, 134, 448	1, 694, 334
地	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	21, 708, 960	149, 665, 223	1,010		416, 430	346, 838	2, 095, 396	2, 210, 686
	普通商業地区		4		71, 928, 315	155, 541, 024	8,670	3, 856	185, 654	125, 820	600, 530	597, 106
区	計	0	5	1	108, 133, 742	445, 621, 122	10, 203	6, 266	221, 848	226, 720	2, 095, 396	2, 210, 686
住	併用住宅地区		6		134, 910, 887	150, 027, 600	,		114, 227	104, 037	388, 634	369, 698
宅	高級住宅地区	0	7	1	17, 779, 783	6, 051, 798	1, 813	184	193, 387	164, 759	311, 160	275, 000
地	普通住宅地区		8		800, 819, 647	245, 630, 572			74, 849	74, 943	337, 317	336, 360
区	計	0	9	1	953, 510, 317	401, 709, 970	309, 385	25, 246	78, 500	82, 332	388, 634	369, 698
工	大工場地区	1	0	1	2, 305, 940	286, 591, 269		1, 769	38, 221	35, 622	56, 292	69, 260
業	中小工場地区	1	1	1	41, 045, 763	149, 700, 634	9, 207	4, 011	70, 646	56, 028	178, 020	183, 927
地	家内工業地区		2						0	0		
区	計	1	3	1	43, 351, 703	436, 291, 903	,	5, 780	68, 650	40, 628	178, 020	183, 927
村	集団地区	1	4	1	13, 432, 485	3, 736, 115			24, 880	27, 472	66, 150	66, 150
落地	村 落 地 区	1	5	1	33, 572, 620	19, 205, 388		2, 222	15, 321	14, 934	61, 054	61,054
区	計	1	6	1	47, 005, 105	22, 941, 503	33, 291	2,960	17, 427	16, 339	66, 150	66, 150
看	見光 地区	1	7	1	2, 483, 636	7, 580, 005	564	518	60, 246	41, 685	152, 296	154, 662
	業用施設の用に供 する宅 地	1	8	1	869, 029	233, 162	1, 416	58	3, 233	3, 358	6, 150	3, 450
生產	産緑地地区内の宅地	1	9	1	10, 362	0	39	0	4, 664	0	6, 150	0
	合 計	2	0	1	1, 155, 363, 894	1, 314, 377, 665	364, 308	40, 828	72,878	71, 059	2, 095, 396	2, 210, 686

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

担	表看 7	番号 8					
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		E	8 11 ⊞ 4	12 (人) 24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0 1 0	174, 515	32, 896, 816	1, 920, 514, 799	320, 085, 713	221, 249
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	42, 418	7, 681, 720	741, 945, 570	121, 203, 389	50, 267
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	30, 243	5, 296, 855	692, 702, 925	106, 449, 568	35, 663
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	14, 525	2, 616, 934	380, 892, 402	57, 133, 846	17, 615
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	407	71, 569	6, 965, 876	1, 023, 666	512
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	76	32, 904	2, 256, 414	314, 597	101
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	40	13, 066	1, 257, 857	163, 068	50
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	12	1,853	180, 589	21, 844	13
	-	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	4	223	29, 903	3, 449	(
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	6	832	47, 998	5, 072	(
	Ħ	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	1	8	333	31]
	用	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	6	816	58, 394	5, 024	(
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	쁘	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	Ĭ	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
)	負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	262, 253	48, 613, 596	3, 746, 853, 060	606, 409, 267	325, 489
		負担水準1.0以上	2 3 0	3, 990	3, 934, 810	272, 921, 320	45, 486, 883	8, 999
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	1, 456	1, 122, 431	114, 679, 979	18, 719, 500	2, 662
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	1, 203	654, 848	95, 672, 730	14, 714, 172	2, 394
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	574	457, 130	63, 503, 328	9, 525, 498	1, 491
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	13	8, 103	577, 629	84, 916	21
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	7	1, 795	105, 068	14, 734	8
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	5	731	51, 783	6, 657	(
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	4	4, 156	302, 746	37, 607	
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	2	2, 240	30, 768	3, 418	(
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	1	200	8,974	965	
	_	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	1	89	14, 163	1, 334	
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	124	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0	†				
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	7, 256	6, 186, 533	547, 868, 488	88, 595, 684	15, 599

担	表番号 7 8						
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	X	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	·	<i>)</i> ,	9 11 ⊞ ,	12 (人)	24 (m²)			9 (筆)8
	負担水準1.0以上		4 5	0 52, 379	6, 245, 272	204, 169, 231	68, 056, 388	68, 96
_	負担水準0.95以上1.0未活	苘	4 6	0 8, 356	630, 127	52, 119, 894	17, 045, 904	9, 71
	負担水準0.9以上0.95未済		4 7	0 5, 366	440, 588	51, 385, 640	15, 758, 721	6, 22
般			4 8		275, 787	40, 666, 985	12, 200, 093	3, 98
	負担水準0.8以上0.85未		4 9		8, 468	299, 378	88, 228	11
住			5 0		6, 653	280, 533	77, 469	3
	負担水準0.7以上0.75未済		5 1	0 11	3, 527	317, 974	81, 914	1
宅	負担水準0.65以上0.7未清		5 2		284	5, 467	1, 347	
	負担水準0.6以上0.65未活		5 3					
用	負担水準0.55以上0.6未活		5 4		602	7, 410	1, 532	
/13	負担水準0.5以上0.55未		5 5					
地	負担水準0.45以上0.5未流		5 6					
70	复担水準0.4以上0.45木 //	•	5 7					
	負担水準0.35以上0.4未流	•	5 8					
	負担水準0.3以上0.35未流		5 9					
個	負担水準0.25以上0.3未清		6 0					
旭	頁担水準0.2以上0.25木 (6 1					
	負担水準0.15以上0.2未流		6 2					
人	页55/N平0.15/N上0.10/N	•	6 3					
_	負担水準0.05以上0.1未済		6 4					
	負担水準0.05未満		6 5					
	(a. l. a. l. a	計	6 6	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7, 611, 308	349, 252, 512	113, 311, 596	89, 07
	負担水準1.0以上	11.	6 7		234, 113	10, 329, 693	3, 443, 231	1, 48
_	負担水準0.95以上1.0未済		6 8		43, 042	4, 208, 360		31
	負担水準0.9以上0.95未済		6 9		44, 039	6, 099, 093	1, 880, 953	22
般	負担水準0.85以上0.9未		7 0		36, 423	4, 003, 822	1, 201, 146	28
	負担水準0.8以上0.85未済		7 1		889	68, 245	20, 231	
住	負担水準0.75以上0.8未済		7 2		2, 631	34, 009	9, 349	
	負担水準0.7以上0.75未済		7 3		76	2, 329	602	
宅	負担水準0.65以上0.7未流		7 4		04.150	005.005	05.505	
	負担水準0.6以上0.65未 ₹		7 5		,		67, 707	
用	負担水準0.55以上0.6未活		7 6		218	9, 795	2, 107	
711	负担小牛0.0以上0.00×1		7 7					
地	負担水準0.45以上0.5未流	•	7 8					
10	大三八十0.15/120.10/(II	•	7 9					
	負担水準0.35以上0.4未活		8 0					
	負担水準0.3以上0.35未済		8 1					
N.I	負担水準0.25以上0.3未済	•	8 2					
法	> 13-13-1 1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•	8 3			ļ		
	負担水準0.15以上0.2未流	•	8 4					
人	負担水準0.1以上0.15未済	茜	8 5	0				
	負担水準0.05以上0.1未流		8 6	0				
$\overline{}$	負担水準0.05未満		8 7	0				

担	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	0	6				

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	\			
	住	負担水準0.7超	0 1 0	14, 286	4, 765, 866		172, 389, 572	22, 470
	宇	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	15, 887	3, 184, 236	334, 417, 502		22, 643
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	2, 264	637, 517	50, 428, 322	31, 827, 116	3, 127
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	371	88, 339	2, 743, 345		458
	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	10		233, 965	133, 822	10
	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	2	241	2, 459		2
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	1	32	435	204	1
	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	1	1, 037	45, 696	18, 816	1
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	1	1, 077	37, 704	14, 960	1
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0	2	360	6, 956	2, 162	2
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1 0					
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	, μ	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
		計	1 6 0	32, 825	8, 681, 880	634, 187, 214	435, 643, 031	48, 715
	住	負担水準0.7超	1 7 0	5, 261	17, 706, 203	798, 386, 593	548, 123, 812	13, 558
	宇	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	5, 191	7, 657, 775	728, 658, 424	492, 171, 471	12, 484
	_	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	663	1, 248, 651	259, 604, 079		2,070
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	60	337, 205	23, 753, 524	14, 252, 114	104
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 1 1 0	5	26, 258	1, 185, 687	683, 264	11
地	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	4	17, 095	639, 613		5
	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 1 3 1 0	3	20, 193	1, 398, 058	651, 970	3
	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	2	357	44, 238	18, 292	4
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	2	783	42, 762	16, 703	2
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0	1	14	633	207	1
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 1 7 1 0	1	150	4, 393	1, 278	1
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	1	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0					
		前山	3 2 0	11, 193	27, 014, 684	1, 813, 718, 004	1, 217, 786, 624	28, 243

± 1	方グ	、共区	団体:	コー	F	表都 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)				69 (筆) 80
宅	住	負担水準0.7超	0 1 0	152	37, 754	86, 617		175
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	99	·			110
地		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	618	,			831
$\overline{}$	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	248	65, 700	223, 735	134, 241	299
農	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
地	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	1	233	804	418	1
_	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
+	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
造		負担水準0.3以上0.35未満	0 1 9 1 0					
成	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
費	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1 0					
質	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
٤	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
l	I IIEI	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
て	人	負担水準0.05未満	1 5 0					
評		計	1 6 0	1, 118	441, 366	1, 426, 808	869, 029	1, 416
	住	負担水準0.7超	1 7 0	3	759	2, 499	1,749	3
価	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	1	5, 727	14, 037		1
さ		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	18	105, 680	359, 857	215, 915	45
れ	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	7	2, 753	9, 454	5, 673	9
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 1 1 0					
る	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
農	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 1 3 1 0					
業	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
用	0)	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
施	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
設	_	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
用	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	,	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
地	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	29	114, 919	385, 847	233, 162	58
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•		

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

封 1	也方々	大人	団体:	コー	ド	表都 7	≸号 8
2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行 番	뭉	納税義務者数	+	地積	決定価格	課税標準額	爭	数数
			9		12 (人)	24	(m^2)]) 54 (千円)	69	(筆) 80
宅	住	負担水準0.7超	3 3		7		514	1, 5			7
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下	3 4		6		314		78 609		6
$\overline{}$	用	負担水準0.6以上0.65未満	3 5	0	15	_	2, 264	11, 3			19
農		負担水準0.55以上0.6未満	3 6	0	6		526	3, 0	1,840		7
地	地	負担水準0.5以上0.55未満	3 7								
等	以	負担水準0.45以上0.5未満	3 8								
+	外	負担水準0.4以上0.45未満	3 9								
造	の	負担水準0.35以上0.4未満	4 0								
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	4 1								
成		負担水準0.25以上0.3未満	4 2								
費	地	負担水準0.2以上0.25未満	4 3								
と		負担水準0.15以上0.2未満	4 4								
L	個	負担水準0.1以上0.15未満	4 5								
て	人	負担水準0.05以上0.1未満	4 6								
評	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4 7		0.4		0.010	16.0	7.0		20
価		計 在 - 17 - 1 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	4 8		34		3, 618	16, 8	76 10, 362		39
さ	住	負担水準0.72N	4 9								
れ	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5 1 0 1								
る	用	負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	5 1								
生	地	負担水準0.5以上0.55未満	5 2 5 3								
産		負担水準0. 3以上0. 50未満 負担水準0. 45以上0. 5未満	5 4								
緑	以	負担水準0.4以上0.45未満	5 5								
	外	負担水準0.35以上0.4未満	5 6								
地	の	負担水準0.3以上0.35未満	5 7								
地	宅	負担水準0.25以上0.33未満	5 8								
区	地	負担水準0.2以上0.25未満	5 9 1								
内	~~	負担水準0.15以上0.2未満	6 0	-							
\mathcal{O}	\(\)	負担水準0.1以上0.15未満	6 1 1								
宅	法	負担水準0.05以上0.1未満	6 2	-							
地	人	負担水準0.05未満	6 3								
J	$\overline{}$	<u>員担水平0.03水個</u> 計	6 4	-	0		0		0 0		0
					-		Ÿ		0		0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列



第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(!	5)
	区 分	行 番	- 是	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		9		12 (人)			54 (千円)		(筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0 1		231, 552		2, 407, 935, 043	437, 072, 215		300, 694
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0 2		19, 547		1, 044, 657, 423			36, 028
地	税負担据置のもの	0 3		113, 331		3, 131, 922, 518	1, 212, 277, 320		147, 791
70	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0 4		19, 630	4, 068, 673	532, 425, 577	99, 878, 640		24, 932
計	負担水準0.2未満	0 5		0	0	0	0		0
	計	0 6		384, 060			2, 469, 741, 559		509, 445
	負担水準1.0以上	0 7	_	4, 810		1, 120, 871	1, 120, 871		21, 402
	負担水準0.95以上1.0未満	0 8		1	3, 219	50	50		1
	負担水準0.9以上0.95未満	0 • 9							
	負担水準0.85以上0.9未満	1 0		1	1				1
	負担水準0.8以上0.85未満	1 1							
	負担水準0.75以上0.8未満	1 2							
	負担水準0.7以上0.75未満	1 • 3							
	負担水準0.65以上0.7未満	1 4		1	78	1	1		2
般	負担水準0.6以上0.65未満	1 • 5							
	負担水準0.55以上0.6未満	1 6							
	負担水準0.5以上0.55未満	1 • 7		2	1, 311	21	12		2
	負担水準0.45以上0.5未満	1 8		3	4, 288	67	37		3
	負担水準0.4以上0.45未満	1 • 9							
Ш	負担水準0.35以上0.4未満	2 0							
	負担水準0.3以上0.35未満	2 1							
	負担水準0.25以上0.3未満	2 2							
	負担水準0.2以上0.25未満	2 1 3							
林	負担水準0.15以上0.2未満	2 4							
	負担水準0.1以上0.15未満	2 1 5							
	負担水準0.05以上0.1未満	2 6							
	負担水準0.05未満	2 1 7							
	計	2 8	0	4, 818	72, 120, 891	1, 121, 010	1, 120, 971		21, 411

世方公共団体コード 表番号 7 8 2 8 1 0 0 0 0 9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		-				(1)		(2)		(3)		(4)	(5	5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	抴	也積	決	定	価 格	課税	標準額	筆	数
			9		7	12 (人)	24	(m^2)	39		(千円)	54	(千円)	69	(筆)80
		負担水準1.0以上	0	1	0										
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0										
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0										
複	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0										
恀	144	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0										
	模	負担水準0.75以上0.8未満		6											
	<i>I</i>	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0										
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0										
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0										
	-12	負担水準0.55以上0.6未満		0											
	用	負担水準0.5以上0.55未満	_	1	•										
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1	2											
利	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	<u>: </u>											
4.0		負担水準0.35以上0.4未満	1	4											
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1												
		負担水準0.25以上0.3未満		6											
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7											
用		負担水準0.15以上0.2未満	_	8											
	人	負担水準0.1以上0.15未満		9	0										
		負担水準0.05以上0.1未満	2												
	_	負担水準0.05未満		1											
鉄		計	2	<u>: </u>	0	0		0			0		0		0
,		負担水準1.0以上		3	•	2		151			20, 472		3, 412		10
	小	負担水準0.95以上1.0未満		4											
	TEL	負担水準0.9以上0.95未満	_	5	•										
del	規	負担水準0.85以上0.9未満	_	6											
軌	1 45	負担水準0.8以上0.85未満		7											
	仅	負担水準0.75以上0.8未満		8	•										
	住	負担水準0.7以上0.75未満	_	9											
	114	負担水準0. 65以上0. 7未満		0											
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満		1											
	_	負担水準0.55以上0.6未満		2											
	用	負担水準0.5以上0.55未満		3											
		負担水準0. 45以上0. 5未満	_	4											
ш	地	負担水準0.4以上0.45未満	_	5	•										
用		負担水準0.35以上0.4未満	_	6											
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3		0										
		負担水準0.25以上0.3未満		8											
	法	負担水準0.2以上0.25未満	_	9											
地		負担水準0.15以上0.2未満	_	0											
	人	負担水準0.1以上0.15未満		1											
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	_	2	•										
		負担水準0.05未満	_	3				151			00 470		0 410		1.0
		計	4	4	: 0	2		151			20, 472		3, 412		10

地 1	方公	共区]体:	コー	ド	表者 7	新号 8
2	8	1	0	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)			(3)			(4)		(5)	
		区 分	行	番	号	納税義務者数		地 積	Ħ	ウ 定	: 価	格	課	税標	準名	頁	筆	数
			9			12 (人)	24	(m²)	39		((千円)	54		(千	円) 69	9	(筆)80
		負担水準1.0以上			0													
-	_	負担水準0.95以上1.0未満			0													
		負担水準0.9以上0.95未満		7									1					
複	般	負担水準0.85以上0.9未満		8									1					
12		負担水準0.8以上0.85未満		9									-			_		
1	住	負担水準0.75以上0.8未満		0	•											_		
		負担水準0.7以上0.75未満			0								1			_		
:	宅	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満		2	0								-			_		
合		負担水準0.55以上0.6未満			0								1			_		
J	用	負担水準0.5以上0.5未満			0													
		負担水準0.45以上0.5未満		6	•								-			+		
	地	負担水準0.4以上0.45未満		7	-								-			+		
利		負担水準0.35以上0.4未満		8			<u> </u>		_				-			+		
	(負担水準0.3以上0.35未満		9														
		負担水準0.25以上0.3未満		0									1			_		
1	個	負担水準0.2以上0.25未満			0								1					
用		負担水準0. 15以上0. 2未満			0													
	人	負担水準0.1以上0.15未満		_	0													
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0													
)	負担水準0.05未満		5														
鉄		計	6	6	0	0		0				0)			0		0
- 政		負担水準1.0以上	6	7	0													
-	_	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0													
		負担水準0.9以上0.95未満		9	•													
	般	負担水準0.85以上0.9未満		0														
軌		負担水準0.8以上0.85未満		1														
1	住	負担水準0.75以上0.8未満		2														
		負担水準0.7以上0.75未満		_	0													
1 1	宅	負担水準0.65以上0.7未満		4	•											_		
道		負担水準0.6以上0.65未満			0								-			+		
	用	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満		•	0								-			+		
		負担水準0.45以上0.55未満			0													
į	地	負担水準0.4以上0.45未満		9									+			-		
用		負担水準0.35以上0.4未満		0	•											-		
/11	_	負担水準0.3以上0.35未満		1					_				+			+		
		負担水準0.25以上0.3未満		2									1			+		
i	法	負担水準0. 2以上0. 25未満		3	-								+			+		
Life.		負担水準0.15以上0.2未満			0								1			+		
地	人	負担水準0. 1以上0. 15未満		5	•											1		
		負担水準0.05以上0.1未満			0											1		
)	負担水準0.05未満		•	0													
1 1		計			0	0		0				0				0		C

地1	地方公共団体コード							
2	8	1	0	0	0	1	0	

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9	12 (人)		39 (千円)		
	宅	負担水準0.7超	0 1 0	7, 711	8, 307, 258			15, 689
	_	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	1, 689	1, 133, 838		8, 464, 519	2,616
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	345	739, 549		1, 230, 697	623
	مادا	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	68			162, 903	134
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	39			80, 982	57
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	12			174, 710	37
	r	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	19		157, 171	72, 960	22
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 8 0	12		309, 405	133, 499	19
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	30		361, 323	138, 899	54
		負担水準0.25以上0.3未満	1 • 0 • 0	4	1, 234	31, 532	10, 135	5
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0	15	34, 735	144, 971	38, 772	21
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1 1 2 1 0	2	760	8, 520	2, 130	2
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	\smile	負担水準0.05未満	1 5 0					
σ		計	1 • 6 • 0	9, 946	10, 440, 337	66, 952, 899	46, 198, 216	19, 279
	宅	負担水準0.7超	1 7 0	1, 377	17, 153, 885	93, 930, 027	65, 750, 552	11,865
	七	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	475	2, 592, 886	75, 256, 171	51, 101, 399	3, 085
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	103	·	17, 576, 571	11, 128, 779	645
	11.	負担水準0.55以上0.6未満	2 1 0 1 0	28		640, 329	384, 197	117
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	24	78, 783	1, 131, 198	642, 837	179
	準	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	11	13, 704	400, 745	214, 299	52
	·	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0	7	7, 788	600, 303	291, 729	11
<i>h</i> .I.	土	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	16	48, 092	1, 431, 551	635, 754	39
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	9	8, 541	68, 531	26, 689	16
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0	10	20, 023	68, 340	18, 271	23
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0	1	525	699	175	1
	1	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	\smile	負担水準0.05未満	3 1 0	1				1
		計	3 2 0	2, 062	20, 829, 401	191, 104, 465	130, 194, 681	16, 034

<u></u> 担	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>r</u>	9 11 年 ク	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3 3 0	2, 429	4, 343, 298	242, 423	242, 423	6,676
		負担水準0.95以上1.0未満	3 4 0	53	36, 363	2, 575	2, 575	113
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3 5 0	78		5, 300	5, 159	137
		負担水準0.85以上0.9未満	3 6 0	72	32, 118	3, 587	3, 272	105
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3 7 0	111	59, 937	3, 885	3, 405	191
そ	. –	負担水準0.75以上0.8未満	3 1 8 1 0	166	158, 440	12, 123	9, 890	322
	淮	負担水準0.7以上0.75未満	3 9 0	296	495, 077	38, 867	29, 892	595
		負担水準0.65以上0.7未満	4 1 0 1 0	30		520	375	43
	4-	負担水準0.6以上0.65未満	4 1 0	39	8, 225	866	583	46
		負担水準0.55以上0.6未満	4 1 2 1 0	373	72, 404	6, 999	4, 516	536
D	地	負担水準0.5以上0.55未満	4 3 0	29	13, 650	824	482	31
0)	11년	負担水準0.45以上0.5未満	4 4 0	24	6, 058	2, 952	1, 563	27
	DI	負担水準0.4以上0.45未満	4 5 0	17	1, 221	64	32	20
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4 6 0	30	10, 000	1, 122	503	44
		負担水準0.3以上0.35未満	4 7 0	8	208	20	7	8
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4 8 0	3	103	1, 811	550	3
他		負担水準0.2以上0.25未満	4 9 0	5	322	34	10	5
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5 1 0 1 0	14	6, 936	1, 044	261	14
		負担水準0.1以上0.15未満	5 1 0					
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5 1 2 1 0					
		負担水準0.05未満	5 3 0					
	地	計	5 4 1 0	3, 777	5, 304, 965	325, 016	305, 498	8, 916
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5 5 0	238, 793		2, 409, 318, 809	438, 438, 921	328, 782
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5 1 6 1 0	28, 635		1, 189, 570, 329	821, 951, 946	63, 582
,,,,,,		担据置のもの	5 7 0	115, 943	33, 959, 836	3, 238, 970, 956	1, 284, 202, 714	154, 760
⇒ 1.		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5 8 0	21, 276	5, 521, 604	538, 594, 066	102, 968, 190	27, 953
計	負担	水準0.2未満	5 9 0	18	,	10, 263	2, 566	18
		計	6 0 0	404, 665	207, 189, 327	7, 376, 464, 423	2, 647, 564, 337	575, 095

地 1	方グ	大公]体:	ュー	ド	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

		——					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)	
		区	分	行	番 -	异	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課 税 標 準 額		筆	数
				9			12 (人)	24	(m^2)	9	(千円)	54 (千円)	69		(筆)80
		本則	負担水準1.0以上		1										
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2										
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0									
_		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4										
			負担水準0.6以上0.7未満		5										
	\blacksquare		負担水準0.5以上0.6未満		6										
般			負担水準0.4以上0.5未満		7										
川又		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0									
			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0									
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0									
市			負担水準0.1未満	1	1	0									
			<u></u> 計	1	2	0	0		0		0)	0		0
		本則	負担水準1.0以上	1	3	0									
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0									
街		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0									
			負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0									
化	畑		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0									
16	加		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0									
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0									
			負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0									
区			負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0									
			負担水準0.1未満	2	3	0									
			計	2	4	0	0		0		0		0		0
		本則	負担水準1.0以上	2	5	0	0		0		0)	0		0
域		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2	6	0	0		0		0)	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0	0		0		0		0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0	0		0		0)	0		0
曲			負担水準0.6以上0.7未満	2	9	0	0		0		0)	0		0
農	≟ 1.		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0	0		0		0		0		0
	計		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0	0		0		0)	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0	0		0		0)	0		0
地			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0	0		0		0)	0		0
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	0	0		0		0)	0		0
			負担水準0.1未満	3	5	0	0		0		0)	0		0
			<u>計</u>	3	6	0	0		0		0)	0		0

l	地 1	方グ	大人]体:	ュー	K	表看 7	番号 8
	2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)	
		区	分	行	番号	닭	納税義務者数	:	地 積	決	定 価 格	課税標準額		筆	数
				9			12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円)	69		(筆)80
		本則	負担水準1.0以上		7										
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		8										
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0									
			負担水準0.6以上0.7未満		1										
	田		負担水準0.5以上0.6未満		2										
介			負担水準0.4以上0.5未満		3										
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0									
			負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0									
			負担水準0.1以上0.2未満		6										
			負担水準0.1未満	4	7	0									
			計	4	8	0	0		0		0		0		0
		本則	負担水準1.0以上	4	9	0									
١.		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5	0	0									
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		1										
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5	2	0									
			負担水準0.6以上0.7未満	5	3	0									
	畑		負担水準0.5以上0.6未満	5	4	0									
	ХЩ		負担水準0.4以上0.5未満	5	5	0									
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5	6	0									
			負担水準0.2以上0.3未満	5	7	0									
農			負担水準0.1以上0.2未満	5	8	0									
,,,,			負担水準0.1未満		9										
			計		0		0		0		0)	0		0
		本則	負担水準1.0以上	6	1	0	0		0		0)	0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2		0		0		0)	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6	3	0	0		0		0)	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6	4	0	0		0		0)	0		0
地			負担水準0.6以上0.7未満	6	5	0	0		0		0)	0		0
地	計		負担水準0.5以上0.6未満	6	6	0	0		0		0)	0		0
	日日		負担水準0.4以上0.5未満	6	7	0	0		0		0		0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		8		0		0		0		0		0
			負担水準0.2以上0.3未満	6	9	0	0		0		0		0		0
			負担水準0.1以上0.2未満	7	0	0	0		0		0		0		0
			負担水準0.1未満	7	1	0	0		0		0		0		0
			· 計	7	2	0	0		0		0		0		0

地1	方グ	大人]体:	コー	ド	表者 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	2

第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5))
		区	分	行者	番 号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
				9	ш ў	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上		1 0	7, 351	37, 999, 626	5, 381, 818	, ,		38, 004
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2 0	1, 751	3, 901, 831	559, 233			6, 256
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		3 0	255	263, 972	38, 699			617
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4 0	85	83, 956	12, 644			145
			負担水準0.6以上0.7未満		5 0	48	58, 677	8, 834	,		126
	田		負担水準0.5以上0.6未満		6 0	15	5, 960	898			17
_			負担水準0.4以上0.5未満		7 0	6	1, 129	161	83		6
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		8 0	4	1, 191	179			4
			負担水準0.2以上0.3未満		9 0	8	3, 191	341	98		8
			負担水準0.1以上0.2未満		0 0	84	262, 096	39, 443	·		179
			負担水準0.1未満		1 0	4	1, 456	180			4
			計	1	2 0	9, 611	42, 583, 085	6, 042, 430			45, 366
		本則	負担水準1.0以上	1	3 0	2, 922	4, 261, 675	299, 439	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		6, 038
4.0		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		4 0	1, 239	786, 988	55, 580			2, 492
般		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5 0	167	32, 398	2, 323	2, 147		256
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6 0	32	16, 468	1, 181	966		46
			負担水準0.6以上0.7未満	1	7 0						
	畑		負担水準0.5以上0.6未満		8 0	2	776	56	34		3
	ДЩ		負担水準0.4以上0.5未満	1	9 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0 0						
			負担水準0.2以上0.3未満	2	1 0						
農			負担水準0.1以上0.2未満	2	2 0	3	362	26	5		3
			負担水準0.1未満	2	3 0						
			計	2	4 0	4, 365	5, 098, 667	358, 605	357, 471		8,838
		本則	負担水準1.0以上	2	5 0	10, 273	42, 261, 301	5, 681, 257	5, 681, 257		44, 042
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		6 0	2, 990	4, 688, 819	614, 813	606, 878		8, 748
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7 0	422	296, 370	41, 022	37, 141		873
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8 0	117	100, 424	13, 825	11, 217		191
地			負担水準0.6以上0.7未満	2	9 0	48	58, 677	8, 834	6, 284		126
쁘	計		負担水準0.5以上0.6未満	3	0 0	17	6, 736	954	568		20
	百日		負担水準0.4以上0.5未満	3	1 0	6	1, 129	161	83		6
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2 0	4	1, 191	179	70		4
			負担水準0.2以上0.3未満	3	3 0	8	3, 191	341	98		8
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4 0	87	262, 458	39, 469	8,626		182
			負担水準0.1未満	3	5 0	4	1, 456	180	4		4
			計	3	6 0	13, 976	47, 681, 752	6, 401, 035	6, 352, 226		54, 204

1	力が	(共区]]体:	ュー	ド	表看 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	2

第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4))	(5)
		区	分	行番	异	納税義務者数	地	積	決 定	価 格	課税標	準 額	筆	数
				9		12 (人)		(m^2)	39	(千円)	54	(千円)	69	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上	3 7		7, 351		7, 999, 626	5,	381, 818	5,	381, 818		38, 004
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3 8		1, 751		3, 901, 831		559, 233		551, 998		6, 256
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3 9		255		263, 972		38, 699		34, 994		617
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4 0		85		83, 956		12, 644		10, 251		145
			負担水準0.6以上0.7未満	4 1		48		58, 677		8, 834		6, 284		126
	田		負担水準0.5以上0.6未満	4 2	0	15		5, 960		898		534		17
	щ		負担水準0.4以上0.5未満	4 3	0	6		1, 129		161		83		6
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4 4		4		1, 191		179		70		4
			負担水準0.2以上0.3未満	4 5	0	8		3, 191		341		98		8
			負担水準0.1以上0.2未満	4 6	0	84		262, 096		39, 443		8,621		179
			負担水準0.1未満	4 7	0	4		1, 456		180		4		4
合			計	4 8	0	9, 611	43	2, 583, 085	6,	, 042, 430	5,	994, 755		45, 366
		本則	負担水準1.0以上	4 9	0	2, 922	4	4, 261, 675		299, 439		299, 439		6, 038
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5 0	0	1, 239		786, 988		55, 580		54, 880		2, 492
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5 1	0	167		32, 398		2, 323		2, 147		256
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5 2	0	32		16, 468		1, 181		966		46
			負担水準0.6以上0.7未満	5 3	0	0		0		0		0		0
	畑		負担水準0.5以上0.6未満	5 4	0	2		776		56		34		3
	畑		負担水準0.4以上0.5未満	5 5	0	0		0		0		0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5 6	0	0		0		0		0		0
			負担水準0.2以上0.3未満	5 7	0	0		0		0		0		0
			負担水準0.1以上0.2未満	5 8	0	3		362		26		5		3
			負担水準0.1未満	5 9	0	0		0		0		0		0
⇒ 1			計	6 0	0	4, 365		5, 098, 667		358, 605		357, 471		8, 838
計一		本則	負担水準1.0以上	6 1		10, 273	42	2, 261, 301	5,	, 681, 257	5,	681, 257		44, 042
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	6 2	0	2, 990	4	4, 688, 819		614, 813		606, 878		8, 748
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6 3	0	422		296, 370		41,022		37, 141		873
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6 4	0	117		100, 424		13, 825		11, 217		191
			負担水準0.6以上0.7未満	6 5	0	48		58, 677		8,834		6, 284		126
	計		負担水準0.5以上0.6未満	6 6		17		6, 736		954		568		20
	μl		負担水準0.4以上0.5未満	6 7	0	6		1, 129		161		83		6
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	6 8	0	4		1, 191		179		70		4
			負担水準0.2以上0.3未満	6 9	0	8		3, 191		341		98		8
			負担水準0.1以上0.2未満	7 0	0	87		262, 458		39, 469		8,626		182
			負担水準0.1未満	7 1	0	4		1, 456		180		4		4
			計	7 2	0	13, 976	4	7, 681, 752	6,	, 401, 035	6,	352, 226		54, 204

地1	方グ	类区]体:	ュー	ド	表者 7	≨号 8
2	8	1	0	0	0	1	3

		——			(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行 番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
		<u>∠</u>	8 11 Æ.	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1	0	964	923, 503	13, 864, 932	4, 621, 643		2, 481
21		負担水準0.95以上1.0未満	0 2	0	50	25, 244	555, 903	180, 962		81
21		負担水準0.9以上0.95未満	0 3		31	9, 373	257, 247	79, 537		35
以		負担水準0.85以上0.9未満	0 4		10	7, 375	185, 499	55, 650		11
24.		負担水準0.8以上0.85未満	0 5	0	2	1, 238	11, 016	3, 243		3
前		負担水準0.75以上0.8未満	0 6	0	4	395	8, 053	2, 188		4
の		負担水準0.7以上0.75未満	0 7							
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		負担水準0.65以上0.7未満	0 8							
課		負担水準0.6以上0.65未満	0 9		1	5	127	28		1
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0		2	1, 486	,	4,657		3
税	田	負担水準0.5以上0.55未満	1 1		1	201	2, 280	440		1
分	щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2							
),		負担水準0.4以上0.45未満	1 3		1	182	8, 950	1, 346		1
カュ		負担水準0.35以上0.4未満	1 4							
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5							
ら		負担水準0.25以上0.3未満	1 6							
÷r:		負担水準0.2以上0.25未満	1 7							
新		負担水準0.15以上0.2未満	1 8							
た		負担水準0.1以上0.15未満	1 9							
,-		負担水準0.05以上0.1未満	2 0							
に		負担水準0.05未満	2 1		1 000	0.00 0.00	14 015 155	4 040 004		0.001
		計 計	2 2		1,066	969, 002	14, 917, 157	4, 949, 694		2, 621
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3		586	187, 691	4, 967, 613	1,655,871		869
街		負担水準0.95以上1.0未満	2 4		34 34	15, 143	,	185, 167		51 37
12)		負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	2 5		34	10, 461	485, 904	147, 848		
化		負担水準0.8以上0.9未満	2 6		9	4, 541	224, 474	67, 342		13
		負担水準0.75以上0.85米満	2 7 2 8		4	154	2, 705	736		
区		負担水準0.7以上0.75未満	2 9		4	104	2, 105	190		4
域		負担水準0.75以上0.75米個 負担水準0.65以上0.7未満	3 0							
坝		負担水準0.6以上0.65未満	3 1							
農		負担水準0.55以上0.6未満	3 2							
/		負担水準0.5以上0.55未満	3 3							
地	畑	負担水準0.45以上0.5未満	3 4							
,		負担水準0.4以上0.45未満	3 5							
と		負担水準0.35以上0.4未満	3 6							
な		負担水準0.3以上0.35未満	3 7							
.6		負担水準0.25以上0.3未満	3 8							
つ		負担水準0. 2以上0. 25未満	3 9							
,		負担水準0.15以上0.2未満	4 0							
た		負担水準0.1以上0.15未満	4 1							
₽		負担水準0.05以上0.1未満	4 2							
Ð		負担水準0.05未満	4 3							
の		計 計	4 4		667	217, 990	6, 245, 404	2, 056, 964		974

地 1	方グ	〉共 区]体:	コー	k	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	3

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区分	行	- 番	号	納税義務者数(人)	24	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	争 69	数 (筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	1, 550		1, 111, 194	18, 832, 545		09	3, 350
21		負担水準0.95以上1.0未満		6		84		40, 387	1, 120, 611	366, 129		132
以		負担水準0.9以上0.95未満	_	7		65		19, 834	743, 151	227, 385		72
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	19		11, 916	409, 973	122, 992		24
の課		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	2		1, 238	11,016	3, 243		3
税		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	8		549	10, 758	2, 924		8
分		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	0		0	0	0		0
から		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	0		0	0	0		0
新		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	1		5	127	28		1
た		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	2		1, 486	23, 150	4, 657		3
に 市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	1		201	2, 280	440		1
街	ĦΙ	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0		0	0	0		0
化		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1		182	8, 950	1, 346		1
区域		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0		0	0	0		0
農		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0		0	0	0		0
地		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0		0	0	0		0
کے		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0		0	0	0		0
なっ		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0		0	0	0		0
た		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0		0	0	0		0
£		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0		0	0	0		0
の		負担水準0.05未満	6	5	0	0		0	0	0		0
		計	6	6	0	1, 733		1, 186, 992	21, 162, 561	7, 006, 658		3, 595

地	方グ	类区]体:	ュー	ド	表都 7	≸号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

				(1)	地積決定価格課税		(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
		Z ,) 11 E 2	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
πź		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0	1	211	5, 035	1, 343	1
平 22		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	1		40, 954	10, 921	1
22		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	1	1, 330	51, 850	13, 827	2
の		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
434		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
\wedge		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
カュ	⊞	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
///		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
Ġ		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
新		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0	0	9 505	07 000	00,001	4
街		計 おりに トス (体牧の2八の1) 細税がわされたもの	2 2 0 2 3 0	J 1	2, 505 300	97, 839		1
1封		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		1	300	14, 342	3, 824	1
化		負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	2 4 0 2 5 0					
16		負担水準0.85以上0.95未満	2 6 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
農		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
地		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
,	畑	負担水準0. 45以上0. 5未満	3 4 0					
논		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
1,5		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
2		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
.~		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
₽		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
の	<u> </u>	11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	4 4 0	1	300	14, 342	3, 824	1

地	表番	§号					
1	7	8					
2	8	1	0	0	0	1	4

		区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			(人)	(m²)	(千円)	(手円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	511	19, 377	5, 167	
22		負担水準0.95以上1.0未満	1	964	40, 954	10, 921	
の		負担水準0.9以上0.95未満	1	1, 330	51, 850	13, 827	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	ĺ	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	ĦΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	ı	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	l	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	İ	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農	l	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
地と	İ	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
つ		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
\$	ı	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		하	4	2, 805	112, 181	29, 915	

地1	方グ	ド	表都 7	季号 8			
2	8	1	0	0	0	1	4

					(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
i		区 分	行 番	: 문	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
i		2/	9 11 田	,,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5	0	3	2, 132	62, 882	12, 577		4
平		負担水準0.95以上1.0未満	4 6	0						
23		負担水準0.9以上0.95未満	4 7	0						
i l		負担水準0.85以上0.9未満	4 8	0	1	406	15, 792	3, 158		1
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9							
⇒ m		負担水準0.75以上0.8未満	5 0	0						
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1							
税		負担水準0.65以上0.7未満	5 2							
106		負担水準0.6以上0.65未満	5 3							
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4							
1	田	負担水準0.5以上0.55未満	5 5							
カュ	ш	負担水準0.45以上0.5未満	5 6	_						
i . I		負担水準0.4以上0.45未満	5 7							
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満	5 8	_						
並に		負担水準0.3以上0.35未満	5 9							
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0							
た		負担水準0.2以上0.25未満	6 1							
/-		負担水準0.15以上0.2未満	6 2							
に		負担水準0.1以上0.15未満	6 3							
i l		負担水準0.05以上0.1未満	6 4							
市		負担水準0.05未満	6 5			0 500	70.074	15 705		
∕ ±=		計 計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	6 6 6 7			2, 538	78, 674	15, 735		Э
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの								
化		負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	6 8 6 9							
16		負担水準0.85以上0.95未満	7 0							
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1							
, . I		負担水準0.75以上0.8未満	7 2	_						
域		負担水準0.7以上0.75未満	7 3		9	4, 811	116, 215	27, 583		C
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4		2	4, 011	110, 210	21, 505		<u> </u>
農		負担水準0.6以上0.65未満	7 5							
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6							
坦		負担水準0.5以上0.55未満	7 7							
ح	畑	負担水準0.45以上0.5未満	7 8							
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9							
な		負担水準0.35以上0.4未満	8 0							
i l		負担水準0.3以上0.35未満	8 1							
2		負担水準0.25以上0.3未満	8 2							
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3	_						
た		負担水準0.15以上0.2未満	8 4							
₽		負担水準0.1以上0.15未満	8 5							
Ð		負担水準0.05以上0.1未満	8 6	0						
の		負担水準0.05未満	8 7	0						
ı J		計	8 8	0	2	4, 811	116, 215	27, 583		9

地	方グ	表番	§号				
1		7	8				
2	8	1	0	0	0	1	4

		区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	3	2, 132	62, 882	12, 577	
23		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	1	406	15, 792	3, 158	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から		負担水準0.7以上0.75未満	2	4, 811	116, 215	27, 583	,
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	μl	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域曲		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
본		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
€		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	6	7, 349	194, 889	43, 318	1.

地1	表都 7	番号					
2	8	1	0	0	0	1	5

							(1)		(2)		(3) (4) 定 価格 課 税 標 準 額 (千円) 69 251,008 33,468				(5)
		X	分	行	番	문	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課税	点標 準額	筆	数
),	9		7	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54	(千円)	69	(筆) 8
		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの	0	1	0	4		6, 970		251,008		33, 468		1
平		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0									
24		負担水準0.9以上0.95未満			3										
		負担水準0.85以上0.9未満			4										
0)		負担水準0.8以上0.85未満			5										
∌m		負担水準0.75以上0.8未満			6										
課		負担水準0.7以上0.75未満			7										
税		負担水準0.65以上0.7未満			8										
100		負担水準0.6以上0.65未満			9										
分		負担水準0.55以上0.6未満			0										
	田	負担水準0.5以上0.55未満			1										
カュ		負担水準0.45以上0.5未満			2										
		負担水準0.4以上0.45未満			3										
ら		負担水準0.35以上0.4未満			4										
新		負担水準0.3以上0.35未満			5										
利		負担水準0.25以上0.3未満			6										
た		負担水準0.2以上0.25未満			7										
/ _		負担水準0.15以上0.2未満			8										
に		負担水準0.1以上0.15未満			9										
		負担水準0.05以上0.1未満			0										
市		負担水準0.05未満	ı		1		4		6 070		051 000		99 460		
/ 4-		大印にトフ (年校の9八の1) 細税			2		4		6, 970						1
街		本則による(価格の3分の1)課税	かなられたもの		3		1		1, 307		33, 045		4, 400		
化		負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満			4 5										
16		負担水準0.9以上0.95木満 負担水準0.85以上0.9未満			6										
区		負担水準0.8以上0.85未満			7										
		負担水準0.75以上0.8未満			8										
域		負担水準0.7以上0.75未満			9										
		負担水準0.65以上0.7未満			0										
農		負担水準0.6以上0.65未満			1										
地		負担水準0.55以上0.6未満			2										
쁘	١.	負担水準0.5以上0.55未満			3										
と	畑	負担水準0.45以上0.5未満			4										
		負担水準0.4以上0.45未満			5										
な		負担水準0.35以上0.4未満			6										
		負担水準0.3以上0.35未満			7										
2		負担水準0.25以上0.3未満			8										
<i>3</i>		負担水準0.2以上0.25未満			9										
た		負担水準0.15以上0.2未満			0										
4		負担水準0.1以上0.15未満			1										
Ð		負担水準0.05以上0.1未満			2										
0)		負担水準0.05未満			3										
	l	3	+	4	4	0	1		1, 307		33, 045		4, 406		

地方公共団体コード 表番号										
2	8	1	0	0	0	1	5			

		区分	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	5	8, 277	284, 053	37, 874	15
24		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分,		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	0
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	0
街	μl	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	0
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	0
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	0
域 農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	0
展 地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	0
논		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	0
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	0
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
€		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
0)		計	5	8, 277	284, 053	37, 874	15

地	方グ	ĸ	表都 7	香号			
2	8	1	0	0	0	1	5

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)		(2)		(3)	(4)	(5)
		区 分	行	釆	무	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
		,	9		-	12 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4			3	3	6, 031		171, 350	11, 423		9
平		負担水準0.95以上1.0未満	4										
25		負担水準0.9以上0.95未満	4			1		1, 051		27, 819	1,855		3
		負担水準0.85以上0.9未満	4										
の		負担水準0.8以上0.85未満		9									
≑⊞		負担水準0.75以上0.8未満		0									
課		負担水準0.7以上0.75未満		1									
税		負担水準0.65以上0.7未満	5										
100		負担水準0.6以上0.65未満	5										
分		負担水準0.55以上0.6未満		4									
	田	負担水準0.5以上0.55未満		5									
カュ		負担水準0.45以上0.5未満	5										
		負担水準0.4以上0.45未満	5										
ら		負担水準0.35以上0.4未満	5										
故に		負担水準0.3以上0.35未満		9									
新		負担水準0.25以上0.3未満	_	0									
た		負担水準0.2以上0.25未満		1									
/ _		負担水準0.15以上0.2未満		2			-						
に		負担水準0.1以上0.15未満		3			-						
		負担水準0.05以上0.1未満	_	4			-						
市		負担水準0.05未満		5		,	4	7,000		100 100	10.070		1.0
/do-		ナロフトフ/匹枚の0八の1)知袋がみをしたすの	6	6 7		4	Ł	7, 082		199, 169	13, 278		12
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの 負担水準0.95以上1.0未満	6		-								
化		負担水準0.9以上0.95未満	6				╀						
16		負担水準0.85以上0.9未満		0			╀						
区		負担水準0.8以上0.85未満	7				╀						
		負担水準0.75以上0.8未満		2			+						
域		負担水準0.7以上0.75未満		3			+						
		負担水準0.65以上0.7未満		4			+						
農		負担水準0.6以上0.65未満		5			┢						
late		負担水準0.55以上0.6未満		6			┢						
地		負担水準0.5以上0.55未満	_	7			+						
ح	畑	負担水準0.45以上0.5未満		8			┢						
_		負担水準0.4以上0.45未満	7				+						
な		負担水準0.35以上0.4未満	8				+						
		負担水準0.3以上0.35未満	8				┢						
2		負担水準0.25以上0.3未満	8				┢						
		負担水準0.2以上0.25未満	8				┢						
た		負担水準0.15以上0.2未満	8				1						
J.		負担水準0.1以上0.15未満	_	5			1						
£		負担水準0.05以上0.1未満	8				1						
の		負担水準0.05未満		7			1						
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		計		8		0)	0		0	0		0
<u> </u>	<u> </u>	FI PI	J	0	v	0		- 0		0			

地 1	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	5

		区分	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	3	6,031	171, 350	11, 423	9
25		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	C
の		負担水準0.9以上0.95未満	1	1,051	27, 819	1, 855	3
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	(
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	(
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	(
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	(
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	(
12		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	(
市	=+-	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	(
街	рΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	(
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	(
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	(
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	(
農地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	(
논		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	(
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	(
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	(
₽		負担水準0.05未満	0	0	0	0	(
の		計	4	7, 082	199, 169	13, 278	12

地	表番号 7 8						
2	8	1	0	0	0	1	6

第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番	무	納税義務者数		地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
		E	9	- 1881	7	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	975	5	938, 847	14, 355, 207	4, 680, 454		2, 507
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0			26, 208	596, 857	191, 883		82
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	33	3	11, 754	336, 916	95, 219		40
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	11	1	7, 781	201, 291	58, 808		12
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	2	2	1, 238	11, 016	3, 243		3
_		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	4	1	395	8, 053	2, 188		4
合		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	1	1	5	127	28		1
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	2	2	1, 486	23, 150	4, 657		3
	田	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1	1	201	2, 280	440		1
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	1	1	182	8, 950	1, 346		1
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.05未満	2	1	0	0)	0	0	0		(
		計	2	2	0	1,081	1	988, 097	15, 543, 847	5, 038, 266		2,654
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	588	3	189, 298	5, 015, 000	1, 664, 101		873
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	34	1	15, 143	564, 708	185, 167		51
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	34	1	10, 461	485, 904	147, 848		37
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	9	9	4, 541	224, 474	67, 342		13
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	4	4	154	2, 705			4
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	2	2	4, 811	116, 215	27, 583		Ç
		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.6以上0.65未満		1		0)	0	0	0		(
		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	0)	0	0	0		(
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	_	0)	0	•	·		(
	,,,	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	0)	0	0	· ·		(
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0	0)	0	0	0		(
計		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0	0)	0	0	· ·		(
н,		負担水準0.2以上0.25未満	_	9		0)	0	0			(
		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.1以上0.15未満		1		0)	0	0	0		(
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0	0)	0	0	0		(
		負担水準0.05未満	4	3	0	0)	0	0	0		(
		## H	4	4	0	671	1	224, 408	6, 409, 006	2, 092, 777		987



第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区分	行	- 番	号	納税義務者数(人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筝 69	数 (筆) ₈₀
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	1, 563	1, 128, 145			-	3, 380
		負担水準0.95以上1.0未満	_	6	_	85	41, 351	1, 161, 565	377, 050		133
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	67	22, 215	822, 820	243, 067		77
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	20	12, 322	425, 765	126, 150		25
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	2	1, 238	11, 016	3, 243		3
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	8	549	10, 758	2, 924		8
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	2	4, 811	116, 215	27, 583		9
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	1	5	127	28		1
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	2	1, 486	23, 150	4, 657		3
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	1	201	2, 280	440		1
	μl	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1	182	8, 950	1, 346		1
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0		0
計		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0		0
司		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0	·	0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0		0
		計	6	6	0	1,752	1, 212, 505	21, 952, 853	7, 131, 043	·	3, 641

	地方公共団体コード							・ド	表	番号
1	1							7	8	
2	I	8	I	1	i	0	I I 0	1 0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 第 349 条 の 3 第 10 項	評価額の1/2の額	0 1 0			557, 384		818	
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2 0			392, 812		574	393, 386
法 第 349 条 の 3 第 12 項	評価額の1/2の額	0 3 0			2, 663			2, 663
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0			1, 864			1,864
法 第 349 条 の 3 第 20 項	評価額の1/4の額	0 5 0						0
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						0
	評価額の1/3の額	0 7 0						0
法 第 349 条 の 3 第 23 項	減額後の課税標準額	0 8 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						0
	減額後の課税標準額	1 0 0						0
法 第 349 条 の 3 第 24 項	評価額の1/2の額	1 1 0						0
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2 0						0
法 第 349 条 の 3 第 28 項	評価額の1/2の額	1 3 0						0
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0						0
法 附 則 第 15 条 第 12 項	評価額の1/2の額	1 5 0						0
	減額後の課税標準額	1 6 0						0
法 附 則 第 15 条 第 18 項	評価額の4/5の額	1 7 0						0
(成田国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 8 0						0
	評価額の1/2の額	1 9 0			25, 852, 860			25, 852, 860
法 附 則 第 15 条 第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に	減額後の課税標準額	2 0 0			18, 097, 002			18, 097, 002
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 1 0						0
	減額後の課税標準額	2 2 0						0

地	地方公共団体コード						表看	番号
1							7	8
2	1 1 8 1	1	I	0	I I ()	I I 0	1	1 1 7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号 9	田 12 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 15 条 第 23 項 (日本郵政公社の民営化	評価額の3/5の額	2 3 0			5, 500, 053			5, 500, 053
に係る承継特例)	減額後の課税標準額	2 4 0			4, 084, 573			4, 084, 573
法 附 則 第 15 条 第 26 項	評価額の1/2の額	2 5 0						0
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	2 6 0						0
法 附 則 第 15 条 第 27 項	評価額の1/2の額	2 7 0						0
(指定会社等の特定用途港湾施設)	減額後の課税標準額	2 8 0						0
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	2 9 0						0
(三島特例)	減額後の課税標準額	3 0 0						0
	評価額の3/5の額	3 1 0			52, 237			52, 237
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	3 2 0			36, 566			36, 566
/ LG A - L	評価額の3/10の額	3 3 0						0
	減額後の課税標準額	3 4 0						0
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	3 5 0						0
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	3 6 0						0
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	3 7 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	3 8 0						0
平成18年改正法附則第13条第9項 による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	3 9 0						0
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	4 0 0						0
	評 価 額	4 1 0	0	0	31, 965, 197	0	818	31, 966, 015
百 計	減額後の課税標準額	4 2 0	0	0	22, 612, 817	0	574	22, 613, 391

型	地方公共団体コード						表	番号
1							7	8
2	I I 8 I	1	I I () I	0	0	1	1 1 7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
地 目 区 分	行 番 号 9	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法附則第15条の8第2項 評 価 額	4 3 0			29, 013			29, 013
(新築貸家住宅敷地) 減額分に相当する 課税標準額	4 4 4 0			806			806
市街化区域農地 法附則第29条の5第7項としての評価額	4 5 0						0
(宅地化農地・徴収猶予) 徴収猶予分に相当す 課 税 標 準 額	4 6 0						0
市街化区域農地法附則第29条の5第8項としての評価額	4 7 0						0
(宅地化農地・徴収猶予) 徴収猶予分に相当す 課 税 標 準 額	4 8 0						0
市街化区域農地 おり 開第29条の5第16項 としての評価額	4 9 0		74, 449				74, 449
(宅地化農地・減額) 減額分に相当する 課税 標準額	5 0 0		17, 306				17, 306
市 街 化 区 域 農 地 法 附 則 第 29 条 の 5 第 17 項 と し て の 評 価 都	5 1 0						0
(宅地化農地・減額) 減額分に相当する 課税 標準額	5 2 0						0
法附則第55条第4項 評 価 額	5 3 0						
(課税免除区域外となった土地 及び家屋に係る特例措置) 減額分に相当する 課税標準額	5 4 0						
法附則第55条第6項 評 価 額	5 5 0						0
及び家屋に係る特例措置) 減額分に相当する 課税標準額	5 6 0						0

1	地方公共団体コード							表看 7	番号 8
4	2	8	1	I I	0	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地 目	行番号 9	田 12 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 55 条 の 2 第 4 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	5 7 0						0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	5 8 0						0
法 附 則 第 55 条 の 2 第 6 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	5 9 0						0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	6 0 0						0
法 附 則 第 55 条 の 2 第 8 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	6 1 0						
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	6 2 0						
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅	評 価 額	6 3 0						0
用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	6 4 0						0
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替	評 価 額	6 5 0						0
住宅用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	6 6 0						0
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評 価 額	6 7 0						0
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の課税標準額	6 8 0						0
改正法の規定によるもの	評 価 額	6 9 0						0
平成24年改正法附則第8条第12項(旧法附則第56条第13項)	減額後の課税標準額	7 0 0						0

地 1	方グ	共民	団体:	コー	ド	表者 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_				(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)		(7)
				坦	- '	責				決	定価	格	単位当力	こり価格
	区	分	行番号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
			9	12 (m²)(イ)	23 (m²)	34 (m²) 45	9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)		46 (円/m²) ₅₆
	介	在 田	0 1 0	33, 630	283	33, 347	0	1	1	620, 778	30	620, 748	18, 459	223, 146
	介	在 畑	0 2 0	70, 224	8, 564	61, 660	1	2		734, 965	667	734, 298	10, 466	65, 147
宅	地	介 在 山 林	0 3 0	4, 917, 811	195, 789	4, 722, 022	0	3	1	6, 902, 283	82, 886	6, 819, 397	1, 404	70, 000
農	地 等	6 介在山林	0 4 0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (平21以前参入分)	0 5 0	969, 674	672	969, 002	0	5	1	14, 923, 499	6, 342	14, 917, 157	15, 390	90, 387
市	Ħ	特 定 市 農 (平22以後参入分)	0 6 0	19, 095	0	19, 095	0	6	1	626, 690	0	626, 690	32, 820	90, 387
街	Ш	上記以外	0 7 0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0
		小 計	0 8 0	988, 769	672	988, 097	0	8	1	15, 550, 189	6, 342	15, 543, 847	15, 727	90, 387
化		特 定 市 農 (平21以前参入分)	0 9 0	218, 748	758	217, 990	1	9		6, 252, 513	7, 109	6, 245, 404	28, 583	162, 780
区	畑	特 定 市 農 (平22以後参入分)	1 1 0 1 0	6, 418	0	6, 418	1	0	1	163, 602	0	163, 602	25, 491	162, 780
	ΧЩ	上記以外	1 1 0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
域		小 計	1 2 0	225, 166	758	224, 408	1	2	1	6, 416, 115	7, 109	6, 409, 006	28, 495	162, 780
		特 定 市 農 (平21以前参入分)	1 3 0	1, 188, 422	1, 430	1, 186, 992	1	3	1	21, 176, 012	13, 451	21, 162, 561	17, 819	162, 780
農	計	特 定 市 農 (平22以後参入分)	1 4 0	25, 513	0	25, 513	1	4	1	790, 292	0	790, 292	30, 976	162, 780
地	βl	上記以外	1 5 0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0
		計	1 6 0	1, 213, 935	1, 430	1, 212, 505	1	6	1	21, 966, 304	13, 451	21, 952, 853	18, 095	162, 780

地1	方公)共区	団体:	コー	K	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

						(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
						課	兑 標 i	準 額	爭		数		
	区	分	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総数		法定免税点以上のもの		
			9			12 (千円)	23 (千円)	34 (千円)	45 (筆)	54 (筆)	63 ^(筆) 71		
	介	在 田	0	1	2	425, 446	30	425, 416	142	3	139		
	介	在 畑				513, 565	652	512, 913	228	12	216		
宅	地	介在山林	0	3	2	4, 710, 173	56, 549	4, 653, 624	5, 403	706	4, 697		
農	地 等	介 在 山 林	0	4	2	0	0	0	0	0	0		
		特 定 市 農 (平21以前参入分)	0	5	2	4, 951, 800	2, 106	4, 949, 694	2, 645	24	2, 621		
市	Ш	特 定 市 農 (平22以後参入分)	0	6	2	88, 572	0	88, 572	33	0	33		
街	田	上記以外	0	7	2	0	0	0	0	0	0		
12)		小 計	0	8	2	5, 040, 372	2, 106	5, 038, 266	2, 678	24	2, 654		
化		特 定 市 農 (平21以前参入分)	0	9		2, 059, 314	2, 350	2, 056, 964	1,007	33	974		
区	畑	特 定 市 農 (平22以後参入分)	1	0	2	35, 813	0	35, 813	13	0	13		
	加	上記以外	1	1	2	0	0	0	0	0	0		
域		小 計	1	2	2	2, 095, 127	2, 350	2, 092, 777	1,020	33	987		
		特 定 市 農 (平21以前参入分)	1	3	2	7, 011, 114	4, 456	7, 006, 658	3, 652	57	3, 595		
農	計	特 定 市 農 (平22以後参入分)	1	4	2	124, 385	0	124, 385	46	0	46		
地	訂	上記以外	1	5	2	0	0	0	0	0	0		
		=	1	6	2	7, 135, 499	4, 456	7, 131, 043	3, 698	57	3, 641		

<u></u> 担	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

———						(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
						納	税	義	務	者	数
			,_			各	区 分	別	市街化区域農地に係	る実数(法定免税点オ	に満のものを含む。)
	区	分	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	田 • 畑 別	適用区分別	全 体
			9			12 (人)	21 (人)	30 (人)	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
	介	在 田	0	1	3	121	3	118			
	介	在 畑	0	2	3	177	12	165			
宅	地	介 在 山 林	0	3	3	2, 403	574	1, 829			
農	地等	育介在山林		4	3	0	0	0			
		特 定 市 農 (平21以前参入分)	0	5	3	1, 049	24	1, 025			
市	$_{oxtlust}$	特 定 市 農 (平22以後参入分)	0	6	3	14	0	14			
街	ш	上記以外	0	7	3	0	0	0			
	_		1						1, 062		
化		特 定 市 農 (平21以前参入分)	0	9	3	674	30	644			
区	畑	特 定 市 農 (平22以後参入分)	1	0	3	4	0	4			
	ДЩ	上記以外	1	1	3	0	0	0			
域	_								678		
		特 定 市 農 (平21以前参入分)	1	3	3					1, 459	
農	計	特 定 市 農 (平22以後参入分)	1	4	3					18	
地	βl	上記以外								0	
	•		1	6							1, 472

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

· 担	方グ	大人	団体:	コー	ド	表看 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

_			→			(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区	分	行 9	番	号	評価総地積	決 定 個 総 額	法定免税点	千 円) 法定免税点 以上のもの (二) ₇₁	行 9	番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	Ι , ,	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) (^(リ) 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	_	般 田	0	1	0	43, 829, 747	6, 213, 443	171, 013	6, 042, 430	0		1 1	0	47, 675		218, 688	141, 501	142
点	_	般 畑	0	2	0	5, 521, 547	388, 128	29, 523	358, 605	0	2	1	0	1, 134		30, 657	70, 310	70
式評	宅 (宅地 <i>A</i>	. 地 A・Bを除く)	0	3	0	98, 134, 770	7, 121, 355, 411	6, 244, 382	7, 115, 111, 029	0	3	1	3, 827, 760, 287	818, 721, 736		4, 652, 726, 405	72, 601	72, 567
価	-	般 山 林	0	4	0	81, 552, 235	1, 266, 569	145, 559	1, 121, 010	0	4	1	0	39		145, 598	15, 526	16
法	小	計	0	5	0	229, 038, 299	7, 129, 223, 551	6, 590, 477	7, 122, 633, 074	0	5	1	3, 827, 760, 287	818, 770, 584		4, 653, 121, 348		31, 127
	用地・ 費)	(農業用施設 農地+造成	0	6	0	558, 642	1, 820, 148	7, 492	1, 812, 656	0	6	1	0	710, 465		717, 957		3, 258
そ		(生産緑地地 宅地・農地等 費)		7	0	3, 618	16, 876	0	16, 876	0	7	1	0	6, 514		6, 514		4, 664
の	一般市	街化区域農地	0	8	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0		0		0
他		L以外の 目の計		9		38, 833, 246	280, 806, 305	450, 600	280, 355, 705	0	9	1	17, 065	81, 758, 374	14, 747, 416	96, 973, 455		7, 231
	小	計		0		39, 395, 506	282, 643, 329	458, 092	282, 185, 237		0	1	17, 065	82, 475, 353	14, 747, 416	97, 697, 926		7, 175
	合	計	1	1		268, 433, 805	7, 411, 866, 880	7, 048, 569	7, 404, 818, 311	1		1	3,827,777,352	901, 245, 937	14, 747, 416	4, 750, 819, 274		27, 612

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方公	、共区	団体:	コー	ド	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	2	0

第20表 平成26年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

																	
		(1)		(2)	(3)		(4)										
行番号	地	積	平 成	26 年 度 分	(イ)に係る平成25年 度分課税標準額	幼	税義務者	- 粉	1	人 当	た	り	課	税	標	準 奢	額
11 11 7	715	/ 1	課程	说 標 準 額	度分課税標準額	W.1	171. 152. 155. 15	奴		(イ)					(口)		
9	12	(m^2)	24	(千円)(イ)	37 (千円)(口)	50	(人)(ハ) 57		(M)	一 (円	(二)			(N)	(円)	(ホ)
0 1 0		9, 061		12, 620	12, 002			41			30	7, 805	5			292,	732

Ⅱ 家屋に関する概要調書等報告書

地	方公	·共园	日体	コー	- ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	2	18

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行番号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個	人	90 1 0	12	457, 588	8,832	448, 756
法	人		35	18, 860	43 252	18, 608
計			58	476, 448	9, 084	⁷³ 467, 364

地	方公	·共E	日体	コー	- ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 2	28

第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 兵庫県 — — — 市 町 村 名 神戸市

				<u> </u>	(1)			(2)			(3)	
2	☑ 分	行	番	号	棟 数		床	面	積 (m²)	決定	至 価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 7 249.	, 018	20 工	25, 16	9, 006	³¹ *61	2, 521, 775	24, 336
	法定免税点未満のもの	0	2	0	٦ 10,	, 233	オ	46	6, 473	Ź	832, 693	1,785
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	^ウ 238	, 785	カ 4	24, 70	2, 533	ケ 61	1, 689, 082	24, 762
木	総数	0	4	0	150	, 976	х (63, 25	8, 916	⁹ 3, 35	7, 141, 566	53, 070
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	902	セ	2	3, 105	チ	94, 239	4, 079
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	⁵ 150,	, 074	У (63, 23	5, 811	["] 3, 35	7, 047, 327	53, 088
	総数	0	7	0	399	, 994	8	88, 42	7, 922	3, 96	9, 663, 341	44, 892
計	法定免税点未満のもの	0	8	0	11	, 135		48	9, 578		926, 932	1, 893
	法定免税点以上のもの	0	9	0	388	, 859	8	87, 93	8, 344	⁷ 3, 96	8, 736, 409	45, 131
非調	果 税 家 屋	1	0	0	16	, 212		8, 90	0, 596			

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	72	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

		<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	-
			個 人	、 が 月	有有	す る :	家 屋	法人が所有	育する家屋	
≥	分	行番号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 (FP)	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	90 1 1 0	¹² 242, 514	24, 403, 565	³⁰ 596, 086, 886	⁴² 596, 080, 185	24, 426	6, 504	⁶² 765, 441	
造	法定免税点 未満のもの	0 2 0	10, 057	458, 649	814, 993	814, 993	1, 777	176	7, 824	
坦	法定免税点以上のもの	0 3 0	232, 457	23, 944, 916	595, 271, 893	595, 265, 192	24, 860	6, 328	757, 617	
木	総数	0 4 0	122, 111	30, 879, 738	1, 526, 833, 866	1, 526, 822, 596	49, 445	28, 865	32, 379, 178	
造 以	法定免税点未満のもの	0 5 0	801	19, 750	83, 258	83, 258	4, 216	101	3, 355	
外	法定免税点以上のもの	0 6 0	121, 310	30, 859, 988	1, 526, 750, 608	1, 526, 739, 338	49, 473	28, 764	32, 375, 823	
	総数	0 7 0	364, 625	55, 283, 303	2, 122, 920, 752	2, 122, 902, 781	38, 401	35, 369	33, 144, 619	
計	法定免税点 未満のもの	0 8 0	10, 858	478, 399	898, 251	898, 251	1,878	277	11, 179	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0 9 0	353, 767	54, 804, 904	2, 122, 022, 501	2, 122, 004, 530	38, 720	35, 092	33, 133, 440	
		<u> </u>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
			法人が	所 有 す	る 家 屋		合		計	
▷	分	行番号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格(円)
木	総数	90 1 1 1	16, 434, 889	16, 418, 593	21, 471	³⁶ 249, 018	⁴⁴ 25, 169, 006	⁵⁴ 612, 521, 775	66 612, 498, 778	24, 336
	法定免税点未満のもの	0 2 1	17, 700	17, 700	2, 262	10, 233	466, 473	832, 693	832, 693	1, 785
造	法定免税点以上のもの	0 3 1	16, 417, 189	16, 400, 893	21, 670	238, 785	24, 702, 533	611, 689, 082	611, 666, 085	24, 762
木	総数	0 4 1	1, 830, 307, 700	1, 816, 799, 436	56, 527	150, 976	63, 258, 916	3, 357, 141, 566	3, 343, 622, 032	53, 070
造以	法定免税点未満のもの	0 5 1	10, 981	10, 981	3, 273	902	23, 105	94, 239	94, 239	4, 079
外	法定免税点以上のもの	0 6 1	1, 830, 296, 719	1, 816, 788, 455	56, 533	150, 074	63, 235, 811	3, 357, 047, 327	3, 343, 527, 793	53, 088
	総数	0 7 1	1, 846, 742, 589	1, 833, 218, 029	55, 718	399, 994	88, 427, 922	3, 969, 663, 341	3, 956, 120, 810	44, 892
計	法定免税点未満のもの	0 8 1	28, 681	28, 681	2, 566	11, 135	489, 578	926, 932	926, 932	1, 893
	法定免税点以上のもの	0 9 1	1, 846, 713, 908	1, 833, 189, 348	55, 736	388, 859	87, 938, 344	3, 968, 736, 409	¹ 3, 955, 193, 878	45, 131

地	方公	:共区	日体	コー	· ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)
区分		杉	其	数
家屋の種類	行番号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	9 1 1 0	213, 115	4, 919	³² 208, 196
共同住宅·寄宿舎	0 2 0	6, 491	22	6, 469
併 住宅部分1	0 3 0	3, 386	372	3, 014
日 その他の用の部分2	0 4 0	3, 386	372	3, 014
宅 計(棟数については1の数値を記入	0 5 0	3, 386	372	3, 014
農家住宅	0 6 0	3, 208	592	2, 616
旅館・料亭・ホテル	0 7 0	289	0	289
事務所・銀行・店舗	0 8 0	2, 812	212	2,600
劇場・病院	0 9 0	202	1	201
公 衆 浴 場	1 0 0	24	0	24
工場・倉庫	1 1 1 0	2, 535	228	2, 307
土 蔵	1 2 0	2, 748	359	2, 389
附 属 家	1 3 0	14, 208	3, 528	10, 680
合 計	1 4 0	249, 018	10, 233	[†] 238, 785

地方公	共団体	コー	· ド	表看	昏号
¹ 2 8	1 0	0	0	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

				•	(4)		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
						床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
家。	区分	行	番	号		数 (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	(-) (-) (-) (-)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	(<u>^)</u> (<u>/</u>)
		9						24	4E	56				
専	用 住 宅	0	1	1	¹² a _{22, 05}	8, 478	270, 704	21, 787, 774	⁴⁵ 573, 170, 621	593, 985	⁶⁷ 572, 576, 636	25, 984	2, 194	26, 280
共「	司住宅・寄宿舎	0	2	1	b 1, 10	8, 181	2, 509	1, 105, 672	24, 819, 243	5, 586	24, 813, 657	22, 396	2, 226	22, 442
併	住宅部分1	J	3	1	21	5, 039	13, 895	201, 144	1, 982, 413	32, 994	1, 949, 419	9, 219	2, 375	9, 692
用住	その他の用の部分2	l	4	1	10	5, 915	6, 844	99, 071	976, 413	16, 251	960, 162	9, 219	2, 374	9, 692
宅	(1 + 2) 計	0 1	5	1	c 32	0, 954	20, 739	300, 215	2, 958, 826	49, 245	2, 909, 581	9, 219	2, 375	9, 692
農	家 住 宅	0	6		d 43	2, 770	54, 806	377, 964	1, 040, 795	37, 866	1, 002, 929	2, 405	691	2, 654
旅館	音・料亭・ホテル	0	7		e 5	9, 598	1, 212	58, 386	914, 459	81	914, 378	15, 344	67	15, 661
事 務	5 所・銀行・店舗	0		1		0, 210	5, 562	224, 648	4, 970, 394	22, 562	4, 947, 832	21, 591	4, 056	22, 025
劇	場・病院	ا	9	1	g 2	7, 535	4, 496	23, 039	773, 134	69	773, 065	28, 078	15	33, 555
<i>拉</i>	宋 浴 場	ا	0	1	h	5, 980	0	5, 980	77, 147	0	77, 147	12, 901	0	12, 901
エ	場・倉庫	1	1		i 19	2, 560	18, 052	174, 508	1, 282, 549	18, 383	1, 264, 166	6, 661	1, 018	7, 244
	土 蔵	1	2	1	j 9	8, 081	12, 074	86, 007	209, 609	12, 701	196, 908	2, 137	1, 052	2, 289
	附 属 家	1	3	1	k 63	4, 659	76, 319	558, 340	2, 304, 998	92, 215	2, 212, 783	3, 632	1, 208	3, 963
	合 計	1	4	1	[±] 25, 16	9, 006	[*] 466, 473	²⁴ , 702, 533	* 612, 521, 775	9 832, 693	⁵ 611, 689, 082	24, 336	1, 785	24, 762

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 2	8	1	0	0	0	72	5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店、銀行

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分		• 11	柯			数	
	行番号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	
構造別	П	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90 1 0	12 448	19	26	33	448	47 53 ()
鉄筋コンクリート造	0 2 0	2, 477		2	0	2, 475	0
鉄 骨 造	0 3 0	6, 289		24	0	6, 265	0
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	1,690		24	0	1,666	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	154		1	0	153	0
そ の 他	0 6 0	0		0	0	0	0
計	0 7 0	11,058	0	51	0	11, 007	0

			>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(口)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	3, 153, 149	0	3, 153, 149	⁴⁵ 272, 095, 644	56 0	⁶⁷ 272, 095, 644	86, 293	0	86, 293
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 2, 450, 915	56	2, 450, 859	146, 656, 175	122	146, 656, 053	59, 837	2, 179	59, 839
鉄 骨 造	0	1 1 3 1	1	[†] 5, 164, 791	1,088	5, 163, 703	378, 561, 045	3, 528	378, 557, 517	73, 296	3, 243	73, 311
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	184, 378	509	183, 869	4, 488, 072	3, 145	4, 484, 927	24, 342	6, 179	24, 392
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	1	[*] 10, 932	13	10, 919	184, 851	200	184, 651	16, 909	15, 385	16, 911
その他	0	6	1	^д	0	0	0	0	0	0	0	0
# <u>-</u>	0	7	1	10, 964, 165	1,666	10, 962, 499	801, 985, 787	6, 995	801, 978, 792	73, 146	4, 199	73, 157

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
F /			柯			数	
区分	行番号	総	数	法定免税点	未満のもの		以上のもの
構造別	11 田 八	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90 1 1 0	960	19	26 0	33 0	960	47 53 O
鉄筋コンクリート造	0 2 0	24, 868		109	0	24, 759	0
鉄 骨 造	0 3 0	16, 948		60	0	16, 888	0
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	45, 530		51	0	45, 479	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	1, 321		12	0	1, 309	0
そ の 他	0 6 0	0		0	0	0	0
計	0 7 0	89, 627	0	232	0	89, 395	0

			•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	和 領	法定免税点未満のもの	以上のもの	(-) (1)	(ホ) (ロ)	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円)(ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	6, 294, 381	63	6, 294, 318	⁴⁵ 393, 120, 464	2, 006	⁶⁷ 393, 118, 458	62, 456	31, 841	62, 456
鉄筋コンクリート造	0	1 1 2 1	1	⁷ 20, 752, 702	237	20, 752, 465	1, 182, 639, 213	4, 477	1, 182, 634, 736	56, 987	18, 890	56, 988
鉄 骨 造	0	i 1 3	1	⁵ 3, 406, 247	2, 945	3, 403, 302	153, 069, 024	5, 309	153, 063, 715	44, 938	1, 803	44, 975
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	5, 909, 061	968	5, 908, 093	158, 487, 943	6, 175	158, 481, 768	26, 821	6, 379	26, 825
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	⁺ 77, 486	220	77, 266	1, 104, 126	1, 493	1, 102, 633	14, 249	6, 786	14, 271
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1 1 7	1	36, 439, 877	4, 433	36, 435, 444	1, 888, 420, 770	19, 460	1, 888, 401, 310	51, 823	4, 390	51, 829

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 2	8	1	0	0	0	72	78

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分			柜			数	
	行 番 号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11 H 3	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90 1 1 0	65	19 0	26 0	33 0	40 65	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0 2 0	550	0	1	0	549	0
鉄 骨 造	0 3 0	322	0	0	0	322	0
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	54	0	0	0	54	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	16	0	0	0	16	0
そ の 他	0 6 0	0	0	0	0	0	0
計	0 7 0	1,007	0	1	0	1,006	0

		→		(7)	(8)	(9)	(1	0)	(11)	(12)			
				床	面	積		決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	未満のもの	以上のもの	形心	額		以上のもの	(1) (1)	<u>(</u> (<u></u>	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円	(二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	^{12 7} 749, 546	0	749, 546	⁴⁵ 69,	773, 784	56	69, 773, 7 ⁷⁷	93, 088	0	93, 088
鉄筋コンクリート造	0	2	1	1,021,535	77	1, 021, 458	80,	416, 643	109	80, 416, 534	78, 721	1, 416	78, 727
鉄 骨 造	0	3	1	438, 472	0	438, 472	37,	276, 185	0	37, 276, 185	85, 014	0	85, 014
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	⁹ 9, 645	0	9, 645		321, 979	0	321, 979	33, 383	0	33, 383
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	f 1,002	0	1,002		23, 770	0	23, 770	23, 723	0	23, 723
そ の 他	0	6	1	_۷ 0	0	0		0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	2, 220, 200	77	2, 220, 123	187,	812, 361	109	187, 812, 252	84, 593	1, 416	84, 595

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	72	8

0 7 1 1

12, 634, 540

11,050

計

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<u> </u>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	-		
区分				AA	桐			数	DI L D J D			
	行	番	号	総	数	法定免税点		法定免税点				
構造別				棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	129	19 0	26	33 0	128	47 53 ()			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	17, 542	0	69	0	17, 473	0			
鉄 骨 造	0	3	0	9, 455	0	88	0	9, 367	0			
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 065	0	96	0	2, 969	0			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 131	0	87	0	3, 044	0			
そ の 他	0	6	0	1	0	0	0	1	0			
計	0	7	0	33, 323	0	341	0	32, 982	0			
		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
		<u> </u>		(7) 床	(8) 面	(9) 積	(1 0) 決	(11) 定 価	(12) 格	単 位	当たり	価格
区 分 構造別	行	→ 番	号						格 法定免税点 以上のもの	単 位 <u>(二)</u> (イ)	当 た り (ホ) (ロ)	価格 (へ) (ハ)
				床 総 数 (㎡) (イ)	面 法定免税点	積 法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	決 総 額 (千円) (二)	定 法 定 免 税 点 未満 の も の (千円) (ポ)	格 法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(=)	(ホ)	(~)
	q		ı	総 数	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	積 法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (ハ)	決 総 (千円)(二)	定 価 法定免税点 未満のもの (千円)(ボ)	格 法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ <u>)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(^)</u> (/\)
構造別	9 ()		i i 1	床 総数 (n²) (1)	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	積 法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	決 総額 (千円)(二) ⁴⁵ 48,537,832	定 法定免税点 未満のもの (千円)(ポ)	格 法定免税点以上のもの(千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト) 52,652	(ホ) (ロ) (円) (チ) 4,200	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
構造別鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1 1 1	床 総数 (m²) (イ) 12 テ 921,865	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 15 1,205	積 法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ) 34 921,850	決 総額 (千円)(二) ⁴⁵ 48,537,832	定 法定免税点 未満のもの (千円) (ポ) 56 63 10,984	格 法定免税点 以上のもの (千円)(へ) ⁶⁷ 48,537,769	(二) (イ) (円) (ト) 52, 652 31, 305	(ホ) (ロ) (円) (チ) 4,200 9,115	(へ) (ハ) (円) (リ) 52,653
構造別 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	9 0	2	1 1 1	床 総数 (m²) (イ) 12 ラ 921,865 ト 2,967,475	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 15 1,205 4,738	積 法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ) 34 921,850 2,966,270	決 総額 (千円) (二) ⁴⁵ 48,537,832 92,895,490	定 法定免税点 未満のもの (千円) (ポ) 56 63 10,984 8,446	格 法定免税点 以上のもの (千円)(へ) 67 48,537,769 92,884,506	(二) (イ) (円) (ト) 52, 652 31, 305	(未) (口) (円) (チ) 4,200 9,115 1,783	(へ) (ハ) (円) (リ) 52,653 31,314
構造別鉄骨鉄筋コンクリート造鉄筋コンクリート造鉄骨造	9 0	1 2 3	1 1 1	床 総数 (㎡) (イ) 12 デ 921, 865 ト 2, 967, 475 ナ 8, 349, 022	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 15 1,205 4,738 3,582	積 法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ) 34 921,850 2,966,270 8,344,284	決 総額 (千円) (二) ⁴⁵ 48, 537, 832 92, 895, 490 297, 141, 086	定 価 法定免税点 未満のもの (千円)(ホ) 56 63 10,984 8,446 12,396	格 法定免税点 以上のもの (千円)(へ) 67 48,537,769 92,884,506 297,132,640	(二) (イ) (円) (ト) 52, 652 31, 305 35, 590	(ボ) (ロ) (円) (チ) 4,200 9,115 1,783 3,461	(八) (八) (円) (リ) 52, 653 31, 314 35, 609

442, 113, 855

42, 271

442, 071, 584

34, 992

3,825

35, 020

12, 623, 490

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	72	98

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<u> </u>	-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
区分				40	杉	1-		数		i		
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点		ı		
構造別				棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 21	19 0	26	33 0	40 21	47 53 ()			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	7, 117	0	21	0	7, 096	0			
鉄 骨 造	0	3	0	2, 098	0	16	0	2, 082	0			
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1 0	3, 634	. 0	179	0	3, 455	0			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 091	0	61	0	3, 030	0			
そ の 他	0	6	0	(0	0	0	0	0			
計	0	7	0	15, 961	0	277	0	15, 684	0			
		—	>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	•		
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区分	行	悉	号		法定免税点	法定免税点		法定免税点	法定免税点	(=)	(ホ)	<u>(^)</u>
構造別	1,4	ш	•	総数	未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの	以上のもの	(イ)	(口)	(ハ)
	٥		ī	(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (/\)	(千円)(二)	(千円) (ホ) 56	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	12 / 68, 424	23	68, 424	4, 376, 238	0	4, 376, 238	63, 958	0	63, 958
鉄筋コンクリート造	0	2	1	273, 179	317	272, 862	11, 715, 601	3, 081	11, 712, 520	42, 886	9, 719	42, 925
鉄 骨 造	0	3	1	470, 372	724	469, 648	19, 007, 848	1, 205	19, 006, 643	40, 410	1, 664	40, 470
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	7 133, 958	3, 975	129, 983	943, 386	16, 210	927, 176	7, 042	4, 078	7, 133
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	54, 201	863	53, 338	765, 720	4, 908	760, 812	14, 127	5, 687	14, 264
その他	0		1 1	ホ (0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	1, 000, 134	5, 879	994, 255	36, 808, 793	25, 404	36, 783, 389	36, 804	4, 321	36, 996

地	方公	·共园	日体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	08

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

_		<u> </u>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
区分					柯	1.		数		1		
	行:	番	号	総	数	法定免税点		法定免税点		,		
構造別				棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	1, 623	19 0	26	33 0	1, 622	47 53 ()			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	52, 554	0	202	0	52, 352	0			
鉄 骨 造	0	3	0	35, 112	0	188	0	34, 924	0			
軽 量 鉄 骨 造	0			53, 973	0	350	0	53, 623	0			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 1	5	0	7, 713	0	161	0	7, 552	0			
そ の 他	0	6	0	1	0	0	0	1	0			
##-	0	7	0	150, 976	0	902	0	⁵ 150, 074	0			
		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行:	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	((ホ) (ロ)	(<u>^)</u> (<u>/</u>)
	a			(m²) (イ)	(m²) (口)	(m²) (ハ) 34	(千円) (二)	(千円) (ホ) 56	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90 1	1	1	11, 187, 365	78	11, 187, 287	787, 903, 962	2, 069	787, 901, 893	70, 428	26, 526	70, 428
鉄筋コンクリート造	0			27, 465, 806	1,892	27, 463, 914	1, 514, 323, 122	18, 773	1, 514, 304, 349	55, 135	9, 922	55, 138
鉄 骨 造	0	3	1	17, 828, 904	9, 495	17, 819, 409	885, 055, 188	18, 488	885, 036, 700	49, 642	1, 947	49, 667
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 549, 095	9, 034	6, 540, 061	a 166, 858, 278	37, 926	166, 820, 352	25, 478	4, 198	25, 507
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	227, 703	2, 606	225, 097	b 3,000,696	16, 983	2, 983, 713	13, 178	6, 517	13, 255
その他	0	6	1	43	0	43	320	0	320	7, 442	0	7, 442
**************************************	0	7	1	63, 258, 916	23, 105	63, 235, 811	⁹ 3, 357, 141, 566	94, 239	⁹ 3, 357, 047, 327	53, 070	4, 079	53, 088

地	方公	·共园	日体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床	面積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(ロ) (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専 用 住 宅	90	1	0	3, 012	18 37	²⁴ ^a 327, 392	788	⁴¹ 27, 013, 618	⁵¹ 53, 433	⁶⁰ 22, 691, 439	⁷⁰ 44, 884	82, 512	69, 310
	共同住宅・寄宿舎	0	2	0	69	0	b 22, 582	0	1, 791, 008	0	1, 504, 447	0	79, 311	66, 622
新	併 用 住 宅	0	3	0	0	0	С 0	0	0	0	0	0	0	0
	農家住宅	0	4	0	0	0	d 0	0	0	0	0	0	0	0
	旅館・料亭・ホテル	0	5	0	1	0	e 610	0	70, 307	0	59, 058	0	115, 257	96, 816
増	事務所・銀行・店舗	0	6	0	28	1	^f 2, 414	56	196, 756	4, 315	165, 275	3, 625	81, 506	68, 465
	劇場・病院	0	7	0	2	1	g 364	163	22, 611	10, 627	18, 993	8, 927	62, 118	52, 179
	公 衆 浴 場	0	8	0	0	0	h 0	0	0	0	0	0	0	0
分	工 場 ・ 倉 庫	0	9		6	2	i 392	45	10, 011	1, 382	8, 409	1, 161	25, 538	21, 452
	土 蔵	1	0	0	0	0	j 0	0	0	0	0	0	0	0
	附 属 家	1	1	0	16	2	^k 381	21	18, 487	632	15, 529	531	48, 522	40, 759
	合 計	1	2	0	3, 134	n 43	[†] 354, 135	1,073	29, 122, 798	70, 389	24, 463, 150	ラ 59, 128	82, 236	69, 079

地	方公	:共区	日体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		─ 区 分				棟	数	床	積	再建築費	費 評 点 数	決定	価 格	単位当たり	単位当たり価
家屋∉	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	(1 1111) (.)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (口) (イ)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	θ	1	0	12 0	18 0	24 7 0	33 0	0	51 0	60 0	⁷⁰ 0	0	0
	所•	鉄筋コンクリート造	0	2	0	6	0	6, 407	0	790, 855	0	852, 542	0	123, 436	133, 064
	店舗	鉄 骨 造	0	3	0	77	5	[†] 89, 090	2, 829	8, 747, 579	201, 686	9, 429, 890	217, 417	98, 188	105, 847
		軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	18	0	2,742	0	196, 580	0	207, 589	0	71, 692	75, 707
新	百貨店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	\cap	5	0	0		d 0	0	0	0	0	0	0	0
7171		その他	0	6	0	0	0	[†] 0	0	0	0	0	0	0	0
	銀行	計	0	7	0	101	5	98, 239	2, 829	9, 735, 014	201, 686	10, 490, 021	217, 417	99, 095	106, 781
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	0	0	+ 0	0	0	0	0	0	0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	116	1	⁷ 218, 990	12	25, 958, 760	1, 372	22, 843, 709	1, 207	118, 539	104, 314
		鉄 骨 造	1	0	0	74	3	⁵ 15, 922	186	1, 670, 447	33, 650	1, 469, 993	29, 612	104, 914	92, 325
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	566	5	80, 795	56	6, 988, 382	2, 480	6, 149, 776	2, 182	86, 495	76, 116
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0	0	0	少 0	0	0	0	0	0	0	0
]	その他	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卜	計	1	4	0	756	9	315, 707	254	34, 617, 589	37, 502	^d 30, 463, 478	33, 001	109, 651	96, 493
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	5	1	^t 15, 328	1, 699	1, 760, 063	184, 693	1, 897, 348	199, 099	114, 827	123, 783
	PL	鉄 骨 造	1	7	0	10	2	3, 158	52	341, 828	10, 506	368, 491	11, 326	108, 242	116, 685
]	軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	0	0	9 0	0	0	0	0	0	0	0
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	Î	9	ı	1	1	2	2	150	150	162	162	75, 000	81, 000
		その他			0	0	0	^س 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	1	0	16	4	18, 488	1, 753	2, 102, 041	195, 349	2, 266, 001	210, 587	113, 698	122, 566

地	方公	:共区	日体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	/ 区分				棟	数	床	積 積	再建築費	費評点数	決 定	価 格	単位当たり	単位当たり価
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>口)</u> (点)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	9 2	2	0	12 2	18 0	24 F 37, 785	33 0	⁴¹ 3, 226, 439	51	3, 478, 101	70 79 ₀	85, 389	92, 050
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	38	0	^k 21, 650	0	1, 631, 938	0	1, 759, 229	0	75, 378	81, 258
	· 倉	鉄 骨 造	2	4	0	78	9	⁺ 184, 612	7, 046	13, 626, 499	501, 609	14, 539, 474	535, 217	73, 812	78, 757
新	庫	軽 量 鉄 骨 造		5		27	2	⁼ 1, 431	18	55, 851	1,858	58, 364	1, 942	39, 029	40, 785
	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	5	0	^X 101	0	4, 969	0	5, 357	0	49, 198	53, 040
	市	その他	2	7	0	0	0	* 0	0	0	0	0	0	0	0
増	場	計	2	8	0	150	11	245, 579	7, 064	18, 545, 696	503, 467	19, 840, 525	537, 159	75, 518	80, 791
一		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	55	1	1, 367	20	65, 914	811	70, 330	865	48, 218	51, 448
		鉄 骨 造		1		22	0	2, 079	0	135, 590	0	144, 674	0	65, 219	69, 588
分	の	軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	32	0	891	0	33, 420	0	34, 924	0	37, 508	39, 196
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	7	0	^ 69	0	5, 951	0	6, 350	0	86, 246	92, 029
	他	その他		4		0	0	水 0	0	0	0	0	0	0	0
		計	3	5	0	116	1	4, 406	20	240, 875	811	256, 278	865	54, 670	58, 166
		合 計	3	6	0	e 1, 139	g 30	682, 419	11, 920	65, 241, 215	938, 815	¹ 63, 316, 303	999, 029	95, 603	92, 782

地	方公	:共団	体	コー	・ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	73	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		(1)			(2)		(3)	
区分	谷 妥 凡	棟数			面 積	決		単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数		総	数 (㎡) (イ)	糸	窓 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	9 1 0	12	1, 216		111, 300	28	1, 399, 466	12, 574
共同住宅・寄宿舎		38	82 45		14, 757	54	179, 216	12, 144
併 用 住 宅	0 3 0	12	44		4, 410	28	35, 682	8, 091
農家住宅		38	27 45		2, 684	54	4, 872	1, 815
旅館・料亭・ホテル	0 5 0	12	1 19		340	28	13, 664	40, 188
事務所・銀行・店舗		38	33 45		3, 576	54	31, 239	8, 736
劇 場・病院	0 7 0	12	1 19		56	28	254	4, 536
公 衆 浴 場		38	0 45		0	54	63 ()	0
工場・倉庫	0 9 0	12	35		5, 177	28	19, 484	3, 764
土 蔵		38	11 45		367	54	63 950	2, 589
附 属 家	1 1 0	12	188		4, 529	28	10, 017	2, 212
合 計		38	1,638 45		147, 196	54	1, 694, 844	11, 514

坩	地方公	共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			(1)		(2)	(3)	
区分	行番号	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数	総	数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店・銀行	90 1 0	12	100	19	50, 103	2, 288, 789	45, 682
住宅・アパート		38	313	45	64, 456	1, 658, 3 ⁶³	25, 728
病院・ホテル	0 3 0	12	8	19	3, 009	157, 414	52, 314
工場・倉庫・市場		38	209	45	102, 258	⁵⁴ 4, 525, 981	44, 260
そ の 他	0 5 0	12	95	19	5, 065	²⁸ 160, 363	31, 661
合 計		38	725	45	224, 891	54 63 8, 790, 858	39, 089

地	方公	洪	団体	コー	- ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	3	5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

(1)

		<u> </u>		(1)
		区 分	特例率 行番号 法定免	税点以上のもの
		決 定 価 格 (A)	9 0 1 0 12 7	3, 968, 736, 409
課	法	第10項(日本放送協会)	1/2 23	460, 327 33
		第11項(日本原子力研究開発機構)	1/3 0 3 0 12	
税	- , .		2/3	33
176	三	第 12 項 (登録有形文化財等)	1/2 0 5 0 12	133, 030
標	よ四	第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3	33
倧	九	2. (1 m/serrangerage part)	2/3 0 7 0 12	
	. –	第17項(海洋研究開発機構)	1/3	33
準	る条		2/3 0 9 0 12 1/2 23	22
	の	第19項(水資源機構)	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	33
\mathcal{O}	も三	第20項(特定地方交通線)	1/4 23	33
		第22項(科学技術振興機構)	1/2 1 3 0 12	33
特		第24項(新関西国際空港株式会社)	1/2 23	33
1.3	の規	第26項(信用協同組合等)	3/5 1 5 0 12	4, 317, 625
/Fil	定	第28項(中部国際空港)	1/2 23	33
例	法	第1項(倉庫等)	1/2 1 7 0 12	897, 396
	17.44	第 4 項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	33
に	附	第12項(並行在来線の譲受資産)	1/2 1 9 0 12	
	則	第16項 (PFIによる公共施設等の整備等)	1/2	33
ょ	第	第17項(都市利便施設)	3/5 2 1 0 12	
	217		1/2 23	33
n	_	第18項(成田国際空港株式会社)	4/5 2 3 0 12	
	五	第19項 (PFI国立大学の校舎)	1/2 23	33
4-6		第20項(スーパー中枢港湾)	1/2 2 5 0 12	
減	条	第21項(都市鉄道利便増進施設)	2/3 23 1/2 2 7 0 12	474, 794
	\mathcal{O}	第22項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3/5	474, 794
額	規	第23項(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3/5 2 9 0 12	3, 389, 563
		第24項(鉄道事業再構築事業)	1/4 23	33
に	定	第26項(公益法人の所有する能楽堂)	1/2 3 1 0 12	
	に	第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2 23	33
な		【(国際能販洪濟笙の毒さげき塩設笙 (国際能販洪濟) 】	1/2 3 3 0 12	
. 6	ょ	第29項 (2/3	33
z		第31項(津波防災地域づくり法の協定避難施設)	1/2 3 5 0 12	
る	ŧ	第33項(駅のバリアフリー化施設)	2/3	33
		第37項(備蓄倉庫)	- 3 7 0 12	
額	\mathcal{O}	第38項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3	33

地	方公	·共E	団体	コー	- ド	表都	昏号
12	8	1	0	0	0	3	6

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

_		→				(1)
		区	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	特例率	行番号	法定免税点以上のもの
	注					(千円)
	法附則第一五条の二		(JR三島特例)※法附則第15条の3の適用のないもの (旧国鉄承継特例)	$\frac{1/2}{3/5}$	90 : 1 : 0	23 287 33
am	法附則第一五条の三	77 1 - 17	(//)法附則第15条の2第2項の適用のあるもの		0 3 0	
課	法附則第五六条の二	第4項	(東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4		23 33
	昭四七年附則第八条		(地下道等)		0:5:0	12 177, 281
	昭六二年附則第三条		(特定地方交通線)	1/4		23 33
税	平成三年附則第八条	第3項	(都市基盤整備公団) (都市基盤整備公団)		0 7 0	12
			(I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I)	1/3	0 9 0	12
		第5項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/6	0.0.0	23 33
標	平成七年附則第六条	"	(日本電気計器検定所)		1 1 1 0	12
	平 成 七 平 附 則 弟 八 未	IJ	(日本消防検定協会)	1/6		23 33
		JJ	(小型船舶検査機構)	1/6	1 3 0	12 36, 417
淮		JJ O TE	(軽自動車検査協会)	1/6	1	23 33
i i		第8項第5項	(関西文化学術研究都市の文化学術研究施設) (都市基盤整備公団)	1/2	1:5:0	22 22
	平成十年附則第六条	第9項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	1 7 0	12
Ø	平成十三年附則第八条	/14 - /1	(高圧ガス保安協会)	1/6	<u>_</u>	23 33
		第9項	(日本電気計器検定所)	1/3	1:9:0	12
		11	(日本消防検定協会)	1/3		23 33
特	平成十五年附則第十一条		(小型船舶検査機構)	1/3	2 1 0	
44		第11項	(軽自動車検査協会) (高圧ガス保安協会)	1/3	2 : 3 : 0	23 37, 060 33
	平成十六年附則第十条		(国の機関との共同研究施設)	3/4	2 5 0	23 33
/ .1		第9項	(社会保険診療報酬支払基金)	1/6	2 5 0	12
例	平成十七年附則第七条	第10項	(自動車安全運転センター)	1/6		23 33
	平成十八年附則第十三条		(農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3	2 7 0	12
	平成十九年附則第六条	第2項	(高圧ガス保安協会)	1/2		23 33
に	1 794 1 12 1 113 70 710 1 1 710	第6項	(国立大学法人等との共同研究施設)	3/4	2 9 0	12
		第4項	(日本電気計器検定所) (日本消防検定協会)	1/2	3 1 1 0	23 33
	平成二十年附則第十条	"	(小型船舶検査機構)	1/2	3 1 0	23 33
ょ		"	(軽自動車検査協会)	1/2	3 3 0	12
		第17項	(中核的地方卸売市場構築事業)	1/2		23 33
		第4項	(倉庫等)	$\frac{1/2}{5/2}$	3 5 0	12 160, 047
り	平成二十一年附則第八条	역 10 百	/抽工町よ巛計等控制	5/6 2/3	3 7 0	23 89, 260 33
		第11項	(洪水時の円滑かつ迅速な避難のための施設又は設備)	2/3	3 1 1 0	23 33
			(利用者利使の向上に貸する停車場等)	3/4	3 9 0	12
減	平成二十二年附則第十一条		(PFI公共荷さはき施設等)	1/2		23 33
	平成二十二年的 則 第十一米	第20項	(PFI一般廃棄物処理施設)	1/2	4 : 1 : 0	12
		第22項	(鉄道再生事業)	1/4	1 0 0	23 33
額		第2項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	$\frac{2/3}{4/5}$	4 3 0	12
HA				1/3	4 5 0	12
		第3項	(農業・食品産業技術総合研究機構)	2/3		23 33
に		第6項	(社会保険診療報酬支払基金)	1/3	4:7:0	12
(_			(自動車安全運転センター)	1/3		23 33
			(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	4 9 0	12
2.	平成二十三年附則第七条	第9項	(倉庫等)	1/2 7/8	5 1 0	23 3, 369, 444 33
な		第10項	(特定路外駐車場)	7/8	0 1 1 0	23 33
		第13項	(心身障害者多数雇用事業所)	5/6	5 3 0	12
~		第17項	(中核的地方卸売市場構築事業)	2/3		23 33
る		第20項	(鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	5 5 0	12
			(都市利便施設)	1/2	F 7 A	23 33
١.		第25項	(スーパー中枢港湾) (JR貨物の基盤整備事業)	1/2	5 7 0	93 99
額	平成二十四年附則第八条	第 10 項 #	(JR貝物の基盤登舗事業) (リ)法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	_	5 9 0	12
	平成二十五年附則第十一条			3/4	<u> </u>	23 33
			計 (B)		6 1 0	13, 542, 531
			課 税 標 準 額 (A)-(B)			23 h 3, 955, 193, 878 33

地	方公	・ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	3	7

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その1)

都 道 府 県 名 兵 庫 県 市 町 村 名 神 戸 市

	——						1	(1)	Α.	(2)	¥/.	(3)
	区	分	減額割合	行	番	号	個			面積(㎡)		咸 税 額
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	90	1	0	12	7, 766	21	729, 000	31	345, 299
	第2項 新築住宅(中高層	耐火建築物)	1/2		2			24, 152		1, 810, 693		1, 129, 975
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	0	-	•		3, 039		345, 694		168, 355
	第2項 認定長期優良住宅	(中高層耐火建築物)	1/2	0		•		134		15, 246		7, 592
	第1項 特定市街化区域農	$\frac{1/2}{2/3}$		5 6								
		第1種 住宅(居住部分)	$\frac{2}{3}$	0	7							
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4		8							
	然。在一个从工用水 有米	第1種 住宅以外	1/4	0	9	0						
进 FU EU 签 15 名 の 0	第3項 市街地再開発事業	第2種 住宅(居住部分)	2/3	1	0	0						
法附則第15条の8		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	1	0						
		第2種 住宅以外	1/3	1	2	0						
	第4項 サービス付き高齢	者向け住宅	2/3	1	3	0		88		2, 972		2, 89
		住宅(居住部分)	2/3	1	4	0						
	第5項 防災街区整備事業	住宅 (非居住部分)	1/3	1	5	0						
		住宅以外	1/3	1	6	0						
	第1項 耐震改修		1/2	1	7	0		579		35, 840		4, 03
	第4項 バリアフリー改修		1/3	1	8	0		74		6, 870		79
法附則第15条の9	第5項 バリアフリー改修	(区分所有)	1/3	1	9	0						
		所有以外)	1/3	2	0	0		72		7, 252		1, 04
	第10項 省工ネ改修(区分)		1/3	2								
平成18年附則第13条	第29項 特定市街化区域農	地の貸家住宅	2/3	2				16		1, 130		76
平成21年附則第8条	第13項 特定市街化区域農	地の貸家住宅	$\frac{1/3}{2/3}$	2	3	•						
	你 00 在 土化 10 五 田 20 五 光		1/3	2	•	0		91		13, 490		5, 45
平成23年附則第7条	第29項 市街地再開発事業		2/3	2	6	0		107		7, 244		6, 90
	第30項 高齢者向け優良賃	貸住宅	2/3	2	7	0		82		3, 289		2, 78
	性空主体化豆块曲	第1種中高層耐火建築物	2/3	2	8	0						
平成24年附則第8条	第11項 特定市街化区域農 貸家住宅	地の 第2種中高層耐火建築物	1/2	2	9	0						
	貝豕比七	东 4 性 中 向 眉 刪 八 建 梁 彻	2/3	3	0	0						
				3	1	0		36, 200	2	2, 978, 720		1, 675, 88
合	計	うち個人		3	2	0		28, 333	2	2, 598, 499		1, 448, 09
		うち法人		3	3	0		7, 867		380, 221		227, 79

地方公	表番号					
2 8	1	0	0	0	3	7

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その2)

	—					(4)		(5)		(6)	(7	7)	((8)	(9	1)
	_		減額	i ,	TT	平成 25	年度に	新たに	軽減対象	良となっ	ったもの	平成 25	年度で	で軽減	期間の約	冬了する	5 もの
	区	分	割合	行	番号	個	数		面積(㎡)		成 税 額 ^{千円)}	個	数		面積㎡	軽 減	
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	90	1 1	12 T	2, 587	21 イ	237, 200	31 ウ	115, 010	40	2, 595	49	248, 800	⁵⁹ 1	111, 222
	第2項 新築住宅(中高層面	大建築物)	1/2	0	2 1	工	3, 241	オ	233, 963	カ	155, 171		7, 337		590, 261	3	351, 692
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	0	3 1		933		105, 611		54, 114						
四門別知10米01	第2項 認定長期優良住宅	(中高層耐火建築物)	1/2	0	4 1		43		4, 826		2, 535						
	第1項 特定市街化区域農地	1の貸家住字	1/2		5 1												
	第1 英 · N 是 市	2,,,,,,	2/3		6 1												
		第1種 住宅(居住部分)	2/3		7 1												
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4		8 1												
	第3項 市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4		9 1												
法附則第15条の8	31. 31. 11. =11.11.32 + 31.	第2種 住宅(居住部分)	2/3		0 1												
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3		1 1												
	佐 4 西 ル バッ 仕 *	第2種 住宅以外	1/3		2 1		00		0.070		0.000						
	第4項 サービス付き高齢者		2/3	-	3 1		88		2, 972		2, 899						
	第5項 防災街区整備事業	住宅(居住部分) 住宅(非居住部分)	2/3 1/3		4 1 5 1												
	第 5 頃	住宅以外	1/3		6 1												
	第1項 耐震改修	住七以外	1/3		7 1		241		16, 634	1	1, 753		338		19, 206		2, 278
		(区分所有以外)	1/3		8 1		74		6, 870		791		74		6, 870		791
法附則第15条の9		(区分所有)	1/3		9 1		11		0,010		131		11		0,010		131
M M M 10 W 00		有以外)	1/3		0 1		72		7, 252		1,044		72		7, 252		1,044
	第10項 省工ネ改修(区分所		1/3		1 1				.,		2, 022				1, 202		
平成18年附則第13条	第29項 特定市街化区域農地		2/3		2 1								16		1, 130		764
			1/3	2	3 1												
平成21年附則第8条	第13項 特定市街化区域農地	己の貧家任毛	2/3	2	4 1												
	第29項 市街地再開発事業		1/3	2	5 1								74		6, 488		3, 164
平成23年附則第1条			2/3	2	6 1								92		6, 341		5, 995
	第30項 高齢者向け優良賃貸		2/3		7 1												
	第11章 特定市街化区域農地	第1種中高層耐火建築物			8 1								_				
平成24年附則第8条	第11項 貸家住宅	第2種中高層耐火建築物	1/2		9 1												
	兵水正 5	372/至 InJ/目 IIIJ/(在来1	2/3		0 1												
		· ·			1 1		7, 279		615, 328		333, 317		10, 598		886, 348		476, 950
合	計	う ち 個 人			2 1		5, 585		512, 962		273, 921		8,632		780, 592		416, 384
		うち法人		3	3 1		1,694		102, 366		59, 396		1,966		105, 756		60, 566

地	方公	:共区	団体	コー	· F	表看	番号
12	8	1	0	0	0	73	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	トの家屋	1	+	単 位	当たり	価 格
建 築 年 次	行	番号	큵	床 面 積 (㎡)(イ)	決 定 価 格 (千円) (ロ)	床 面 積 (㎡)(ハ)	決 定 価 格 (千円) (二)	床 面 積 (㎡)(ホ)	決 定 価 格 (千円)(〜)	<u>(口)</u> (イ)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	<u>(へ)</u> (ホ) (円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0		²³ 12, 852, 179		45 22, 300, 297	⁵⁶ 5, 099, 673	⁶⁷ 35, 152, 4 ⁷ 6	3, 874	12, 514	6, 893
38年1月2日~41年1月1日	H	2		611, 984	5, 509, 502	897, 656	14, 899, 083	1, 509, 640	20, 408, 585	9, 003	16, 598	13, 519
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	821, 089	9, 142, 005	1, 920, 130	34, 332, 428	2, 741, 219	43, 474, 433	11, 134	17, 880	15, 860
44 年 1 月 2 日 ~ 47 年 1 月 1 日	0	4	0	1, 111, 551	14, 977, 602	2, 837, 430	63, 445, 358	3, 948, 981	78, 422, 960	13, 475	22, 360	19, 859
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	1, 108, 285	17, 192, 485	3, 596, 937	102, 714, 877	4, 705, 222	119, 907, 362	15, 513	28, 556	25, 484
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	1, 185, 421	19, 096, 921	2, 445, 787	79, 099, 004	3, 631, 208	98, 195, 925	16, 110	32, 341	27, 042
53年1月2日~56年1月1日	0	7	0	1, 521, 680	25, 123, 531	2, 851, 507	99, 884, 452	4, 373, 187	125, 007, 983	16, 510	35, 029	28, 585
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	1, 364, 959	22, 484, 534	3, 271, 303	136, 791, 800	4, 636, 262	159, 276, 334	16, 473	41, 816	34, 354
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	1, 257, 666	20, 547, 925	3, 348, 524	152, 992, 959	4, 606, 190	173, 540, 884	16, 338	45, 690	37, 676
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	1, 734, 690	29, 049, 917	4, 971, 088	243, 444, 160	6, 705, 778	272, 494, 077	16, 746	48, 972	40, 636
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	1, 302, 368	23, 092, 834	6, 054, 009	346, 867, 262	7, 356, 377	369, 960, 096	17, 731	57, 295	50, 291
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	1, 470, 455	34, 951, 722	4, 671, 084	273, 969, 606	6, 141, 539	308, 921, 328	23, 769	58, 652	50, 300
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	2, 594, 302	83, 956, 588	7, 605, 360	475, 177, 754	10, 199, 662	559, 134, 342	32, 362	62, 479	54, 819
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	1, 452, 038	56, 053, 608	4, 821, 440	352, 897, 730	6, 273, 478	408, 951, 338	38, 603	73, 193	65, 187
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	1, 319, 517	61, 145, 707	3, 419, 577	250, 068, 723	4, 739, 094	311, 214, 430	46, 339	73, 129	65, 670
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	1, 270, 195	67, 512, 415	4, 132, 608	307, 370, 679	5, 402, 803	374, 883, 094	53, 151	74, 377	69, 387
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	1, 014, 810	60, 665, 681	3, 295, 850	273, 725, 140	4, 310, 660	334, 390, 821	59, 780	83, 051	77, 573
平成23年1月2日~平成24年1月1日	1	8	0	356, 223	24, 703, 469	654, 172	63, 843, 951	1, 010, 395	88, 547, 420	69, 348	97, 595	87, 636
平成24年1月2日~平成25年1月1日 (新増分)	1	9	0	354, 135	³ 24, 463, 150	682, 419	⁶³ , 316, 303	1, 036, 554	87, 779, 453	69, 079	92, 782	84, 684
合計(平成25年度総評価額等)	2	0	0	25, 169, 006	*612, 521, 775	63, 258, 916	⁹ 3, 357, 141, 566	88, 427, 922	3, 969, 663, 341	24, 336	53, 070	44, 892

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	98

第39表 家屋の変動に関する調

	•			(1)	(2)	(3)	(4)				
				木 造	家 屋	木 造 以 タ	外の家屋				
摘 要	行	行番号		床 面 積	決 定 価 格 (千円)	床面積(㎡)					
平成24年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	24, 959, 435	588, 926, 955	62, 681, 119	3, 288, 532, ⁵⁵ 08				
24 23. 1. 1以前の減少分、 (2) 年 そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2		3, 431	20, 097	9, 914	122, 987				
度 23. 1. 1以前の新築分及び (3) 概 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ	0	3	0	4, 330	110, 946	8, 886	318, 140				
要 23. 1. 2 ~ 24. 1. 1 の 減 少 分 の 捕 捉 誤 り (4)	0	4	0	13, 228	163, 103	123, 042	3, 983, 471				
書 23. 1. 2 ~ 24. 1. 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0	1, 797	60, 557	104, 211	△ 2, 241, 706				
修 正 23. 1. 2 ~ 24. 1. 1 の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	16, 286	924, 560	159, 015	20, 629, 904				
平成24年度の概要調書(修正後) (7) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6)	0	7	0	24, 965, 189	589, 839, 818	62, 820, 275	3, 303, 132, 388				
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	147, 196	1, 694, 844	224, 891	8, 790, 858				
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0								
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	(
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0		8, 201		74, 361				
課税・非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	△ 3, 122	△ 94, 550	△ 18,887	△ 590,628				
在 来 分 家 屋 (13)	1		0	(7) - (8) + (12) 24, 814, 871	(7)-(8)+(10)+(11)+(12) 588, 058, 625	(7) - (8) + (12) 62, 576, 497	(7)-(8)+(10)+(11)+(12) 3, 293, 825, 263				
新 築 分 家 屋 (14)	1	4		353, 062	24, 404, 022	670, 499	62, 317, 274				
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	1, 073	59, 128	11, 920	999, 029				
平成25年度の決定価格等 (13) + (14) + (15) (16)	1	6	0	25, 169, 006	[‡] 612, 521, 775	63, 258, 916	⁹ 3, 357, 141, 566				

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	0

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 ^{都 道 府 県 名} に関する調(平成25年度に新たに軽減の対象となったものについて) ま mr ++ タ

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

	<u> </u>					(1)		(2)	(3)		4)		(5)	(6)		(7)		(8)		(9)	
						1			2 N T	l	た		Ŋ		床		面				
区	分	行	番	号	50 (貸家	m ² リ この用に供	人 上 される	. 100 : 場合は40 ㎡	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m ²	以下	1	20 m²	超	140 m	以以	下	
					個	数。	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	E	床 面 積	軽減税額	1 (1	数(個)	床	面積(㎡)	軽 減	就税額 (手円)	
第1項・	3年間適用	90	1	0	12	1, 338	17	100, 373	²⁵ 48, 691	33	956	38		49, 58	5.4	193	59	23, 938	67	10, 830	
第2項·	5年間適用	0	1 2	I I 0		2, 573		161, 270	107, 009		459		47, 613	30, 51	6	129)	15, 481		10, 673	
合	計	0	3	0		3, 911		261, 643	155, 700		1, 415		149, 280	80, 09	8	322	2	39, 419		21, 503	
(10) (11) (12) (13)													(14)	(15)		(16)		(17)	((18)	
							1		個			た	_	Ŋ		床		面	į	瞔	
区	分	行	番	号	14	10 m²	超	160 m²	以下	160	m²	超	200 m ²	以下	2	00 m²	超	240 m	以	下	
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	E	宋 面 積	軽減税額	1	数(個)	床	面積(㎡)	軽 減	就 税 額 (手円)	
第1項·	3年間適用	9 0	1	1	12	54	17	7, 760	3, 149	33	33	38	5, 624	1,89	5 54	ç	59	1,865	67	588	
第2項·	5年間適用	0	2	1		46		6, 470	4, 198		19		3, 169	1, 56	8	10)	2, 106		842	
合	計	0	3	1		100		14, 230	7, 347		52		8, 793	3, 46	3	19)	3, 971		1, 430	
						(19)		(20)	(21)	(2	2)		(23)	(24)							
					1	個 当	i た						計								
区	分	行	番	号	24	10 m²	超	280 m²	以下				印								
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	E	床 面 積	軽減税額)						
第1項·	3年間適用	90	1 1	2	12	4	17	976	25 275	33 T	2, 587	38	242, 203	46 ウ 115, 0	<u>3</u>						
第2項·	5年間適用	0	2	2		5		1, 400	365	工	3, 241		237, 509	[±] 155, 17	1						
合	計	0	3	2		9		2, 376	640		5, 828		479, 712	270, 18	1						

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	18

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅 の個数に関する調(平成25年度に新たに課税の対象となったものについて)

:	都道府県名	兵庫県	
	市町村名	神戸市	

		• (1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		A 床	面 積 要	件を満	たさな	い住宅
区 分	行番号	50 m ² (貸家の 場合40 m ²) 未 満(個)	280 ㎡ 超 300 ㎡ 以 下	300 ㎡ 超 320 ㎡ 以 下	320 ㎡ 超	計
		(IIFI /	(個)	(個)	(個)	(個)
第 1 項	90 1 1 0	1, 228	17 4	3	5	1, 240
第 2 項	0 2 0	1, 180	0	0	0	1, 180
合 計	0 3 0	2, 408	4	3	5	2, 420

						>	(6)			(7)		(8)			(9)			(10)		(11)	(12)		(13)	
							В	居	住	割	合	が 1	1/2	未	満	の	併	用	住	宅	等	A・Bの 額の適)要件を満 用 を 受 l	たさな ナなか	いために った 住	こ減 : 宅
区 分	分	行	番	条 号		計	(個)	う 50㎡ (1 40㎡)	ち 資家の場 未満(合 (周)	床 面 280 ㎡ 超 3 以	積 300 ㎡ 下 _(個)			ź 満 20 ㎡ 下 (個)	た 320	m² #	な 超 (個)	い 住 小	宅 計 (個)	個	数	床	面 積	責 m²)	
第	1	項	90	1	1 1	12		0	17		0	22	0	27		0	32		0	37	0	42	1, 240	47	121,	787
第	2	項	0	2	1 1			6			6		0			0			0		6		1, 180		16,	741
合		計	0	3	1			6			6		0			0			0		6		2, 420		138,	528

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	28

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 ^{都 道 府 県 名} に関する調(平成25年度に新たに軽減の対象となったものについて) ま mr ++ タ

					(1)		(2)	(3)	((4)		(5)	(6)		(7)		(8)		(9)
					1		個	当		た	_	り		床		面	;	積	
区	分	行:	番号	5((貸家) n [®] じ 家の用に供る	した されるも	100 r 場合は40㎡	m ² 以 下 以上100 m ² 以下)	100	m²	超	120 m²	以下	12	20 m²	超	140 m	以	下
				個	国 数 _(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 湯	成税額 (手円)
第1項·	5年間適用	90	1 0	12	126	17	11, 980	e, 226	33	388	38	43, 351	22, 07	0 54	285	59	36, 097	67	17,521
第2項·	7年間適用	0	2 0		6		440	347		9		1, 026	55	8	g)	1, 258		531
合	計	0	3 0		132		12, 420	6, 573		397		44, 377	22, 60	8	294	ł	37, 355		18, 052
					(10)		(11)	(12)	(13)		(14)	(15)		(16)		(17)	((18)
					1		個			た	_	Ŋ		床		面		積	
区	分	行:	番号	1	40 m²	超	160 m²	以下	160	m²	超	200 m²	以 下	20	00 m²	超	240 m	以	下
				個	图数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 湯	成税額 (千円)
第1項·	5年間適用	9 0	1 1	12	73	17	10, 671	²⁵ 4, 378	33	47	38	8, 056	2, 98	6 54	13	59	2, 759	67	869
第2項·	7年間適用	0	2 1		10		1, 544	604		6		1,052	37	8	2	2	464		137
合	計	0	3 1		83		12, 215	4, 982		53		9, 108	3, 36	4	15	5	3, 223		1,006
					(19)		(20)	(21)	(22)		(23)	(24)						
				1	個 当	た	り 京	面 積											
区	分	行:	番 号	2	40 m²	超	280 m²	以下				計							
				個	固数 _(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額)					
第1項·	5年間適用	90	1 2	12	1	17	257	25 64	33	933	38	113, 171	⁴⁶ 54, 1	3 4					
第2項·	7年間適用	0	2 2		1		253	0		43		6, 037	2, 53	5					
合	計	0	3 2		2		510	64		976		119, 208	56, 64	9					

地	方公	·共园	引体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	3

第43表 新築住宅に関する調

都 道 府 県 名 兵庫県 市 町 村 名 神戸市

		—					(1)		(2)		(3)	(4)		
		区 分		行	番号	Ţ	棟 数	,	住 居 数		床面積(㎡)	決 定 価 格 (FP)	床面積住居数	決定価格 床面積(円)
木		専 用 住 宅	(1)	9 0	1 (0 1	² 2, 953	18	2, 975			³² 22, 452, 590	109	69, 370
造	戸	併 用 住 宅	(2)			4	0	48	0	54	0	62 7 ₁	0	0
	建	農家住宅	(3)	9 0	3 (0 1	2 0	18	O	24	ŏ	32 0	0	0
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(4)			4	81	48	592	54	22, 692	1,501,950	38	66, 189
屋	計	+ (1) + (2) + (3) + (4)	(5)	9 0	5 (0 1	3,034		3, 567	. 24	346, 357	³² 23, 954, 540	97	69, 161
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(6)			4	2 0	48	0	54	0	62 ⁷ b	0	0
木	1	鉄筋コンクリート造	(7)	9 0	7 (0 1	² 15	18	16			³² 361, 008	204	110, 671
	戸	鉄 骨 造	(8)			4	45	48	49	54	6, 657	603, 842	136	90, 708
`#-	建	軽 量 鉄 骨 造	(9)	9 0	9 (0 1	² 486	18	497	24	60, 192	³² 4, 603, 402	121	76, 479
造	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(10)		/	4	0		0		0	62 71 0	0	0
以	宅	そ の 他	(11)	⁹ 1	1 (0		18	8	24	1, 162	³² 65, 411	145	56, 292
	-	小計 (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)	(12)			4	554						125	79, 043
外		鉄骨鉄筋コンクリート造	(13)	⁹ 1	3 (0	0	18				32 0	0	0
7	共	鉄筋コンクリート造	(14)			4	35		3, 018	54	192, 943	20, 351, 634	64	105, 480
	同	鉄 骨 造	(15)	⁹ 1	5 (0 1	² 15	18					43	89, 515
の		軽 量 鉄 骨 造	(16)			4	61	48	385	54	19, 413	1, 462, 263	50	75, 324
家	住	れんが造 コンクリートブロック造	(17)	9 1	7 (0	0	18	0		0	32	0	0
*	宅	そ の 他	(18)	\		4	47		47	54	3, 607	⁶² 261, 754	77	72, 568
		小	(19)	⁹ 1	9 (0 1	² 158		3, 573	24	221, 196	³² 22, 544, 081	62	101, 919
屋		寄 宿 舎	(20)		/	4		48	491	54	19, 225	1, 800, 54b	39	93, 656
	Ē	+ (12) + (19) + (20)	(21)	9 2	1 (0 1	² 723	18	4, 634	24	311, 694	³² _d 29, 978, 290	67	96, 179
	合	計 (5) + (21)	(22)		/	4	3, 757	48	8, 201	54	658, 051	53, 932, 83b	80	81, 958

地	方公	共5	日体	コー	- ド	表番号			
2	8	1	0	0	0	4	4		

第44表 法附則第56条及び旧法附則第16条の2等の規定による 軽減税額等に関する調(その1)

都道	首府 県	名	兵庫県
市	町 村	名	神戸市

	——			1				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	区	分			行	番	旦	ŕ		Î	数		新たに軽減の対1 ┃ .	
		A			11	笛	79	個 数	床	面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (m²)	軽減税額 (千円)
				1 /0	9		Ŷ	12	19		28	37	44	53 6
		法附則第15条の6等の適り	用のあるもの	1/2		1								
	東日本大震災 第11項 (滅失・損壊家屋の			1/3		2	•							
	代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適り	用のないもの	1/2	-	3								
		^	∌ I.	1/3		4	.				0	0		
法附則第56条		合	計	1 /0		5	\vdash	0		0	0	0	0	
		法附則第15条の6等の適用	用のあるもの	1/2		6 7								
	東日本大震災 第14項 (居住困難区域内家			1			•				/			
	第14頃 (店任困難区域内家 屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適り	用のないもの	1/2	-	8 9	: -							
		合	計	1/3		0	•			0	0	0	0	
		ロ 法附則第15条の6等の適				1		50		3, 352	944			
		公門別第10本の0年の週)	11 4 2 8 3 .	1/2		2		12		1, 779	1, 048			
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適力	用のないもの	1/3		3		321		53, 101	21, 737			
		合	計	1, 0		4	:	383		58, 232	23, 729			
		- 法附則第15条の6等の適り				5				,	22,121			
	第31項 H16新潟県中越地震	法附則第15条の6等の適			-	6	•							
		合	計		1	7	0	0		0	0			
平成23年附則第7条		法附則第15条の6等の適り	用のあるもの		1	8	0							
	第32項 H19能登半島地震	法附則第15条の6等の適り	用のないもの		1	9	0							
		合	計		2	0	0	0		0	0			
		NATURAL PARTY OF A PARTY OF THE	Totalo	1/2	2	1	0							
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適力	刊のあるもの	1/3	2	2	0							
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の	法附則第15条の6等の適	H m tall of m	1/2	2	3	0							
	代替取得家屋)	伝門則第10条の6等の適)	日のないもの	1/3	2	4	0							
		合	計		2	5	0	0		0	0	0	0	(
		法附則第15条の6等の適力	用のあるもの		2	6	0							
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適り	用のないもの		2	7	0							
平成25年附則第11条		合	計		2	8	0	0		0	0	0	0	
	1110年7月日中47年16	法附則第15条の6等の適り	用のあるもの		2	9	0							
	第6項 H19新潟県中越沖地	法附則第15条の6等の適力	用のないもの		3	0	0							
		合	計			1		0		0	0	0	0	(
	合	計			3	2	0	383		58, 232	23, 729	0	0	(

地	方公	- ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	4	4

第44表 法附則第56条及び旧法附則第16条の2等の規定による 軽減税額等に関する調(その2)

都:	道府	県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	——						ı	(7)	c1 = A7	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	□				,_	-17	_	平成25年度で第	引5余	ミの6等のみ軽減期	間の終了するもの	平成25年度	で軽減期間の糸	冬丁するもの
	区	分			行	番	号	個 数		床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適月	目のあるもの	1/2	0	1	1	12	19		28	37	44	53
	東日本大震災			1/3	0	2	1		7					
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)			1/2	0	3	1		7					
	八百以付豕庄)	法附則第15条の6等の適片	目のないもの	1/3	0	4	1		1					
法附則第56条		合	計		0	5	1		7					
X 00 1K 1M 1M ZI				1/2	0	6	1		7					
	末□土上彦 巛	法附則第15条の6等の適片	目のあるもの	1/3	0	7	1		7					
	東日本大震災 第14項 (居住困難区域内家			1/2	0	8	1		7					
	屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適片	目のないもの	1/3	0	9	1		7					
		合	計		1	0	1		1					
		法附則第15条の6等の適片	用のあるもの		1	1	1		11	1, 313	322	0	0	0
	Manager Profile Stands Lord VI			1/2	1	2	1					5	483	201
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適片	目のないもの	1/3	1	3	1		1			316	51, 848	21, 237
		合	計		1	4	1		11	1, 313	322	321	52, 331	21, 438
		法附則第15条の6等の適片	用のあるもの		1	5	1							
	第31項 H16新潟県中越地震	法附則第15条の6等の適用	用のないもの		1	6	1							
TT. Doobert Hubber &		合	計		1	7	1		0	0	0	0	0	0
平成23年附則第7条		法附則第15条の6等の適用	用のあるもの		1	8	1							
	第32項 H19能登半島地震	法附則第15条の6等の適用	用のないもの		1	9	1							
		合	計		2	0	1		0	0	0	0	0	0
		No. of Control of the control of the	T - 1 - 1 -	1/2	2	1	1							
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適片	日のあるもの	1/3	2	2	1		1					
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の	NATURAL PROPERTY OF A PROPERTY OF THE	To buil o	1/2	2	3	1		1					
	代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適片	目のないもの	1/3	2	4	1		1					
		合	計		2	5	1		1					
		法附則第15条の6等の適片	用のあるもの		2	6	1							
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適片	用のないもの		2	7	1							
T Postrular, 7		合	計		2	8	1		0	0	0	0	0	0
平成25年附則第11条		法附則第15条の6等の適用	用のあるもの		2	9	1							
	第6項 H19新潟県中越沖地	法附則第15条の6等の適用	用のないもの		3	0	1							
	/IX	合	計		3	1	1		0	0	0	0	0	0
	合	計			3	2	1		11	1, 313	322	321	52, 331	21, 438

地	表看	昏号						
2	8	1	0	0	0	⁷	5	

第45表 法附則第55条及び第55条の2の規定による減額課税等に関する調 -

都道府県名

兵庫県

市町村名

神戸市

	<u> </u>			1			(1)	(2)	(3)
	F.	/\		<i>,</i> —	TF.	п	Á	総 	数
	区	分		行	番	亏	個 数	床面積	軽減税額 m ²) (千円)
		法附則第15条の6等の通	5月のあるもの	9	1	0	12	19	28
	第 4 項 平成24年度1/2減額課税家屋	法附則第15条の6等の通	5月のないもの	0	2	0			
法附則第55条		合	計	0	3	0			
拉門則第30米		法附則第15条の6等の適	5月のあるもの	0	4	0			
	第6項 平成25年度1/2減額課税家屋	法附則第15条の6等の適	5月のないもの	0	5	0			
		合	計	0	6	0	0		0
		法附則第15条の6等の通	5月のあるもの	0	7	0			
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の通	5月のないもの	0	8	0			
		合	計	0	9	0	0		0
		法附則第15条の6等の適	5月のあるもの	1	0	0			
法附則第55条の2	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の通	5月のないもの	1	1	0			
		合	計	1	2	0	0	•	0 0
		法附則第15条の6等の通	5月のあるもの	1	3	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適	 1月のないもの	1	4	0			
		合	計	1	5	0			
	合	計		1	6	0	0		0

地	方グ	、共区]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7 9	8

第98表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (家屋)(法附則第15条関係(再掲))

都道府県	: 名	兵庫県
市町村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
				決定価格	条例で	定め (B)	課税標	準 額	課税標準の特例に	決定価格	参酌	基 準 (B)	課 税 標	準 額
	区	分	行番号		る割	合 (C)	(A) \times (B)	(D)	より減額になる額			(C)	$(A) \times (B)$	(D)
				(A) (千円)	(B)	(C)	(C)	(千円)	(千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
			9	12	25	28	31		44	57	70	73	76	88
注	於則第15条第37項	(備蓄倉庫)	0 1 0					0	0	0	2	3		0

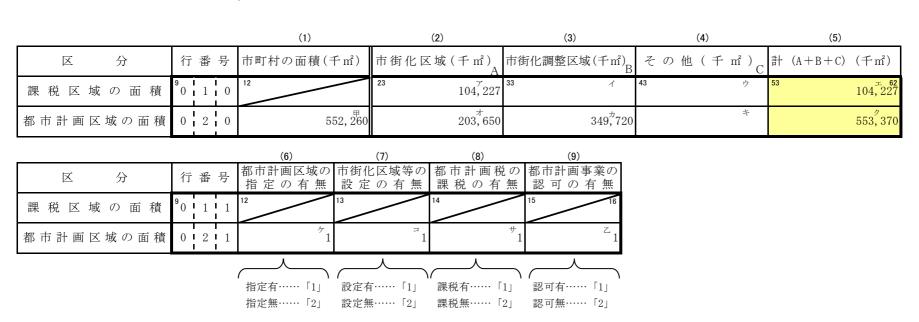
Ⅲ 都市計画税に関する調報告書



平成25年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都	道႔	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市



地	方:	公	共[団化	本:	1 —	ド	表看	番号
12	8	i	1	I I	0	0	0	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			(1)	(2)	(3)
⊵	区 分	行番号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個人	90 1 0	270, 312	5, 932	³² 264, 380
土地	法人	0 2 0	14, 106	510	13, 596
	<u></u>	0 3 0	284, 418	6, 442	277, 976
	個 人	0 4 0	448, 436	8, 655	439, 781
家 屋	法人	0 5 0	18, 483	247	18, 236
	計	0 6 0	466, 919	8, 902	458, 017
	個 人	0 7 0	519, 108	10, 535	508, 573
実 数	法人	0 8 0	23, 537	547	22, 990
	計	0 9 0	542, 645	11, 082	531, 563

地	方公	、共区	団体:	ュー	ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)						(2)				1		(3)			(4)
	区	分		番		市	街	化	区	域	Ī	市街	化	調	整	区	域		そ	の	他		計
土	宅	宅 地	9 I	1	0	12				89, 104	4 24							34					45 89, 104
地	地	その他	0	2	0					12, 276	3												12, 276
の	等	小 計	0	3	0					101, 380)						0					0	10 [†] , 380
地	農	- 地	0	4	0					2, 268	3												Ž, 268
積 (千㎡)		<u> </u>	0	5	0					103,648	3						ッ 0					テ0	103, 648
家床	木	造家屋	0	6	0				22,	, 716, 079	9												22, 716, 079
屋面	木造.	以外の家屋	0	7	0				61	, 399, 777	7												61, 399, 777
の積 (㎡)		計	0	8	0				84.	, 115, 856	3						=0					3 3	84, 115, 856
土	宅	宅 地	0	9	0					462, 438	3												462, 438
地	地	その他	1	0	0					21, 093	3												21, 093
の	等	小 計	1	1	0					483, 531	1						0					0	483, 531
筆	農	造 地	1	2	0					5, 650)												⁷ 5, 650
数 (筆)		計	1	3	0					489, 181	1						本0					٥ م	489, 181
家屋	木	造家屋	1 1	4	0					222, 427	7												222, 427
が様	木造.	以外の家屋		5	0					139, 501	1												139, 501
数 (棟)		計	1	6	0					361, 928	3						٥		_			, 0	361, 928

地	方公	共団	体=	ı —	ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	4
							_

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	是	決	定	価	格
					11	,HI.	7	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規供		9 ()	1	0	3, 712, 295, 899	24	34	45 ± 57 3, 712, 295, 899
		宅	模地	法人	0	2	0	542, 484, 994			542,484, 994
	宅	用	住宅	個人	0	3	0	305, 296, 749			305, 296, 749
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	24, 279, 386			24,279, 386
	地	非 用住	個人住宅	、 非 用 地	0	5	0	613, 565, 867			613, 565, 867
		宅 地	法人住宅	、 非 用 地	0	6	0	1, 785, 896, 646			1, 785, 896, 646
地		小	計		0	7	0	6, 983, 819, 541	0	0	6, 983, 819, 541
		農	地		0	8	0	22, 091, 017			22, 091, 017
	Ž	ε σ) 他	L	0	9	0	204, 631, 522			204, 631, 522
		計	†		1	0	0	7, 210, 542, 080	0	0	7, 210, 542, 080
家	木	造	家	屋	1	1	0	578, 453, 521			578, 453, 521
屋	木道	告 以 外	トの家	、屋	1	2	0	3, 297, 155, 996			3, 297, 155, 996
产		計	†		1	3	0	3, 875, 609, 517		0	3, 875, 609, 517
	合		計		1	4	0	11, 086, 151, 597	⁷ 0	a 0	11, 086, 151, 597

地	方公	:共団	体:	1 —	ド	表都	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	48
							_

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(5)	(6)		(7)			(8)	(9)		(10)	
	区		分		行	釆	号	課	税	票		準		額	実 定 税 率	調	定見返	入 額
			<i>)</i> ,		.1.1	Ħ	7	市街化区域(千円)	市街化調整区域 (千円)	そ	の作	也 (千円)		計 (千円) _A	В	FJ/HJ	A×B (千円	1)
		住	小規供		90	1	1	1, 204, 216, 615	25	35			47	1, 204, 216, 615	61	69		79/
		宅	模地	法人	0	2	1	175, 615, 348						175, 615, 348				
	宅	用	一 住 宅	個人	0	3	1	197, 371, 416						197, 371, 416				
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	15, 474, 180						15, 474, 180				/
	地	非 用住	個 人 住宅用	非則地	0	5	1	421, 380, 750						421, 380, 750				
		宅地	法 人住宅用	非則地	0	6	1	1, 198, 553, 179						1, 198, 553, ^{‡3} 79				
地		小	計		1	7	ı	3, 212, 611, 488	0			0		3, 212, 611, ^½ ,				
		農	地		0	8	1 1	14, 400, $\overset{\ ,\circ}{3}$ 12						14, 400, 312				
	7	<u>.</u> 0	他		0		1	139, 407, 384						139, 407, 384				
		計	•				1	3, 366, 419, 184	0			0		3, 366, 419, 184				
家	木	造	家 屋	皇		1	1	578, 435, 683						578, 435, 683			/	
屋	木造	造 以 外	の 家	屋			1	3, 283, 671, 711						3, 283, 671, 711				
产		計	_		1	3	1	3, 862, 107, 394				0		3, 862, 107, 394				
	合		計		1	4	1	7, 228, 526, ^t ⁄ ₅ 78	٥ -			ь О		7, 228, 526, 578	%			0

地	方公	、共 🛚	団体:	ュー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8 5

第55表 平成26年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)		
区分	行番号	地積(㎡)	平 成 26 年 度 分 課 税 標 準 額	左に係る平成25年度 分課税標準額	納税義務者数(人)	1 人当たり A	課税標準額 B
<u> </u>			(千円) A	(千円) B	C	(円)	C (円)
法定免税点以上になる見込みの土地	0 1 0	9, 060	19, 723	18, 811	50 57 41	481, 049	458, 805

地	方公	、共 🛚]体:	コー	k	表番	番号
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

				(1)		2)	(3)	(4)	(5)
区 分	行	番	号	納税義務者(人)	地	積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
エ 本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 ()	1	0	1, 551	24		30		69 3, 351
' 		<u> </u>				1, 111			
り 負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	83		40		725, 422	131
成		3		65		19		462, 238	72
^特		4		18		11	397, 524	238, 515	24
市 (具担水準0.8以上0.85未満 (具担水準0.8以上0.85未満		5		2		1	11, 015	6, 486	3
負担水準0.75以上0.8未満		6		8			10, 758	5, 849	8
十街 負担水準0.7以上0.75未満		7							
<u>↑</u> <u>負担水準0.65以上0.7未満</u>	0	8	0						
┃		9		1			126		1
化 負担水準0.55以上0.6未満		0		2		1	23, 149		3
年 負担水準0.5以上0.55未満		1		1			2, 279	880	1
<u> </u>	1	2	0						
市 度区 負担水準0.45米上0.45米満		3		1			8, 950	2, 692	1
負担小毕0.35以上0.4术個	1	4	0						
以域 負担水準0.3以上0.35未満		5							
負担水準0.25以上0.3未満		6							
(有) (有) (有) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相		7							
街 │ 門 農 負担水準0.15以上0.2未満		8							
<u> </u>		9							
		0							
		1							
化	2	2	0	1, 732		1, 183	21, 162, 558	14, 013, 464	3, 595
本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2	3	0	13		16	537, 661	134, 081	30
平 負担水準0.95以上1.0未満		4		1			40, 953	21, 842	1
の 負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	3		2	95, 461	37, 680	6
_ 成 負担水準0.85以上0.9未満		6							
□ 古 負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0						
成 負担水準0.85以上0.9未満 有担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満		8							
負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	2		4	116, 214	55, 165	9
十街 負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0						
負担水準0.6以上0.65未満		1							
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	3	2	0						
- 化 - 化 - (4) - (4)	3	3	0						
		4							
度 <u>負担水準0.4以上0.45未満</u> <u>負担水準0.35以上0.4未満</u> <u>負担水準0.35以上0.4未満</u>	3	5	0						
農 度 負担水準0.35以上0.4未満		6							
負担水準0.3以上0.35未満		7							
以域		8							
┃ ┃負担水準0.2以上0.25未満		9							
後農負担水準0.15以上0.2未満	_	0							
邛 ┃ 負担水準0.1以上0.15未満			0						
参 負担水準0.05以上0.1未満		2		-					-
九地 負担水準0.05未満	4	3	0						
計	4	4	0	19		22	790, 289	248, 768	46
<u> </u>				10			, 200		

地	方:	公共日	団体:	1 —	ド	表都	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

					(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	Д.	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆 数
	<u>Б</u>	11	笛	ク	(人)	(+̃m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	1, 564	24	1, 127	³⁹ 19, 380, 679	12, 696, 093	3, 38
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	84		40	1, 151, 093	747, 264	13
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	68		21	851, 060	499, 918	7
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	18		11	397, 524	238, 515	4
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	2		1	11, 015	6, 486	
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	8		0	10, 758		
合	負担水準0.7以上0.75未満	5		0	2		4	116, 214	55, 165	
н	負担水準0.65以上0.7未満		2		0		0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満		3		1		0	126	56	
	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	2		1	23, 149		
	負担水準0.5以上0.55未満		5		1		0	2, 279	880	
	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0		0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1		0	8, 950	2, 692	
	負担水準0.35以上0.4未満		8		0		0	0	0	
⇒ 1.	負担水準0.3以上0.35未満		9		0		0	0	0	
計	負担水準0.25以上0.3未満		0		0		0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満		1		0		0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満		2		0		0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満		3		0		0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満		4		0		0	0	0	
	負担水準0.05未満	6	5	0	0		0	0	0	
	計	6	6	0	1, 751	ð.	1, 205	21, 952, 847	[†] 14, 262, 232	^{tt} 3, 6
第 62	表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の	6	7	0	613	そ	1,063	[*] 138, 170	^t 5 138, 080	2,0

	地	方公	、共区]体:	ュー	ド	表番	等号
1	2	8	1	0	0	0	7 5	7
								_

第57表 課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						((1)		(2)		(3)		(4)		(5)
	_		目 等	特		\$	老 力	也	等		農	地	土	地 計	家	屋
X	· · 分			例率	行番号	宅	地	そ	0)	他	反	16		가다 티	水	生
	. 7J			7			(千円)			(千円)		(千円)		(千円		(千円)
課法	法	第10項(日本放送協会)	評 価 額	1/2	0 1 0	12	557, 383	22		817	32		42	558, 20	0 52	
税第	第	A CEATIMA MAY	課税標準額		0 2 0		391, 982			542				392, 52	4	460, 327
標 7	377		評 価 額	1/3	0 3 0											
準 2	7	第11項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額	1/3	0 4 0											
の条	0	MIII'X (1/P/// 1/JIM/ JUM/ JUM/ H//	評 価 額	2/3	0 5 0											
特、	2		課税標準額	2, 0	0 6 0											
例		第12項(登録有形文化財等)	評価額	1/2	0 7 0										0	
につ	条	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	課税標準額	ĺ	0 8 0										0	133, 030
₁ = =	第		評価額	1/3	0 9 0										0	
り書	2	第23項 (農業・食品産業技術総合研究機			1 0 0										0	
		構)	評価額	1/6	1 1 0										0	
減の	項		課税標準額		1 2 0										0	
額規	カュ	第24項(新関西国際空港㈱)	評価額	1/2	1 3 0										0	
と定	つ		課税標準額		1 4 0										0	
なに	~	第26項(信用協同組合等)	評 価 額課税標準額	3/5	1 5 0 1 6 0										_	4, 317, 625
るよ	۲		評 価 額		1 7 0										0	4, 317, 020
額る	書	第28項(中部国際空港㈱)	課税標準額	1/2	1 8 0										0	

地	方々	表番号					
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8 7
							7

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1))	(2	2)	(3)		(4)	((5)
	_		事 等	特		宅	‡	也 等		農	地	土	地 計	家	屋
区	· 分	}	_	例率	行番号	宅	地 (千円)	その) 他 (千円)	反	(千円)		(千円		(千円)
る法					9	12	(1 円)	22	(1 円)	32	(TR)	42		52	(1 円)
附		第1項 (倉庫)	評 価 額	1/2	9 1 9 0										
課則 第	法		課税標準額		2 0 0										897, 396
税 1 5	12	第12項 (並行在来線に係る譲受固定資 産)	評 価 額	1/2	2 1 0									0	
標条		産)	課税標準額	1/2	2 2 0								(O	
準法	附	第16項 (PFI公共施設)	評 価 額	1/2	2 3 0										
附		7,010 // (1110/1/2004)	課税標準額	-/-	2 4 0										
の則 第			評価額	1/2	2 5 0										
特 1	則	第17項 (都市利便施設)	課税標準額		2 6 0										
5 例条			評価額	3/5	2 7 0										
の			課税標準額		2 8 0									2	
に 2 又	第	第18項 (成田国際空港㈱)	評 価 額 課税標準額	4/5	2 9 0 3 0 0									0	
よは			評 価 額		3 1 0	_									
法 り附	1	第19項 (国立大学校舎)	課税標準額	1/2	3 2 0										
則	1		評価額		3 3 0										
減第 1		第20項 (スーパー中枢港湾)	課税標準額	1/2	3 4 0										
額 5	5		評価額		3 5 0										
条 との		第21項 (都市鉄道利便増進施設)	課税標準額	2/3	3 6 0										
3			評 価 額	1 (0	3 7 0		, 852, 860						25, 852, 86	0	
なの 規	条	第99項 (外資埠頭公社の民営化に係る	課税標準額	1/2	3 8 0		, 097, 001						18, 097, 00	1	474, 794
る 定 に		第22項 (外貨埠頭公社の氏呂化に係る 承継特例)	評 価 額	3/5	3 9 0									0	
額よ			課税標準額	3/5	4 0 0								(O	

地方公共団体コード表番号												
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8 7					
							7					

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

										(1)		(2)			(3)		(4)		((5)
	_		地目	等	特					宅	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分	}			例 率	行	番	号	宅	地	そ	の	他	反			715			
	. //								12	(千円)	22		(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
税法附		第23項 (日本郵便㈱)		評 価 額	3/5	9 4	1	0	12	3, 666, 702				32		42	3, 6	66, 702	» 	*
標則第	法		Ī	課税標準額		4	2	0		2, 707, 176	5						2, 7	07, 176		3, 389, 563
1		第94項 (研送再構築事業)		評 価 額	1 / 4	4	3	0												
準 5	附	第24項 (鉄道再構築事業)		課税標準額	1/4	4	4	0												
条、の	1-11	第26項 (公益法人が所有する能	 本告	評価額	1/2	4	5	0										0		
法		第20項 (五量伍八m)///	术至)	課税標準額	1/2	4	6	0										0		
特則	則	第27項 (指定会社等の特定用途 設)		評 価 額	1/2	-	7	•—										0		
第		数)		課税標準額	1/2	_	8	-										0		
例 1 5	第		L	評 価 額	1/2		9	-												
条の		第29項 (国際戦略港湾等の荷さ	ばき施	課税標準額	-/-		0													
	1	^{第29 項} 設等)		評 価 額	2/3	_	1	_												
2 よ又	1			課税標準額	,	_	2													
は		第33項 (駅のバリアフリー化施	設)	評価額	2/3		3													
り法附	5			課税標準額	·	-	4													
則		第37項 (備蓄倉庫)	ļ	評価額	_		5	•					_							
減第 1	条			課税標準額			6	_					_							
癣 5		第38項 (特定貨物取扱埠頭の港 設)		評価額	2/3	_	7	1												
余	1 法			課税標準額			8											0		
と3	2 5 附 条則	第2項 (三島特例) (法附則第 3の適用のあるものを除		評価額	1/2	-	9	-										0		
0	条法	(旅客会社等に係る承継		課税標準額			0	-										0		
な規定	米仏	第1項 (法附則第15条の2第2項	の三島	評 価 額	3/5		1			34, 824	+							34, 824		
っに	の則	特例に係るものを除く)		課税標準額			2			24, 377	7							24, 377		287
っ よ る	第	(旅客会社等に係る承継 第1項 (法附則第15条の2第2項	特例)	評 価 額	3/10	6	3	0										0		
額課	3 5	特例に係るものに限る)	-> — htt	課税標準額	0/10	6	4	0										0		

地方公	地方公共団体コード											
2 8	1 0	0 0	7 5	7								
				7								

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
	地 [等	特				宅	地	等	農地	土地計	家屋
区分	}		例 率	行	番 ·	号	宅 地	そ	の他			
法成に改	1	$\overline{}$: :	_	12 (千円	22	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
開2よる 料2よる 乗り4もの	旧法附則第15条の3第2項 第3項 (旅客会社等に係る基盤整備事	評価額		6	5							
1 改の規 4 正平定	業)	課税標準額			6				//			
改一		評 価 額	1/3		7							
正法	旧法第349条の3第23項 第2項 (農業・食品産業技術総合研究	課税標準額	1/ 0		8							
D 12	機構)	評 価 額	2/3		9							
規		課税標準額	2/0	7	0	0						
定	第4項 (社会) (270元) (表記 1711年) (社会) (270元) (表記 1711年) (社会) (270元) (表記 1711年) (社会)	評 価 額	1/3	7	1	0						
に	第4項 (社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0	7	2	0						
よ	第5項 旧法第349条の3第32項	評 価 額	1/3	7	3	0						
る。	(日期単女主連転センター)	課税標準額	1/0	7	4	0						
も の	旧法第349条の3第33項 第6項 (郵便貯金・簡易生命保険管理	評 価 額	1/2	7	5	0						
平	機構)	課税標準額	1/2	7	6	0						
成		評 価 額	1/2	7	7	0						
2	第7項 旧法附則第15条第1項	課税標準額	1/2	7	8	0						3, 369, 444
3	第1項(倉庫)	評 価 額	7/8	7	9	0						
年 改		課税標準額	1/8	8	0	0						
正	旧法附則第15条第26項	評 価 額	0 /0	8	1	0						
法	第8項 (高齢者・障害者等の移動円滑 化停車場建物等)	課税標準額	2/3	8	2	0						
附	四光附即第15条第91百	評 価 額		8	3	0						
則	第9項 (認定都市再生事業)	課税標準額	1/2		4	_						
第	旧法附則第15条第35項	評価額			5	_						
9	第10項 (指定特定重要港湾に係る港湾 施設)	課税標準額	1/2		6	_		_				
条	他 段)	味饥凉毕 贺		0	υ	U						

1 2 8 1 0 0 0 ⁷ 8 8	地方公共団体コード表番号													
	2	8	1	0	0	0	7 5	8						

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(1)		(2)		(3)		(4)		(5	.)
		——————————————————————————————————————	1 目 等	特				宅	±	也	等	農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例率	行	番	号	宅	地	そ	の他				16		本	
法も改	<i></i>		$\overline{}$	<u> </u>	9	- :	-	12	(千円)	22	(千円	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
の正	第3項	旧法附則第15条第28項	評価額	3/4	0	1	0											
附平法) (V -) ((大規模改良停車場建物等)	課税標準額		0	2	0											
則成の	第4項	旧法附則第15条第36項	評価額	1 /0	0	3	0											
±8	弗 4 垻	(PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1/2	0	4	0											
第2元	第5項 旧法附則第15条第37項	旧法附則第15条第37項	評 価 額	1/2	0	5	0											
1年に	弗 0 垻	(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/2	0	6	0											
⁴ 改よ	第6項	旧法附則第15条第54項	評価額	1/4	0	7	0											
条正る	为 0 包	(鉄道再生事業)	課税標準額	1/4	0	8	0											
法も改			評価額	1/2	0	9	0											
附った	第2項 旧法附則第15条第2項	課税標準額	1/2	1	0	0											160, 047	
半法	77 2 7	(倉庫)	評価額	5/6	1	1	0											
則成の			課税標準額	0/0	1	2	0											
第 ^{2 規} 1 定	第3項	旧法附則第15条第45項	評 価 額	2/3	_		-											
1年に	770 X	(地下駅火災対策施設)	課税標準額	2,0	1	4	0											
¹ 改よ	第4項	旧法附則第15条第46項	評価額	2/3		5	_											
条正る	714 1 7	(地下街等の洪水時避難施設)	課税標準額		-	6	_											
成改 2 正		旧法第349条の3第25項	評価額	1/2		7												
0 法		(日本電気計器検定所)	課税標準額			8												
年の 改規		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	-	9												
_{&} 正定	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額			0												
**法に 附よ		旧法第349条の3第27項	評価額	1/2	<u> </u>	1	_											
則る		(小型船舶検査機構)	課税標準額		—	2	_											
第も 1の		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2	-	3	_											
6 平		(軽自動車検査協会)	課税標準額		2	4	0											

地	方公	:共区	団体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

									(1)		(2)		((3)		(4)		(!	5)
			地	目 等	特				丰	<u> </u>	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分				例 率	行	番	号	宅	地	そ	D	他	戾			16		水	
					+				10	(千円)	100		(千円)	00	(千円)	40		(千円)	F0	(千円)
改る改正も正法の法	第4項	旧法第349条の3第39項		評価額	1/6	2	5		12					32		42			ον 	
条別成規		(社会保険診療報酬支払基金)		課税標準額		2	6	0												
第1定	<i>:</i>	日法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)		評 価 額	1 / C	2	7	0												
1	17に 第5項 0年よ			課税標準額		2	8	0												
年改	年改 改法	旧法第349条の3第28項		評 価 額	1/3	2	9	0												
改法正の		(日本電気計器検定所)		課税標準額	1/3	3	0	0												
法定		旧法第349条の3第29項		評 価 額	1 /9	3	1	0												
附よ	第3項	(日本消防検定協会)		課税標準額	1/3	3	2	0												
則る	免り供	旧法第349条の3第30項		評 価 額	1/3	3	3	0												
第の一		(小型船舶検査機構)		課税標準額		3	4	0												
1 8成		旧法第349条の3第31項		評 価 額	1/3	3	5	0												
1 条 5		(軽自動車検査協会)		課税標準額		3	6	0												37, 060
	平に正	旧法附則第15条第19項		評 価 額	1/2	3	7	0										0		
3法 項条附	成よ法 1 るの 0 も規	(指定法人等大規模外貿埠頭)		課税標準額		3	8	0										0		

地	方公	、共 🖯	団体:	コー	ド	表都	番号			
2	8	1	0	0	0	7 5	8			

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

家屋) (千円)
52
_
36, 417
6
13, 275, 990
0
0
0
0
9
3
0

地	方公	:共区	団体:	コー	ド	表都	番号
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	地 目 等	特例率	行	番	号	宅 ± 宅 地 (千円)	地 等 そ の 他 (千円)	農地(千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円)
置係及な区(項 5 法 るびつ域 特家た外 条 第 例屋土外 条 第 措に地と除 4 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 6	1	0	12	22	32	42	52
置係及な区(項 5 法 (項 5 法 (項 5 法 (で 課税 条 第 条 第 条 第 条 第 年 と 除 6 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	6	2	0				0	
例屋土外税第5法 措に地と免45附 置係及な除項(の るびつ区(の 特家た域課2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	6	3	0				0	
例屋土外税第5法 措に地と免65附 置係及な除項条の るびで区(の 特家た域課2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	6	4	0				0	
例屋土外税第5法 措に地と免85附 置係及な除項条 るびで区(の 特家た域課2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	6	5	0					
特用る大項5法 例地被震東第66 構に災災日年第 置係住に本1第	減額分に相当する課税標準額		6	6	0				0	
例地代に日15法 増に替よる66 間係住在本項(を主被震ででである。 特用災災東第	減額分に相当する課税標準額		6	7	0				0	
置係代に日15法 (る替よ本16所 (を持まる大項(を対して)を対して、 (対して)を対して、 (対して)のでは、 (対し)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは、 (がし)のでは)のでは、 (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは)のでは (がし)のでは)のでは)のでは (がし)のでは)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)のでは (がし)のでは)ので	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額		8 9						

地	方公	:共区	団体:	ュー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)		(2)		(3)	(4)	(5)
	地 目 等	特				宅	地	等	農	地	土地計	家屋
区分		例率	行	番	号	宅 地	そ					
						(千円	22	(千円	32	(千円)	(千	円) (千円
特住に内住15法 例宅係住困36附 措用る宅難項(置地代用区係 の替地域居第第	減額分に相当する課税標準額		7	0	0	12	22		32		72	0
置のる内住 1 5 法 特付家困 4 6 附 特替屋難項 (例家に区(成額分に相当する課税標進額 -	1/2 減額	7	1	0							
例家に区(料屋係域居第第	例領力に作当りる味代に学典	1/3 減額	7	2	0			/				
第1法第則年の定改 36附2第改正正 項条則(2法2るの の則(2法2るの 2第旧条附5も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	3	0							
15法第則年の定改 36附4第改正正正 項条則(4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額		7	4	0							0
15法第則年の定改 46附5第2正成よ 項条則(4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額		5 6						/		
第1法1則年の定改 36附1第改平に正 項条 項条 の則 (条法2るの 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	7	0							
第1法1則年の定改 46附2第改平に正 項条則 (条法2るの 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	8	0							
第1法第則年の定改 16附7第改平に正 0条別(12法 項の別(4法2るの	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額		9								149, 79
項の則 (4法2るの2 第旧条附2も規	PARAMITER / DENDUMTER	1/3 減額	8	0	0							1, 533, 31

地方公共団体コード表番号									
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	98		

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	묽	納税義務者		決定価格	課税標準額	筆 数
						(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	١,	負担水準1.0以上	9 0	1	0	173, 028	32, 466	³⁹ 2, 036, 183, 198	⁵⁴ 678, 727, 665	211, 301
	小	負担水準0.95以上1.0未満		<u>: </u>	0	37, 895		672, 644, 788		45, 342
	1 H	負担水準0.9以上0.95未満			0	26, 654		638, 690, 146	196, 116, 771	31, 718
	規	負担水準0.85以上0.9未満			0	13, 421		354, 737, 822	106, 421, 334	16, 252
	+45	負担水準0.8以上0.85未満			0	355		6, 246, 837	1, 834, 154	453
	快	負担水準0.75以上0.8未満			0	73		2, 252, 420	628, 231	97
	住	負担水準0.7以上0.75未満			0	38		1, 243, 906	322, 650	48
	土	負担水準0.65以上0.7未満			0	12		164, 391	39, 894	13
	宇	負担水準0.6以上0.65未満			0	4		29, 903	6, 897	6
	-	負担水準0.55以上0.6未満			0	4	1	43, 761	9, 266	4
	Ħ	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	2		19, 548	3, 651	2
	Л	負担水準0.45以上0.5未満		2		5	1	39, 179	6, 816	5
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0					
	쁘	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0					
		負担水準0.25以上0.3未満			0					
	/III	負担水準0.2以上0.25未満			0					
	旭	負担水準0.15以上0.2未満		8						
		負担水準0.1以上0.15未満		9						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0						
)	負担水準0.05未満	2		0					
		計	2	2	0	251, 491	46, 294	3, 712, 295, 899	⁷ 1, 204, 216, 615	305, 241
		負担水準1.0以上	2	3	0	3, 934	3, 922	276, 509, 200	92, 169, 730	8, 865
	小	負担水準0.95以上1.0未満			0	1, 399	1,081	111, 792, 706	36, 498, 295	2,572
		負担水準0.9以上0.95未満			0	1, 179	628	93, 828, 879	28, 864, 422	2, 369
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	520	427	59, 693, 446	17, 908, 033	1, 375
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	13	3	245, 393	72, 209	14
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	6	1	34, 020	9, 492	11
		負担水準0.7以上0.75未満		9		4		30, 854	7,974	8
地		負担水準0.65以上0.7未満		0		3	4	300, 444	74,650	6
		負担水準0.6以上0.65未満		1		1	2	26, 915	,	1
	宅	負担水準0.55以上0.6未満		2		1		8, 974	1,930	1
		負担水準0.5以上0.55未満		3		1		14, 163	2, 667	1
	用	負担水準0.45以上0.5未満		4						
	Lile	負担水準0.4以上0.45未満			0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満		6						
		負担水準0.3以上0.35未満			0					
		負担水準0.25以上0.3未満			0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	_	9						
	亿	負担水準0.15以上0.2未満		0						
	人	負担水準0.1以上0.15未満		1			-			
		負担水準0.05以上0.1未満 <u> </u>			0					
	\smile	負担水準0.05未満		_	0			Ն	<i>t</i> >	
		計	4	4	0	7, 061	6, 068	542, 484, 994	^{ts} 175, 615, 348	15, 223
1		l .		•						

地	方公	表番号					
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	(千円)	筆 数 (筆)
	_	負担水準1.0以上	94	5	0	43, 550	3, 206	³⁹ 161, 515, 746	⁵⁴ 107, 677, 147	51, 880
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	8, 201	579	51, 531, 091	33, 709, 203	9, 467
		負担水準0.9以上0.95未満		7		5, 328	400			6, 077
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	3, 175	262	39, 316, 859		3, 855
		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	88	6	248, 206	146, 303	108
	住	負担水準0.75以上0.8未満		0		22	6	275, 390	152, 101	37
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	9	2	300, 555	154, 998	14
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	1		5, 467	2,694	1
		負担水準0.6以上0.65未満		3				,	,	
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4		2		886	371	2
		負担水準0.5以上0.55未満		5						
	1114	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
		負担水準0.05未満		5						
		計	6	6	0	60, 376	4, 461	305, 296, 749	th 197, 371, 416	71, 441
		負担水準1.0以上	6	7	0	582	182	9, 610, 155	6, 406, 769	1,330
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	161	43	4, 187, 483	2, 726, 492	310
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	122	44	6, 154, 346	3, 795, 034	228
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	90	36	3, 939, 672	2, 363, 803	282
	ЛX	負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0	4	1	68, 245	40, 462	6
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	2		1, 425	790	3
	1	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	2		2, 328	1, 203	3
地		負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0					
	乇	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0	2	24	305, 937	135, 414	6
		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0	1		9, 795	4, 213	1
		負担水準0.5以上0.55未満		7						
		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0					
		負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0					
		負担水準0.25以上0.3未満		2						
		負担水準0.2以上0.25未満		3						
	1	負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0					
		負担水準0.05以上0.1未満		6						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	7	0					
	1	<u>=</u>		8				lo.	⁰ 15, 474, 180	



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	商業	負担水準0.7超	0 1 1 1 0	11, 347	3, 500	³⁹ 228, 597, 087	⁵⁴ 160, 017, 954	17, 5 ⁸⁰
		負担水準0.65以上0.7以下	0 1 2 1 0	15, 606	3, 059	333, 152, 611	228, 732, 492	22, 245
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	1, 596	297		30, 976, 503	2, 221
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	107	19		1, 486, 062	141
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	9	3	230, 540	131, 892	9
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	1		1,655	838	1
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0 1 8 1 0	1	1	45, 696	18, 816	1
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	1	1	37, 704	14, 960	1
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0	1		3, 953	1, 233	1
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1 0					
	ഥ	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	•	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	人	負担水準0.05未満	1 5 0					
	\sim	計	1 6 0	28, 669	-		⁽⁾ 421, 380, 750	42, 159
	商	負担水準0.7超	1 7 0	4, 735	16, 365	777, 960, 732	533, 837, 623	11, 944
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	5, 080	7, 195	722, 222, 556	487, 784, 270	12, 163
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	625	1, 113	258, 653, 905	160, 972, 997	1,976
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	53	334	23, 744, 071	14, 246, 442	95
	等	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	5	26	1, 185, 687	683, 264	11
地	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	4	17		340, 134	5
	非	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0	3	20		651, 970	3
	住	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	2		44, 238	18, 292	4
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	2	1	42, 762	16, 702	2
	_	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0	1		633	207	1
	用	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0	1		4, 392	1, 278	1
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	•	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	10, 511	25, 071	⁵ 1, 785, 896, 646	¹ , 198, 553, 179	26, 205



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	무	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	.1.1	Ħ	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
全	\$	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	93	3	0	221, 094	39, 776	³⁹ ₂ , 483, 818, 299	⁵⁴ 884, 981, 311	273, 3 ⁸⁰
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		4		16, 082	19, 865	1,006,557,819	693, 855, 577	29, 483
坩	1	税負担据置のもの	3	5	0	103, 846	25, 765	2, 993, 980, 911		136, 688
	-	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		6		18, 052	3, 698	499, 462, 512	171, 560, 348	22, 891
計	 -	負担水準0.2未満	3	7	0	0	0	0	0	0
р		計	3	8	0	359, 074	[‡] 89, 104	² 6, 983, 819, 541	[‡] 3, 212, 611, 488	
	宅	負担水準0.7超	_	9		3, 831	2,718			
	-	負担水準0.65以上0.7以下	4	0		1, 460				
	地	負担水準0.6以上0.65未満	4		0	224	113	1, 304, 408		308
そ		負担水準0.55以上0.6未満		2		48		135, 204	81, 123	105
	比	負担水準0.5以上0.55未満		3		19				22
	進	負担水準0.45以上0.5未満		4		7	2	51, 366		12
	'	負担水準0.4以上0.45未満		5		3	3	78, 041	35, 609	4
_	土	負担水準0.35以上0.4未満		6		8	12			13
の	地	負担水準0.3以上0.35未満		7		2	3	100, 918		8
	쁘	負担水準0.25以上0.3未満		- 8		4	1	31, 532		5
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		9		6	7	94, 023		9
	/	負担水準0.15以上0.2未満		0		1		8, 371	2, 093	1
他	個	負担水準0.1以上0.15未満		1						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		2						
		負担水準0.05未満	5	3	0					
)	計	5	4	0	5, 613	3, 829	44, 107, 051	30, 457, 944	10, 714

地	方公	、共 🛚]体:	コー	ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	18

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)		2)	(3)	(4)	(5)
		区	4 =	番	무	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>Д</u> — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	11	甾	7	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	宅	負担水準0.7超	90	1	0	848	24	5, 468	³⁹ 66, 154, 305	⁵⁴ 46, 307, 548 ⁶⁹	6, 679
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	382		2,074	73, 319, 849	49, 769, 608	2, 709
	20	負担水準0.6以上0.65未満		3		88		719	17, 087, 729	10, 829, 982	578
	比	負担水準0.55以上0.6未満		4		23		42	515, 817	309, 490	100
	淮	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	22		70	1, 070, 975	607, 942	138
	华	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	11		13	399, 228		50
	+:	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	6		7	596, 696	290, 063	Ç
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	13		38	1, 330, 410	593, 138	30
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	2		1	13, 599	5, 116	4
	_	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	4		3	12, 115	3, 242	4
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	1			699	175	1
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4							
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5		1					1
		計		6		1, 401		8, 435	160, 501, 422		10, 303
		負担水準1.0以上		7		49		12	15, 580	15, 580	65
		負担水準0.95以上1.0未満		8							
0)	字	負担水準0.9以上0.95未満		9		1			472	460]
	一以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.9以上0.95未港	2	0	0						
		貝也小平0.0以上0.00不個		1							
	地	負担水準0.75以上0.8未満		2	_						
		負担水準0.7以上0.75未満		3							
	21	負担水準0.65以上0.7未満		4							
	مارا	負担水準0.6以上0.65未満		5							
	比	負担水準0.55以上0.6未満		6		4			2, 673	,	(
	の	負担水準0.5以上0.55未満		7	•	1			12		
/ıla		負担水準0.45以上0.5未満		8		2			2, 513	1, 331	
他	準	負担水準0.4以上0.45未満		9							
		負担水準0.35以上0.4未満		0	•						
	土	負担水準0.3以上0.35未満		1		1			1 000	F 4.C	
	土	負担水準0.25以上0.3未満 		2		1			1,800	546	
		負担水準0.2以上0.25未満 - 毎日水準0.15以上0.25未満		3	_						
	Life	負担水準0.15以上0.2未満 毎担水準0.15以上0.15未満		5							
	地地	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		6							
		負担水準0.05大満		7							
		貝里小平V. V3不個 計		8		58		12	23, 050	19, 641	76
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		9		221, 143		39, 788	2, 483, 833, 879		273, 441
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		0		20, 761		28, 051	1, 103, 212, 344		44, 112
台	ì	税負担据置のもの		1		106, 000		29, 559	3, 097, 102, 369		142, 560
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		2	•	18, 239		3, 982	504, 293, 402		23, 415
計	L	負担水準0.2未満		3		3		0, 302	9, 070		20, 110
ĪΤ	l		_	•	•	000 110	ŧ		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, a	400 501
		計	4	4	0	366, 146		101, 380	7, 188, 451, 064	3, 352, 018, 872	483, 531



第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区	分	行	釆	무	納税義務者		地 積	決	定価格	課税標準額	誓	善数
			<i>)</i>]	11	田	b	(人)		(千m²)		(千円)	(千円)		(筆)
_	本則	による (価格の3分の2)	課税がなされたもの	90	1	0	12	24		39		54	69	8
般	1	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0								
	1	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0								
市	1	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0										
街	上		負担水準0.6以上0.7未満	0										
化	記		負担水準0.5以上0.6未満	0										
16	以		負担水準0.4以上0.5未満	0										
区	外負	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0										
域			負担水準0.2以上0.3未満	0 1										
			負担水準0.1以上0.2未満	1										
農			負担水準0.1未満	1 1	1	0								
地			計	1	2	0	φ 0	ل ا	0	6	0	0	る	
	本則	による課税がなされたも	Ø.	1										
_	1	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0								
介	F 3	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0								
	1	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満			0								
在	記		負担水準0.6以上0.7未満			0								
	н		負担水準0.5以上0.6未満	1										
	ы		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0								
農	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2 1										
			負担水準0.2以上0.3未満	2							<u> </u>			
地	外		負担水準0.1以上0.2未満	2		_								
			負担水準0.1未満	2		_					·			
			=	2	4	0	0)	0		0	0		

地方公共団体コ	− k	表律	等号
2 8 1 0	0 0	⁷ 6	28

第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		X	/\	⁄=	亚	: 号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		区	分	11	畓	万	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
	本貝	則による課税がなされた。	もの	⁹ 2	5	0	¹² 592	1, 05	³⁹ 137, 462	137, 462	69	1, 9 ⁸⁰ / ₂
_		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満			0	20		7 619	616		36
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0						
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0						
般	上		負担水準0.6以上0.7未満	2	9	• 0	1		1 89	2		1
,,,,,	記		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0						
	以		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0						
農	外	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0						
			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0						
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	1 0						
地			負担水準0.1未満	3	5	0						
			1	3	6	0	613	1, 06	138, 170	138, 080		2, 009
	本貝	川による課税がなされた。	もの			1 0	592	1, 05	137, 462	137, 462		1, 972
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0	20	(619	616		36
	H.	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	. 0	0		(0		0
合		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0	0	((0		0
	記		負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0	1		1 89	2		1
	п		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	1 0	0		(0		0
	171		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0	0	((0		0
⇒ 1	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	. 0	0		(0		0
計	7.1		負担水準0.2以上0.3未満			0			(0		0
	外		負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0	0		(0		0
			負担水準0.1未満			i 0	0		(0		0
			計	4	8	0	613	n 1,065	3 3 138, 170	b 138, 080	を	2,009

地	方公	:共區]体	コー	ド	表都	译号
2	8	1	0	0	0	9	7

第97表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(6)	(7)
	地 目 等		特	河 率	宅	1	•	等	農	土	土	地計	家	屋
		行番号	参酌	基準	宅	地	その	の他の		(7 m)		(7 III)		(* III)
区分				坐 平		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
法附則第15条第37項(備蓄倉庫)	評 価 額	0 1 0	12	15	18		28 		38		48	/	58	8/
	課税標準額	0 2 0	3	4							/			
			条例で定	める割合										
	評 価 額	0 3 0												
	課税標準額	0 4 0										/		

Ⅳ 償却資産に関する概要調書等報告書

地	方公	共国]体:	1 —	ド	表番	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_							(1)	(2)	(3)
	個人・法人の別	区分	行:	番号	45	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ)(人)
	個	人	9	1	0	12	9, 453		30 38 2, 249
	法	人	0	2	0		28, 308	15, 409	12, 899
	合	計	0	3	0		37, 761	22, 613	15, 148

12 8 1 1 1 0 1 0 1 0 ⁷ 7 1 0	地方	公共国	団体:	ュー	ド	表看	番号
	¹ 2 8	1	0	0	0	7	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

								((1)				(2)			(3)			(4		
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標準の特例表 適用を受けるもの	準 見定の り(イ) (千円)	額 (イ)	の 以外の	内)もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物		1	I I 0 I	12		282,	139, 960	25		27	1, 30	9, 149	10, 68	82, 505	51		260, 62	26, 644
村長	機械	及び	装 置		2	<u> </u>			424,	231, 414			41	7, 83	3, 585	5, 3	45, 362			412, 48	88, 223
が 価 格	船	. ,	帕		3	0			9,	376, 609				5, 60	4, 734	3, 7'	71,874			1, 83	32, 860
等を	航	空	機		4	ı			1,	342, 912				1, 34	2, 912					1, 34	42, 912
決定	車両及	及び運	搬 具		5	ı			14,	384, 174			1	1, 67	2, 379	2, 7	10, 803			8, 96	61, 576
し た	工具,	器具及	び備品		6	ı			229,	060, 469			22	8, 56	3, 970	1, 4'	79, 173		,	227, 08	84, 797
も の	小		+ (ハ)		7	0			960,	535, 538			93	6, 32	6, 729	23, 98	89, 717		!	912, 33	37, 012
法十 第九	総務大臣 定し, i	配分し	たもの	0	8	0			320,	869, 397			28	7, 51	8, 054						
三条百関	道府県知 決定し,	口事が促 配分し	価格等を したもの		9	I			36,	110, 939			3	3, 33	9, 346						
八係	小	章	+ (=)	1	0	0			356,	980, 336			32	0, 85	7, 400						
法第74 県知事	3条第1項の が価格等を	の規定に 決定した	より道府こもの(ホ)	1	1	0															
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)		2	1 1 0 1		1,	317,	515, 874			1, 25	7, 18	4, 129						
同内	市町	村分	の額		3	0							1, 25	7, 18	4, 129						
上訳	道府	県 分	の額	1	4	i 0															

地	方グ	共区	団体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	77	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)				(2)					(3)			(4)				
	種	*	頁	行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税適用	. 税標準の を受け)特	もの((イ)	額 (イ)	の以外	内 のもの		
市	構	築	 物	9 ()	1	. 0	12		5.	(千円) 967, 148	25				(千円) 7, 148	38			(=	千円)	51		5. 9	(千円) 63 967, 148	
时村	機 械				1 1 1 2	 				071, 384					1, 384)71, 384	
長が価	船		舶		- 3	<u> </u> 				362, 113					4, 121				177	, 991				6, 130	
格等		· 空			°	<u> </u>									0					, 001					
を 決			運搬具			<u> </u> 				4, 589					4, 589									4, 589	
定 し			及び備品			<u> </u>			3,	762, 814					2, 814								3, 7	762, 814	
たも	小		計 (ハ)			<u> </u> 			12, 990, 056				177, 991			, 991	1 12,			312, 065					
法十	総務大日	豆が価	格等を決	0	 8	i i ()			<u> </u>	168, 048				<u> </u>						_					
第九三条	道府県外	知事が	したもの価格等を		 9	I I I ()													_	_					
百関八係	伏足し,		したもの 計 (二)	1	0	i i ()				0					0					_					
法第74	 3条第1項 が価格等な	の規定	により道府 たもの(ホ)	1	1	0												_	_	_				_	
			+ (ホ)	1	2	0			13,	168, 048			1	2, 99	0, 056					_					
同内	市町	村分	か 額	1	3	0				_			1	2, 99	0, 056					_					
上訳	道府	県 分	かの額	1	4	i –														_				_	

地	方公	:共同]体:	コー	ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	77	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								((1)				(2)				(3					(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課 課税標 適用を	税 (準の) ・受け	標特例類	準 規定の り(イ) (千円)	(1)	の以外	内のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1		12		276,	172, 812	25		26		2, 001	38		10, 6	82, 505	51		254, 6	59, 496
村長	機械	及び	装 置		2	0			421,	160, 030			41	4, 76	2, 201			5, 3	45, 362	2		409, 4	16, 839
が 価 格	船		舶	0	3	0			9,	014, 496				5, 42	0, 613			3, 5	93, 883	3		1,8	26, 730
等を	航	空	機		4	0			1,	342, 912				1, 34	2, 912							1, 3	42, 912
決定	車両	及び追	重搬 具		5				14,	379, 585			1	1, 66	7, 790			2, 7	10, 803	3		8, 9	56, 987
した	工具,	器具及	び備品		6	0			225,	297, 655			22	4, 80	1, 156			1, 4	79, 175	3		223, 3	21, 983
も の	小	· =	+ (ハ)	0	7	0			947,	367, 490			92	3, 33	6, 673			23, 8	11, 726	6		899, 5	24, 947
法十 第九	総務大日 定し,	豆が価料配分し	各等を決 たもの	0	8	0			320,	869, 397			28	7, 51	8, 054								
三条	道府県第決定し、	知事が信 配分し	西格等を したもの	0	9	0			36,	110, 939			3	3, 33	9, 346								
百関八係	小	· =	+ (=)	1	0	0			356,	980, 336			32	0, 85	7, 400								
法第74 県知事	l3条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	より道府 こもの(ホ)	1	1	0																	
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0		1,	304,	347, 826			1, 24	4, 19	4, 073								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1, 24	4, 19	4, 073								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

地	方グ	大公]体:	ュー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

							(1)		(2)		(3)			(4)			(5)		(6)		(7)			(8)
					1	決	定	価 格			票準 <u>(B</u>				準額	決	定定	西 格	課税					標準額
		区 分	行	番	号		(4)	/ - 7 III) (,	A) ×	(B)	_		(1)	(7 III)	の特	例 2		(A)	×	
	第1 百	(送電用資産・電気事業用)	9	- :		12	(A)	(千円) (B) 25		(C)	29)	(C,	(千円	42	(A)	(千円)	(B)	57	(C)	59		(C) (千F
	第 1 頃	() 电用真座 "电双争未用)	0	1	0					1		3								2	9			
法		(変電所・電気事業用)	0	2	0				1	3		4							;	3	Ę	5		
	第 2 項	(新線構築物)	0	3	0					1		3					3, 97	9, 342		2	(3		2, 652, 89
		(新線立体交差化施設)	0	4	0					1		6								1	ć	3		
第	第3項	(ガス事業用資産)	0	5	0			81, 49	9	1		3			27, 160	3	3	1, 791	:	2	(3		21, 19
	第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)	0	6	0					1		2												
三	第 5 項	(外航船舶)	0	7	0					1		6												
_		(準外航船舶)	0	8	0					1		4												
	第 6 項	(内航船舶)	0	9	0		7, 5	543, 749	9	1		2		3,	771, 87	1								
百	第 7 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1	0	0					1		6												
	第 8 項	(国際路線用航空機)	1	1	0					1		5								2	15	5		
匹			1	2	0					1	j	.0												
	第 9 項	(離島路線用航空機)	1	3	0					1		3							:	2	ć	3		
1.		(小型離島航空機)	1	4	0					1		4												
+	第10項	(日本放送協会)	1	5	0		ί	10, 77	3	1		2			455, 386	3								
	第11項	(日本原子力開発機構)	1	6	0					1		3							1	2	(3		
九	第13項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	7	0					1		6								1	Ç	3		
	第14項	①(青函·本四 鉄道施設)	1	8	0					1		6												
		②(青函·本四 新線構築物)	1	9	0					1]	.8								1	()		
条		③(青函·本四 新線立体交差化施設)	2	0	0					1	9	36								1	18	3		
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2	1	0					1		8								1	10)		
の	第15項	(河川事業鉄軌道用資産)	2	2	0					1		6								1	(3		
			2	3	0					2		3								5	(5		
	第16項	(宇宙航空研究開発機構)	2	4	0			14, 720)	1		3			4, 90'	7		651		2	Ç	3		43
三	第17項	(海洋研究開発機構)	2	5	0			50, 76	1	1		3			16, 920)				2	Ç	3		
		(熱供給事業用資産)		6			1, (27, 169	9	1		3			342, 389)	41	5, 451		2	Ç	3		276, 96
	第19項	(水資源機構)	2	7	0					1		2								3	4	Ŀ		

地	方グ	类区]]体:	ュー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	8 3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都	道斥	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

							(1)		(2)	(3)		(4	4)		(5)		(6)	(7)		((8)	
		区分	行	番	号	決	定 伯 (A)	西 格 (千円)	課税 の特 (B)		課 (A)	× _(票 準 額 (<u>B)</u> (D) (C) (千円)		定 (A)	西 格 (千円)	課税 の特 (B)		課 (A)	× (額 (D) (千円)
法	第 20 項	①(特定地方交通線)	9	8	0	12			25 1	27	29			42			55	57	59			71
第		②(新線構築物)	2	9	0				1	12	2						1	6				
=		③(新線立体交差化施設)		0					1	24	ł						1	12				
_		④(河川事業鉄軌道用資産)	3	1	0				1	24	ŀ						1	12				
百			3	2	0				1	(5						5	24				
四		⑤(変・送電用資産)	3	3	0				3	16	5						3	20				
		(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3	4	0		15	50, 787	1		3		50, 262			869	2	3				580
+		(科学技術振興機構)	3	5	0		2	75, 669	1	4	2		137, 835									
九		(関西国際空港㈱)	3	6	0				1	4	2											
Æ		(特定鉄道路線構築物)	3	7	0				1	4	ŀ						1	2				
条	第 26 項	(信用協同組合等)	3	8	0				3	Į	5											
0	第 27 項	(変・送電用資産(鉄道事業用))	3	9	0		43	32, 678	3		ŀ		324, 509				3	5				
=	第 28 項	(中部国際空港㈱)	4	0	0				1	4	2											
	第 29 項	(外国貿易用コンテナー)	4	1	0		1,66	52, 937	4	Į			1, 330, 350									

抴	方グ	类区]]体:	ュー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				決	定価格	課税			税標準額	決定価格	課税		課税標準額
	区 分	行者	番 号		(1) (T III)	の特		(A)	\times (B) (D)	(1) (TE)			$(A) \times (B) (D)$
		9	-	12	(A) (千円)		(C)	29	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円) 59 71
	旧第13項(立体交差化施設)	4 :	2 0			-	_						
法	旧第18項(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4 :	3 0			2	3				4	5	
	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	4 4			3, 368	1	2		1, 684				
第	旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)	4	5 0			1	3						
	旧第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	4 (6 0			1	3				2	3	
三		4 ′	7 0			1	6						
	旧第25項(日本電気計器検定所)		8 0			1	3				1	6	
百			9 0			1	2						
	旧第26項(日本消防検定協会)		0 0			1	3				1	6	
			1 0			1	2						
四	旧第27項(小型船舶検査機構)		2 0			1	3				1	6	
			3 0			1	2			. =		_	
十	旧第28項(軽自動車検査協会)		4 0		13, 440	1	3		4, 480	15	1	6	2
	四萬00萬 (桂和)高层研究機構)		5 0		114	1	2		57		0	0	
九	旧第30項(情報通信研究機構) 旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	-	6 0 7 0			1	3 6				2	3	
	旧第32項(雪崩・落石等対策設備)		8 0			3	4				5		
条	旧第32項(高圧ガス保安協会)		9 0			1	3				1	6	
710	旧为62.4 (同压及7、体交侧五)		0 0			1	2				1	0	
D	旧第32項(自動車安全運転センター)	6				1	6				1	3	
0)	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		2 0			1	2						
_	旧第34項(有線放送電話業務用資産)		3 0			1	6				1	2	
三		-	4 0			2	3						
	合計	6	5 0		12, 167, 664	-	_ =		6, 467, 819	4, 428, 119	_		2, 952, 071

地	方グ	共区]体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

都 道 府 県 名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)		(3)		(4)			(5)		(6)		7)		(8		
	F		<i>i</i> —	TF.	П	決	定価	格	課税				標準		決	定価		課税				税模		
	区	分	行	番	方		(A)	(千円)	の特		(C) C)	(A)		(D) (千円)		(A) (₹		の特		(C) C)	(A)	× (
	第 1 項(倉庫		9	:		12	(A)	(十円)	(B) 25	27	C)	29	(0)	(干円)	42	(A) (7		(B)	57	U)	59		C) (T	·円) 71
		+ 17/	0	1	0				1		2					767,	999	3		4			575, 9	999
			0	2	0				5		6							7		8				\neg
法	第 2 項(公共	共の危害防止施設等)	0	3	0		5, 58	7, 108	1		6		93	1, 185		843,	772	1		3			281, 2	257
			0	4	0			1,653	2		3			1, 102		49,	338	1		2			24, 6	369
			0	5	0				3		4													
附	(地域決定型均	地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	6	0				_		-													
	第3項(国内	内路線用航空機)	0	7	0				2		3							2		5				
	第 5 項 (沖絲	縄電力(㈱)	0	8	0				2		3													
則	(沖糸	縄電力㈱の変・送電用資産)	0	9	0				2		9							4		9				
只り			1	0	0				2		5							1		2				
	第6項(大規	規模地震防災応急対策用資産)	1	1	0				2		3						318	3		4			2	239
444		本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	2	0				1		2							3		5				
第	第8項 (高層	度テレビジョン放送施設)	1	3	0		77	4, 255	3		4		58	0,691		32,	193	2		3			21, 4	162
				4			2	7,830	1		2		1	3, 915				4		5				
	第 9 項 (雨水	水貯留浸透施設)	1	5	0				1		2							2		3				
+	(地域決定型均	地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	6	0				_		-													
	第10項(低2	公害車燃料等供給施設)	1	7	0				2		3													
	第11項(国際	祭船舶)	1	8	0				1		18													
五.	第 12 項 ①(特	特定鉄道事業讓受資産)	1	9	0				1		2													
	②(*	新線構築物)	2	0	0				1		6							1		3				
	3(7	立体交差化施設)	2	1	0				1		12							1		6				
条	4 (ji	可川事業鉄軌道用資産)	2	2	0				1		12							1		6				
米			2	3	0				1		3							5		12				
	5 (1	雪崩・落石等対策設備)	2	4	0				3		8							5		12				
	6 (3	変・送電用資産)	2	5	0				3		8							3		10				

地	方公	ド	表都	番号			
2	8	1	0	0	0	7	8 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)	(3)			(4)			(5)		(6)		(7)		(8)	
			,-	TF.	п	決	定位	E 格		標準 (B)				準額	決	定值	田 格			集 (B)		標準	
		区 分	行	番	亏		(A)	(千円)		例率 (C)	(A)	Χ.		(D) (千円)	,	(A)	(千円)		* 例 =	(C)	(A)		(D) (千円)
	第 13 項 ((鉄道車両安全向上設備)	9		:	12	(Λ)	(111)	25	27	29		(0)	(111)	42	(A)	(111)	55	57	(C)	59	 (0)	71
			2	6	0				1	l	2								1	2	ł		
			2	7	0				1	L	3												
法	第14項((低床車両)	2	8	0				1	l	4								1	3	3		
	第15項((新造車両)	2	9	0		5, 4	20, 242	1	l	2		2, 7	10, 121					2	Ç	3		
				0					3	3	5												
附	第16項((PFI公共施設)		1	•				1	l	2												
		(都市利便施設)		2	•				1		2								3	5	;		
		(成田国際空港㈱)		3	i				4	1	5												
Bil		(国立大学校舎)		4	ī				1	l l	2												
則		(スーパー中枢港湾)		5				81,074			2			40, 537									
		(都市鉄道利便増進施設)		6				48, 811	2	2	3		7	65, 874									
		(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)		7				88, 566	1	L	2			44, 283				:	3	5	<u>;</u>	 	
第		(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)		8	•		6	23, 321	3	3	5		3	73, 993									
		(鉄道事業再構築事業)	_	9	_				1	l l	4												
	第25項((バイオ燃料製造設備)		0	•				1	l	2												
+		(指定会社等の特定用途港湾施設)	4	1	0		2	53, 017	1	l	2		13	26, 508									
		(特定特殊自動車)		2					3	3	5												
	第29項((国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	3	0				1	l	2							:	2	3	3		
	第30項((津波対策に資する港湾施設等)		4					1	l	2												
五.		(津波避難施設等)		5					1	l	2												
		(移動等円滑化のための設備)	4	6	0				2	2	3												
	第34項((再生可能エネルギー発電設備)		7	•		1	03, 886	2	2	3			69, 257									
条	第35項((熱電併給型動力発生装置)		8					5	5	6												
//	第36項((鉄道耐震補強設備)	4	9	0				2	2	3												
	第38項((特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	5	0	0				2	2	3												
		合 計	5	1	0		29, 5	09, 763	-		-		13, 3	57, 466		1, 69	3, 620)		-		903	3,626

地	方々	表番号					
2	8	i i 1	0	i i ()	i i ()	7	5 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			(1)	(2)	3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区分	行番号	決定価格	課税標準の特例率			決定価格	課税の特		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)
			(A) (千円)	(B) (c	C)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
	旧第3項(公害防止設備)	0 1 0	12	25 27	29		42	55	57	59 71
			2, 559		3	853		2	3	
法		0 2 0	8, 675	1	2	4, 338		3	4	
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 3 0		1	3			1	2	
附		0 4 0		3	5					
114	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0 5 0		1	2			2	3	
	旧第6項(緑化施設)	0 6 0		1	2			1	3	
則	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	0 7 0	60, 453	2	3	40, 302		5	6	
	旧第7項(鉄道駅の耐震補強工事)	0 8 0		2	3					
	旧第8項(廃棄物再生処理用機械設備)	0 9 0		2	3			3	4	
第		1 0 0		4	5			5	6	
	旧第12項(鉄道駅総合改善事業)	1 1 0		3	4					
1	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1 2 0		3	5			1	2	
'	旧第15項(地方卸売市場)	1 3 0		4	5			3	4	
		1 4 0		1	2			2	3	
五.	旧第15項(広帯域加入者網構築設備)	1 5 0		2	3			4	5	
	旧第16項(有線テレビジョン放送施設)	1 6 0		4	5					
Ø	旧第17項 ①(立体交差化施設)	1 7 0		1	6					
条	②(旧交納付金法附則第19項)	1 8 0		_	_					
	③(旧交納付金法附則第20項)	1 9 0		_	_					
	の(旧文神打) 並伝門則第20項)	1 9 0								

地	方グ	ド	表番号					
2	8	1	0	i i ()	0	7	5	

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府	県 名	兵庫県
市町	村名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区 分	行番号	決定価格	課税の特		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)	決定価格	課税の特		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)
	<u></u>	1」 笛 万	(A) (千円)		例 学 (C)	(A) へ (B) (D) (千円)	(A) (千円)		例 学 (C)	(A) 人 (B) (D) (千円)
	旧第18項(家畜排せつ物管理施設)	9 1 1	12	25 2	27	29	42	55	57	59 71
		2 0 0		۷	J			3	4	
法	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 1 0		1	2					
123	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 2 0		2	3					
	旧第20項(電気通信信頼性向上設備)	2 3 0	179, 352	5	6	149, 460	48	4	5	38
附	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 4 1 0		1	3			2	3	
hl.1		2 5 0		1	2					
	旧第21項(共同研究施設)	2 6 0		3	4					
н.,	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	2 7 0		2	3					
則	旧第28項(障害発生防止電気通信設備)	2 8 0		5	6					
	旧第28項(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	2 9 0		3	4					
	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	3 0 0		-	-					
第	旧第29項(公共アプリ導入促進設備)	3 1 0		2	3			3	4	
	旧第31項(牛処理衛生設備)	3 2 0		1	2					
	旧第32項(ICカードを利用するための機械)	3 3 0		4	5					
+	旧第34項(事業用太陽光発電設備)	3 4 0	36, 562	2	3	24, 375				
	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 5 0		1	2					
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 6 0		1	2			1	4	
五.	旧第37項(次世代通信網構築設備)	3 7 0		3	4		111, 711	4	5	89, 369
	旧第39項(テレワーク電気通信設備)	3 8 0		2	3					
	旧第45項(地下駅火災対策)	3 9 0		2	3					
条	旧第46項(地下浸水対策)	4 0 0		2	3					
	旧第54項(鉄道再生事業)	4 1 0		1	4					
	合 計	4 2 0	287, 601	-		219, 328	111, 759	_	-	89, 407

坩	1方:	表番号						
2	I I 8	Î] 	i Li(0 1	0	0	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
					決定価格	課税		3	標準額	決定価格	課税		課 税 標 準 額
		×	分	行番号		の特	例 率 (C)	$(A) \times$				例率 (C)	$(A) \times (B) (D)$
					(A) (千円)		(C)		(C) (千円)			(C)	(C) (千円)
法	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項·立体交差化施設)	0 1 0	12	25 1	3	29		42	55	57	59 71
			①(三島特例)	0 2 0		1	2						
附		三条	②(新線構築物)	0 3 0		1	6				1	. 3	
Tu!		一条 島	③(新線立体交差化施設)	0 4 0		1	12				1	6	
則	第	特の	④(新造車両)	0 5 0		1	4				1	3	
第			⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0 6 0		1	12				1	. 6	
217		例三	⑥(青函・本四 鉄道施設)	0 7 0		1	12						
+		と各	⑦(青函・本四 新線構築物)	0 8 0		1	36				1	18	
	2	法項	⑧(青函・本四 新線立体交差化)	0 1 9 1 0		1	72				1	36	
五		弗	⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1 0 0		1	16				1	. 20	
条		三と	⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 1 0		1	6				1	. 3	
宋		百の		1 2 0		1	12				5	12	
の	項		⑪(車庫構築物・立体交差化施設)	1 3 0		1	6						
		四 連 十	⑫(雪崩・落石等対策設備)	1 4 0		3	8				5	12	
二		_ 九 乗	⑬(変・送電用資産)	1 5 0		3	10				3	8	
		九二	⑭(鉄道耐震補強設備)	1 6 0		1	3						
法五			①(承継特例)	1 7 0		3	5						
附条	承	と旧金 三交法連	②(旧交納付金法附則第17項·立体交差化施設)	1 8 0		-	-						
貝川	格特	三文伝 島納と _乗	③(三島特例)	1 9 0		3	10						
第一	例	付の	④(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 0 0		-	-						
+=	旧复	第2項((基盤整備事業)	2 1 0		-	-						
			旧第2項 (三宅村特例)	2 i 2 i 0		1	2						
			旧第5項 (能登半島地震特例)	2 3 0		1	2						
旧法阵	計則第	十六条の		2 4 0		1	2						
			旧第11項 (立体交差化施設)	2 5 0		1	3						
			旧第14項 (新潟県中越地震特例)	2 6 6 0		1	2						
		台	計	2 7 0	0	_	_		0	0	_	-	0

地	地方公共団体コード								
2	8	1 1 1	1 0	0	0	7	8 7		

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第56条,法附則第56条の2)

都道府	牙 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

							(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	<u>X</u>	分	行	番	号	決	定価格	課税の特	例 率 (C)	1	税標準額 × (B) (D)	決定価格	課税の特	例 率 (C)	課税標準額 (A) × (B) (D)
ÿ+ r.4	·則第五十六条	第12項(東日本大震災・津波被災)	9	1	0	12	(A) (千円)		(C) 27 2	29	(C) (千円)	(A) (千円) 42		(C)	(C) (千円)
公 門	則弟五十八朱	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	ı			1	2						
法附	第 3 項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0			2	3						
則	法則五六と連 附第十条の乗	②(被災代替鉄道施設等)	0	4	0			1	3						
第	第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0			1	4						
五十		②(新線構築物)	0	6	0			1	12				1	6	
十 六		③(新線立体交差化施設)	0	7	0			1	24				1	12	
条		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	8	0			1	24				1	12	
Ø			0	9	0			1	6				5	24	
		⑤(変・送電用資産)	1	0	0			3	20						
	合	<u></u>	1	1	0		0	-	_		0	0	_	_	(

地方	公共区	団体:	コー	ド	表看	昏号
12 8	1	0	0	0	7	8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1 0	12 22, 613	8, 837, 2 ³³
150 万以上 160 万円未満のもの	90 2 0	12 376	²¹ 582, 186
160 万以上 170 万円未満のもの	90 3 0	12 319	²¹ 525, 75 ³ 1
170 万以上 180 万円未満のもの	9040	12 332	580, 839
180 万以上 190 万円未満のもの	90 5 0	12 293	542, 299
190 万以上 200 万円未満のもの	90 6 0	329	640, 668
200 万以上 250 万円未満のもの	90 7 0	1, 274	21 2, 857, $9\mathring{0}\mathring{9}$
250 万以上300万円未満のもの	90 8 0	1, 003	2, 750, 4 ³³ / ₇₈
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 0 9 0	5, 543	30,343,365
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0 0	2, 144	30, 250, 333
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1 1 1 0	12 871	21, 263, 85
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2 0	1, 614	²¹ 87, 343, 1 ³ 3
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1 3 0	1, 050	1, 079, 503, 2 ³ 3
計	⁹ 1 4 0	37, 761	1, 266, 021, 3 ³³ / ₇ 8
法第389 大臣配分分	⁹ 1 5 0	189	287, 545, 632
の 条 関 係 知事配分分	91 6 0	12 4	33, 339, 346
	91 7 0	12	21 33

地力	表番号					
2	8 1	0	0	0	7	98

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

_			(1)	(2)
区 分	行番	号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	90 1	0	7, 20	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
150 万以上 160 万円未満のもの	⁹ 0 2	0	12 9.	141, 1334
160 万以上 170 万円未満のもの	90 3	0	12 8'	· ·
170 万以上 180 万円未満のもの	90 4	0	12 9:	3^{21} 163, 070^{33}
180 万以上 190 万円未満のもの	90 5	0	7	·
190 万以上 200 万円未満のもの	906	0		163, 167 163, 167
200 万以上 250 万円未満のもの	907	0		5^{21} 660, 946^{33}
250 万以上300万円未満のもの	90 8	0	22	5^{21} 616, 472^{33}
300 万以上 1,000 万円未満のもの	909	0	999	9^{21} 5, 240, $0\frac{3}{2}$
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0	0	12 22-	
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	91 1 1	0		1, 187, 662
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2	0		1, 203, 332
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1 3	0		2^{21} 306, 70^{33}
計	914	0	9, 45	3 ²¹ 15, 850, 531
佐男 389	⁹ 1 5	0	12	21 33
の 条 関 係 知事配分分	⁹ 1 6	0	12	21 33
訳 法第 743 条 関 係	⁹ 1 7	0	12	21 33

地	表番号						
1 2	8	1	0	0	0	78	08

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数 (人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	⁹ 0 1 0	15, 409	²¹ 5, 976, 77 ² 4
150 万以上 160 万円未満のもの	90 2 0	12 285	$441,05^{39}_{2}$
160 万以上 170 万円未満のもの	90 3 0		²¹ 382, 3 <i>7</i> ² 4
170 万以上 180 万円未満のもの	9040	12 239	²¹ 417, 76 ³
180 万以上 190 万円未満のもの	90 5 0	12 222	²¹ 410, 83 ⁸
190 万以上 200 万円未満のもの	90 6 0		²¹ 477, 50 ³ 1
200 万以上 250 万円未満のもの	90 7 0	12 979	²¹ 2, 196, 96 ³
250 万以上300 万円未満のもの	90 8 0	12 778	2, 134, 00 8
300 万以上 1,000 万円未満のもの	90 9 0	12 4, 544	²¹ 25, 103, 32 ³ 0
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91 0 0	1, 920	²¹ 27, 217, 64 ³ 7
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1 1 0	12 821	²¹ 20, 076, 19 ³
3,000 万以上1億円未満のもの		1	²¹ 86, 139, 86 ³ 1
1 億 円 以 上 の も の	91 3 0	1, 048	1, 079, 196, 54 ³ 9
計	⁹ 1 4 0	28, 308	1, 250, 170, 84 ³³
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5 0	189	21 287, 545, 652
の 条 関 係 知事配分分	⁹ 1 6 0	12 4	²¹ 33, 339, 34 ³ 6
	⁹ 1 7 0	12	21 33

地	方公	共団	体=	ı —	K	表看	8号
2	8	1 !	0	0	0	9	9

第99表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)		(2)	(3)		(4)		((5)	(6)	(7)		(8)	
					決	定価	i 格	条例で		課移	想標 3	準 額	決定	価格	参酌	基準 (B)	課	税標	準 額
区	分	行	番	뭉				る害	合 (C)	$(A) \times$	(B)	(D)				(C)	(A)	\times (B)	(D)
						(A)	(千円)	(B)	(C)		(C)	(千円)	(A) (千円)	(B)	(C)		(C)	(千円)
		9	1	l 	12			25	28	31			44		57	60	63		75
法附則第15条第2項第6号	(公共の危害防止施設等)	0	1	0										0	3	4			0
			:	-															
法附則第15条第9項	(雨水貯留浸透施設)	0	2	0										0	2	3			0
			1	ı															

V 市町村交付金に関する概要調書等報告書

地	方グ	类医]体:	表番号			
2	8	1	0	0	0	78	98

平成25年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		,	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
					插格	7	f 通 知	 価 格)	産	1
	区 分	行番号		<u> </u>	<u>地</u> 地	I		屋) //	I	m 16 31 (n)
	<u> </u>	1, ш	件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	償却資産 価格(C)	行番号	価格計(D)
			计 奴	\mathcal{M} 里 $\binom{m^2}{m}$	(千円)	十 奴	数 里 (m²)	(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 1 0	188	99, 000	³⁰ 12, 626, 107	40	46	56	66 75	0 1 1 1	12, 626, 107
付	特例の適用がある も の 1/3の適用があるもの	0 2 0	5	512	87, 372					0 2 1	87, 372
資	2/5の適用があるもの	0 3 0				53		5, 775, 372		0 3 1	5, 775, 372
産	上記以外のもの	0 4 0		504, 071	7, 400, 995	2		280, 511	213, 659	0 4 1	7, 895, 165
	計	0 5 0	395	603, 583	20, 114, 474	55	83, 720	6, 055, 883	213, 659	0 5 1	26, 384, 016
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの									0 6 1	0
港る	特例の適用がある1/3の適用があるもの	0 7 0								0 7 1	0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0 8 0								0 8 1	0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの	0 9 0								0 9 1	0
に資	1/4の適用があるもの	1 0 0								1 • 0 • 1	0
供産	計	1 1 0	0	0	0	0	0	0	0	1 1 1	0
国	有林野に係る土地	1 2 0	2	4, 149, 787	44, 859					1 2 1	44, 859
発は供電送す	発電所の用に供 10% 1 10% 1 10 	1 3 0								1 3 1	
所・変としている。	する固定資産特定多目的ダム法の規定の適用を受	1 4 0								1 4 1	0
変設 電 の 電 用 資	変電所又は送電施設の用に供する固定資産									1 5 1	C
又に産		1 6 0	0	0	0	0	0	0	0	1 6 1	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1 7 0								1 7 1	
道供	カ係 公 _z ダムの用 1/2の適用があるもの	1 8 0								1 8 1	
施す	👢 に供する 3 / 4 の適用があるもの	1 9 0								1 9 1	
7	┃ ☆	2 0 0								2 0 1	
超	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2 1 0								2 1 1	0
寺定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるもの	2 2 0								2 2 1	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2 3 0								2 3 1	0
用産		2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	0
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 0								2 5 1	0
	合 計	2 6 0	397	4, 753, 370	20, 159, 333	55	83, 720	6, 055, 883	213, 659	2 6 1	26, 428, 875

地	方グ	类医]体:	ュー	K	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	78	98

平成25年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	———				(9)	((10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)		
							公		7	有			産			
					行番号		Ť		帳 征		(通 知	価格)		
	区 分	行		土				地		家	屋	償却資産	行 番 号	価格計(D)		
					件 数	数	量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	11 18 7			
					11 %	90	≖ (m²)	(千円)	口 数	\mathcal{M} 里 (\mathbf{m}^2)	(千円)	(手円)		(A)+(B)+(C) (千円)		
代	法第4条第1項の 1/6の適用があるも <i>0</i>	9	1	9	12	18	791 945	30 52 014 729	40	46	56	66 /5	9	12 23 52 014 729		
貸			i ¹ i	4	126		721, 245	52, 014, 738			/		0 1 1 3	52, 014, 738		
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの		2		3		1,928	387, 940					0 2 3	387, 940		
資	2/5の適用があるもの	0	131	2					129	856, 925	80, 508, 046		0 1 3 1 3	80, 508, 046		
	上記以外のもの	0	4	2	11		24, 448	2, 542, 693	3	13, 044	1, 300, 842	37, 025	0 4 3	3, 880, 560		
産	計	0	5	2	140		747, 621	54, 945, 371	132	869, 969	81, 808, 888	37, 025	0 5 3	136, 791, 284		
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0	6	2									0 6 3	0		
港る	特例の適用がある $1/3$ の適用があるもの		7			1							0 7 3	0		
の固	も の 2/5の適用があるもの		8 1	2									0 8 3	0		
用定	「	0	9	2									0 9 3	0		
に資	上記以外のもの $1/2$ の適用があるもの $1/4$ の適用があるもの		0										1 0 3	0		
供産	· 計		1	2	0		0	0	0	0	0	0	1 1 1 3	0		
玉	有 林 野 に 係 る 土 地	1	2	2									1 2 3			
発は供) 1	3	2									1 3 3	0		
電送す	発電所の用に供替定多目的ダム法の規定の適用をする固定資産特定多目的ダム法の規定の適用を	受 1	1 1	0									1 4 3	0		
所・変との	9 る 回 た 貝 座 ける多目的ダムに係るもの		4	2									1 4 3	0		
変設宣	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	至 1	5	2									1 5 3	0		
電の定 所用資		_ 1												Ů		
又に産		1	6	2	0		0	0	0	0	0	0	1 6 3	0		
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	<u>t</u> 1	7	2	3		370, 207	3, 787, 312					1 7 3	3, 787, 312		
道供	^{方係} ダムの用 1/2の適用があるもの) 1	8	2	/								1 8 3	0		
施力を	営まして供する 3/4の適用があるもの) 1	9	2									1 9 3	0		
\sim	金も	2	0	2					1	29	7, 558	7, 624	2 0 3	15, 182		
設置	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	_	1 1								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2 1 3	0		
等定	法の規定の適用 3/4の適用があるもの	2	2	2									2 2 3	C		
の資	を受ける多目的 3/4の適用があるもの		3										2 3 3	(
用産	라	_	4		3		370, 207	3, 787, 312	1	29	7, 558	7, 624		3, 802, 494		
石油	備蓄施設の用に供する固定資産		5					3,131,012			.,,000	-,, 021	2 5 3	5, 5, 5, 10,		
	合 計	_	6		143	1	, 117, 828	58, 732, 683	133	869, 998	81, 816, 446	44, 649		140, 593, 778		

1	#	表番号						
12		8	1	0	0	0	⁷ 8	98

平成25年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
				国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増減額
	区	分	行番号	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(A) (注: 百円未満の端数は生 しないものであること	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(B) (注: 百円未満の端数は生 じないものであること	(A) + (B) (C) (円) 注:百円未満の端数は生 じないものであること	(D) (円) 注: 百円未満の機数は生 じないものであること	(C) - (D) (円)
貸	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	90 1 4	¹² 2, 104, 351	²² 29, 460, 800	³⁴ 8, 669, 123	⁴⁴ 121, 367, 700	⁵⁶ 150, 828, 500	162, 531, 200	△ 11, 702, 700
付	特例の適用があるも の	1/3の適用があるもの	0 i 2 i 4	29, 124	407, 600	129, 313	1, 810, 300	2, 217, 900	2, 670, 600	△ 452, 700
資		2/5の適用があるもの	0 3 4	2, 310, 149		32, 203, 218	450, 845, 000	483, 186, 800	, ,	△ 656, 400
産	上 記 以		0 4 4		110, 531, 800	3, 880, 559	54, 327, 700	164, 859, 500	168, 168, 600	△ 3, 309, 100
		計	0 5 4	12, 338, 777	172, 742, 000	44, 882, 213	628, 350, 700	801, 092, 700	817, 213, 600	△ 16, 120, 900
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0 6 4					0		0
港る	特例の適用がある		0 1 7 1 4					0		0
の固	もの	2/5の適用があるもの	0 8 4					0		0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0 9 4					0		0
に資		1/4の適用があるもの	1 0 4					0		0
供産		計	1 1 4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有 林 野	に係る土地	1 2 4	44, 859	628,000			628, 000	591, 800	36, 200
発は供	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1 3 4					0		0
電送するの施	する固定資産・	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的 ダムに係るもの	1 4 4					0		0
・変電で施設の関	変電所又は送電旅	・ 施設の用に供する固定資産	1 5 4					0		0
所用資 又に産		計	1 6 4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1 7 4			3, 787, 312	53, 022, 300	53, 022, 300	52, 952, 400	69, 900
道供	_{方係} 公 _ス ダムの用	1/2の適用があるもの	1 8 4					0		0
追いま	堂 ルサナフ	3/4の適用があるもの	1 9 4					0		0
施る	c 供りる 企も 固定資産	特例率の適用がないもの	2 0 4			15, 182	212, 500	212, 500	223, 500	△ 11,000
設置	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2 1 4			10, 101	, 000	0	====, 000	0
等定	法の規定の適用	3/4の適用があるもの						0		0
の資	を受ける多目的		2 2 4					0		0
	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2 3 4					0		0
用産		計	2 4 4	0	0	3, 802, 494	53, 234, 800	53, 234, 800	53, 175, 900	58, 900
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2 5 4					0		0
	合	計	2 6 4	12, 383, 636	173, 370, 000	48, 684, 707	681, 585, 500	854, 955, 500	870, 981, 300	△ 16, 025, 800